

次に農村に入つてみると必ず優れた技術を持つ精農家なり篤農家が居るし、そういう名前で呼ばれなくとも麦作、稲作或は鶏の飼ひ方の第一人者があると思う。普及員は先づこういう人達を見出してその技術を科学的に検討しそれを村に交流普及することを考えねばならない。

往々縣や専門家の話を聞かなければならないと考えるのは間違いで先づ農民のものとなつた技術をその農民から廣く普及させることが何と云つても一番大切である。

何れにしてもこれらの篤農家に対してはその苦心と態度に敬意を表し、けんきよな態度で教を乞うことを忘れてはならない。

篤農家は無理して分けると二つの型があると思う。

一つは「私は稲作には自信ありますよ」と得々と語り出し、合槌をうてば何でも全部話し出す型がある。こういう型に対してはできるだけ引き出してそれを科学的に詳細に検討してよい所はどしどし普及してゆくがよからう。但しこういう型は戦時中所謂篤農家の動員等によつて「カミシモ」がかゝると講釈師化する傾向があるので余程注意しなければいけない。

往々にして世の中で少し騒がれると神懸りの神祕性を發揮して眞の農業改良の「ガン」となることがある。

黒澤式農法の非科学性

○その採種に當つては穂先の三分の一から上の部分のものをとると出穂は約一週間早い。(黒澤翁 改良稻作法三二頁)

これは誤りで種粒はどこからとつても変りはない、なぜならば種子の遺傳質は穂の大小や粒の大小と関係はないからである。○苗代の肥料は黒澤氏は坪当り焼土二升、床下の土一升、クン炭一升施せねばよいことになっている。これだけ施せば窒素十三匁、リン酸六匁五分加里二分施したと同じ効果がある。(同書六四頁)

これは明瞭な誤りでそのような肥料成分を含有しているものでない。

○霜よけの方法

さらに霜のおりそうな寒い夜があつたら梅干三粒つぶして皿にのせ苗代の水口に沈めておくと霜害をある程度防ぐことが出来るという。(同書百十五頁) かくの如きは常識判断ではできぬもので代表的な神祕性を曝け出している。(以下省略)

○然らばその実績調査をしてみると、

	草丈	莖数	一穂の数
黒澤氏の水田	七九・三種	一八・一	一一四
BA	八七・八	一五・八	一〇二
附近農家の水田	八三・三	一八・四	一〇四

昭和二十四年八月九日北佐久郡本牧村茂田井黒澤氏の水田については農林省農事試験場北陸支場木戸技官、縣農事試験場福本、田島技師、縣農業改良課山崎技師が調査した。

かくてこの成績の結果は普通稲作農家とあまりかわりがなく従つて反当六石取りなど思いもよらぬ結論が導き出されて來るのである。

—農業信州一月号 山田良太郎—

問題の焦点

(一) このような神祕的非科学的技術がなぜ迎えられるか？

一つは主唱者の理論をこえた人をひきつける力……即ち常識外の普及技術の魔力はどこにひそんで居るだろうか

一つは容易にこれにひきつけられ魅せられてゆく農民の社会的経済的環境とその心理の弱点はどこにあるだろうか

(二) 農民は果して封建的なりや?

▽五〇年も前からあつた石灰ボルドー液の調合を知らず、又馴染み深い管の石灰窒素の施用を失敗しているところからみると農民は極めて封建的消極的である……。

▽一方金のあるときは効果もないヤミ肥料を高価で平気で買つてみたり、或は最近先の見透しもなく極めて安易に「換金作物」と称して新しい作物に飛びついてゆく……。これを見ると又極めて積極的な一面がある。

篤農家にいま一つの型は黙々として自己の農業に専念して何等他人に吹聴しない型でこの半面には容易に他に自己の技術を洩らすまいと思われる節がある人である。然しながら内面的にはます／＼研究したい欲求があるのでこれらの型に対しては勿論いんぎんに教を乞う態度でゆきその人の要望なり解決したい高度の技術があるのでそれを専門技術員なりその方面によく調べて伝えてやり真に御用聞きになつて先づ種々便宜を興えその後にいる／＼聞き出しよい所を広めてゆくようにしたらよいと思う。

地域性の把握は農業技術の基本である、部落にある精農家篤農家はこういうことに経験をもち新しい技術は積極的にとり入れてゆくの出来る限りその門を叩いて意見の交換をなし、この人達を通じて浸透を計るべきである。

—愛知県改良だより—

次に篤農家に対して全く逆の所謂低位農家の引上げは何としても問題中の問題で農業改良の中心命題であるがこれはどうしたらよからうか。

こゝで従来の古い農業の指導者的組織者の行つたいろ／＼の普及方法について反省してみよう。

—講習会—

ある村で酸土解消の必要性を指導者等が感じその道の大家を招へいし講習会を開いた。講師は自分の蘊蓄を傾けて熱心にこの問題を説いた。指導者はこの会を更に有意義ならしめるために予め受講者に自分の畑の土壌の少量宛持参させた。受講者も熱心にその話をきいて大いに酸土の害を知り口々に石灰を施そうとその意氣をもらしていた。又持参の土壌を檢定してみると大抵強酸性であつた。こゝで村の指導者等は一般に強酸性の上參集者が石灰を施すだらうからやがて酸土は解消されてゆくだらうと大いに喜び合つていた。

その後ある普及員が着任し農家の圃場を巡回してみると強い酸土の所が多いように見られたので早速調べてみると確かにその通りで速かに解消する必要があるのでよい方法がないかとさん／＼考えた場合、学校の理化学の先生と相談のうえ、村の倉庫に

「ホコリ」だらけになつてゐる検定器を借りて来て澤山の生徒に理化学の実験をかね検定したところ殆んど強酸性であつた。生灰施用量も生徒が自ら算出させその害をよく説明してやつた。かくして生徒の実験は若いものの脳裡に酸土の害が深く刻みこまれ、それから解消運動が全般的に盛になつた。

「なぜ講習会は、村の実状に反して酸性が弱い、解消はた易いと判断する結果をもたらしてしまつたのだろうか」それは講習会に出るような人は中流以上の農家であり、元々農業に熱心で推肥も石灰も相当入れている農家が多かつたためである。従つて酸土の解消の話をきけば直ちに同調する物分りのよい層であつた。そしてそれ等の人は村の一部の人達であつたからである。

過去において指導者は充分なる指導技術を身につけない者が、しかもその多くは單なる表面指導、換言すれば講習会のための講習会になつてゐた点があるでわなないかと思われる。

—愛媛県農試立花技師—

—競作会—

普及方法の手段としてこの方法が屢々とられているが、たとえば米一反歩六石取りの人が現われて一つの驚異的レコードが出現してその経営なり耕種方法がもつて範にするに足りると新聞、雑誌に書きたて他の人は競つてこの真似をすると思われるが実際の農民は「あの人のように人手があればやれる」「あの人のように金も肥料もあれば……」「あの土地ならできる」と簡単に片づけでしまふ。殊にその技術が土地や労働の生産性を無視したやり方であれば全く一般に普及しない。

それよりその地方の平均反収がかりに三石であるとすれば二石五斗をとつてゐるような低位農家に一斗の引上げすることは一寸した注意でできると思う。一人や二人の人がたとえ平均反収の倍をとつても差は三石か六石、村に一〇〇戸の農家が三〇町歩の水田についてかりに反当一斗余計とつたとすれば三〇石、優に一〇倍の收穫である。たとえば特に昨年のように暖冬異変の場合自分の家で五日かゝつて麦をまくとすれば最後の日の方に春播性の麦をませただけの一寸した注意によつて一村全体では相当量の差が出て來ることであらう。

又かりに競作会において全国において一〇名の入賞者を出しその賞金が一〇〇万円であつたとしても、それ以外の縣其他団体の専門家に審査を頼まれば四五都道府縣において一縣一〇ヶ所の候補地の審査に二名づつ二回出張し、一日一、〇〇〇円の費用を投じたとすればその總額なんと一八〇万円となり、知らず／＼に多大の日子と費用をかける結果となる、競作会もやり方によつては効果があるがお祭り騒ぎのみに終始せずはつきり普及の効果を予測してかゝらねばならない。

單なる競作会は多くの農民に迷惑をかけ犠牲にする。……(G・H・Q・N・R・S前顧問 安田倫也)

—一つの反省資料—

昨來は暖冬異変で麦が異常なる徒長を來たし、特に、上小、更埴、松筑及び下伊那の平坦地はこの傾向が強く憂慮され、この対策について各方面で対策協議会或は講習講話会を開催しその徹底を図つたことは記憶に新なるところである。

徒長に対しては麦の生育——春播秋播性の基本理論より出発して各々適応策がとられるべきであることは誰しも知

四〇

るところである。

ところが——。昨年秋。

●「麦の春播性と云う言葉を聞いたことがありますか」と、普及員から小学校生徒を通じ農家にこの質問を出し、その結果は、次の通りである。

村名	農家調査総数	聞いたことのない農家数 %	聞いたことある農家数 %	聞いたことのない農家の平均面積	聞いたことある農家の平均面積
更級郡川柳村	一〇〇・〇 %	七五・五	二四・五	三反六三	三反二五
東福寺村	一〇〇・〇 %	五六・五	四三・五	四反九七	三反七七
小縣郡川辺村	一〇〇・〇 %	五二・六	四八・四	二反五〇	二反四一
中塩田村	一〇〇・〇 %	六〇・〇	四〇・〇	二反八七	三反二九
松本市	一〇〇・〇 %	四二・一	五七・九	三反〇四	二反〇三
東筑摩郡新井村	一〇〇・〇 %	三四・九	六五・一	一反九四	二反三九
和田村	一〇〇・〇 %	三六・二	六三・八	二反九五	三反一八
計	一〇〇・〇 %	五二・七	四七・三		

この外東筑摩郡波田村三二〇戸の調査では、春播性を知つて居るもの三二%、知らないもの六八%の結果が出て居る。

これで農家の程度が分り、又我々の普及活動の如何に農家に浸透して居ないかを、つくづく反省させられる。

—長野縣普及情報—

我々は技術の伝習についても徒に目を上に向けて毎年県なり試験場なりより講師を招いてするより、もつと足もとにある技術、農村にある優れた技術を広く村内に普及してその線に引上げてから始めてそれ以上のものを上に望むようにしなければいけないと思う。農村に県庁の職員である普及員を置いてあるのは何のためだろうか。これ又深く反省せねばならない。

結局普及員の活動は巡回訪問である、それによつて農村の実情をみて農家の診断をなし各々に適合した改善方法を農民と共に見つけることが重要でそして又多くの村の中から真に進み得るリーダー、たとえば熱心な青年を見つけその人を中心としてグループをつくりそれが普及の有力なる足場或は助手として農村社会改善を図らねばならない。

巡回訪問の結果、低位農家が篤農家に親しくなつて来た。

(栃木県 安藤普及員)

「人を見て法を説け」——釋迦——。今も変らぬ普及理念である。

四二

農村病の妙薬とは

農村病を癒す薬の製造元は縣の農業改良課と縣の農業改良委員会との合同製薬会社で、その販賣元は普及事務所です。妙薬は色々あるが特効薬としては自覚散(予備薬)意欲増進丸、研究丸、科学丸、信仰丸(必ず癒す、なおしてみせると言う信仰)等色々あるが、これを適当に配剤して服用すれば、吃度健康なる農村が出来てくることうけ合いです。そうしてその處方箋は地区農業改良委員会や普及員が作つてくれます。

——農業香川——

第二節 心構えと態度

かくして普及員の活動は広い視野に立つて而も現実の対象を細かに診断してそれに適合した普及方法をとるべきであるが、何としても対象のみが動き出すことを期待してはならない。自ら動かすして人を動かすことはできない。従つて普及員は頭がいくらくよくても口がどんなにうまくても技術が如何に優秀であつても農民の信頼を得なければだめで信頼されて始めて普及の成果が上るのである。

それには先づ「自らを改善せよ」であつてこれをモットーにしなければならぬ。従つて身をもつて日常の生活なり態度なり、技術の實踐なり改善して範をたれなければいけないと思う。

農地改革が日本未曾有の民主的革命であつたが、今日なお封建的な眠をむさぼつてゐる日本農業の現情において、何より大切なことは、じかに農民にふれる普及員の人間的な魅力と熱意である。

このことは、若し普及員がそう云うものでなければ、その法律や計画自体がどれ程良いものであり、利益を生み必要なものであつても、却つて農民から煩わしさや、不満を起こさせる原因となることは明かである。

一ヶ町村一人宛配置することは出来る丈直接農民に触れる意味で極めて必要なことだが、先づ普及員が公吏としてでなくその町村の一人となつてその農民に親しまれると共に仲間になりそこへ骨を埋める覚悟を持つことが期待され、且つそこで総べての意味で單に農業を改良するばかりでなく、それを通じて町村を改良する選ばれた一人となるのであり、それが理想であり任務であらうと思われる。

——二四、八、九、愛媛新聞社説——

往々にして従来の指導者のように、特に県の職員である自負から、農民の発意を尊重せず「知らしむべからず、倚らしむべし」と上から指導する態度で農民の理解と協力を考えず、一方的に押しつけ、その効果の挙らない場合には、罪を農民に帰したがる傾向は現実の時々指摘される事実であつて深く注意しなければいけない。

「普及員は農民自ら選んだ人である、我が国において農民が選んだ者を県の職員に任命する制度が他にあるだろうか」普及員は強く思いをこゝに致さねばならない。

x

x

x

普及員は第一健康の持主でこの事業を推進する熱と努力の人でなければ永続性がない。腰を落ちつけて仕事をするこ

とである。普及員は勿論月給取りである。然し供出や配給事務等に従事する職員のようにその日に追われることは少い。遊んで居てもその日を過して行かれる場合もあろう。然し今の農村では改善することは余りにも多い。

—岐阜県 小島農林部長—

普及員は数が少いとまよ／＼して居ると二三ヶ月はすぐ過ぎてしまふから発足と同時にメチャ／＼に圃場や農家に進出した。
(新潟県漆山地区 西村普及員)

次に普及員特に若い人等に欠けているのは礼儀の問題であろう。県の吏員であるとして町村長や町村の団体幹部に顔も出さず……このような小さいことから排斥された事実もある。

特に地区農業改良委員会の助言によつて活動することになつていたので委員会の意見を尊重せねばならない。県は一々具体的なことは指示しないで町村の大抵のことは委員会によく連絡して活動してもらわなければならない。

い。

礼儀の点で指摘されるのは

「会合に約束しても簡単にこれを破つて然も通知もなく平氣でいる」

「県の講師の派遣を願つて自ら迎いに行つて、その人が重い荷物を持つて山道にゆくが普及員はそれを持とうともしない」「縣へ出て來ても係の所に話をするが責任の者に一片の挨拶もしなければ平素業務の話も報告もしない」

「縣の他の面或は他の機関主催で講習会が開かれても出席することは出席するが寒いとて話も聞かず小使室で火にあたつて居る、午後は会が終らない中に帰つてしまつた」

これ等は小さなことであると思つても「あれで農村の指導が出來ようか」あらゆる人の信頼を失つてしまふ。普及員は「総べての農民の監視の下に働いている」ことを深く銘記すべきである。

時間と普及員

一、ある日、一部落の会合に約束したところ、他の部落から稻の消毒をせひみに來てくれと使が來た。時間は二時間あるがそこへ行つて歸ると三時間かゝる。自轉車がなかつたため困り果てゝいた。そこへ村長さんと役場の職員が來た。何しているかと聞かれたのでその事情を話すと「それは大変である。丁度役場の自轉車があいているからのつてゆけ」と早速借りて漸く兩方の責任を果たした。後でこの話をしたら皆「普及員と村の技術員の連絡がよくとれているからだ」と両方はめられた。

二、朝の中三戸の農家から巡回を頼まれその日は漸く二戸を終つただけであつた。翌日は郡の定例会議。夕方帰つてから廻らうと思つて会議に出た。ところがこの留守の間にその農家が來て物すごい文句を役場に残して行つた。一寸連絡しておけばよかつたがもう遅い。

(西筑摩郡吾妻地区 鈴木普及員)

普及員の悩み

その二 着任當時一応状況調査を兼ねて地区内農業国体役員を巡回した。これは失敗であつた。「村の組合ですら金がなくて思うように仕事が出来ないので、縣でも金も出さず、一人で二ヶ村受持させて只口先手先だけで仕事

しようとは思いの外である。補助金がなければ協力できない」と（埴科郡 豊栄地区 桜井普及員）

その(三) 地区農業改良委員会は無給でサービスして居る関係で相当の権力者或はボス的人物によつて構成されて居り、普及事業の的を外れたような行動をとつて居り、それに対して言葉を挿む者は立所に顔首を言い渡されてしまう。
（普及だより第二十三号）

—それに対して—

(一) こう云う人達にはいろ／＼この事業を説明してよく了解を求めることが大切であるが、どうしてもうまくゆかぬ場合は、自ら農民の中に飛びこんで実績をあげ、即ち広い意味の実績展示によつて啓発してゆくようにしたいものだ。今日普及事業がかく認識されて来たのも過去一年ばかりの間普及員のなみ／＼ならぬ実績に全くよつたものである。

(二) 詳細は普及だより第二十三号に農林省川又普及課長が話されているが末尾を紹介すると「もしかゝる事実が本当にあるならば具体的に地区の所在をはつきりさせて善処して行きたいと考えて居る」

「註」—人事権の問題—

「縣農業改良委員会も地区農業改良委員会も知事の諮問機關でありその監督下にある」。

（縣農業改良委員会規程第二條及び第十一條）

これではつきりして居る。

然しながら気持はあくまで農民の仲間であつても公務員としての態度なり当然すべき諸種の規則を守らなければい

けない。往々外部の団体から普及員として入つて来たものにこの傾向が多い。

例えば「出勤時間を守らない」「許可なくして欠勤し委員会にも何の連絡がない」「許可なくして地区外へ出張したり勝手な行動をする」「常に所在が明らかでない」「事務が粗漏である」等いろ／＼非難される傾向が認められる。

疑 問

○不休員か――。

(全く多忙で夜の会合が多く朝到底時間に出られない)

○不急員か――。

(ぐす／＼することでないが、じつくりやつていかなければいけない)

答 と し て

○従前の所謂官僚式は牛小屋を臺所或は居間に隣接し管理すると熱心家と推賞おく能はざるものとした。その一方生活改善を叫んで居たのである。或は改良普及員が座談会研究会で毎日夜半の二―三時迄も続けたと云う熱心な点を推賞するが如き、この場合も今後の農業のあり方、生活改善と云う観点より十一時頃で打切るよう改善すべき

ではないか。

(休息は活動の源泉である)

やり切れない程仕事多いと云うが、自ら自分の力をセーブ出来なくて人を指導することが出来ないではないか。

G・H・Q・I・N・R・S 前顧問 安田論也

四八

—愛媛縣委員 二宮又治—

○アメリカでは百年も前に普及事業ができて一九一四年スミス・レバー法がしかれて本格的になつたのはこの四〇年前のことであり今日この事業の成果が讃えられて居る。……

農林省磯辺農業改良局長

私は日本の或グループに普及事業の組織と普及員の説明をしたら「普及員はどんな制服を着て居るか、又何百名位の助手を持つて居るか」と言うことであつた。

このような物の考え方をし、このように訓練された人々の間で百姓のためにすぐ役立つ普及事業を發展させることに時間がかかることは明かである。

—米國・フォリン、アグリカルチュラル誌—

次に人に接するに親切でなければならぬことは論をまたないところである。

ある日雨にぬれて学童が下駄の鼻緒を切らして泣いていたのでかけよつてすつかり直してやつた。その後巡回訪問

に行つたところ偶然その子の家であつた。

「親切なおじさんだ」とその子が云ひ出してその親達から心からの御礼を述べられた。その家で土壌を檢定したら酸性であつたので石灰の施用をすすめた。そしてその家では快よく石灰をやることとした。後で「石灰を入れたお蔭で麦が二割も余計とれた」と又々その家の人からすつかり感謝された。(埴科郡南條地区 飛田普及員)

私の地区の平瀬塩平地方は山間地で電燈がない。配電会社で設備すれば二〇万円かかる。自家発電をやれば一〇万円と技術者一名備わなければならない。仕方なく暗いランプの下に生活している。そこで何とかしてやりたいと考へて居たところ今年二月一四日飯田市へ出張した時カーバイトランプとカーバイトを買つてある家へやつた。するとその後「非常に明るくてしかも経済的だ。今までランプで夜業もロクにできず子供は勉強もできずに全く困つていたがこれで大助りだ」と大麥喜ばれた。生活改善もこんなところにあるかと思つた。

(上伊那郡美和地区 中村普及員)

更に農村には色々な階層があつて普及活動がなか／＼一通りでなく困難を極めることは我々は常に身をもつて知るところであるが繪べての点で低位の農家に対して深い思いやりが必要であると思ふ。

私はこれを登山案内者にとえて説明しよう。

上手な山案内者は弱い人達の足並をみて自ら歩度をゆるめて、やがて一同が疲れた頃合を見ては、景色のよい所で休ませたり、又面白可笑しな話で元気をつけ或はその伝説を語り、動植物を説明し、時には今少しゆけばいゝ清水があるからそこで一ぶくしよう、うまく励ましていつの間にか頂上に導くのである。

—前青森縣副知事 農博 松野 傳—

今までの指導者は夜道の案内者にたとえると、提灯を一、二歩前に持つて行けば、後からついて来る人が足をふみ踏えることなく、ついて来られるが一〇歩も二〇歩も先行するため、案内される者は暗やみに捨て放しにしたと同様に迷つてゆかれなかつた状態ではなからうか。

又常に謙虚であらねばならない。個別訪問において人をほめると後の話がうまく非常に気軽にゆくことも常に経験するところである。更に過去の指導者には色々欠陥が指摘されているが学ぶべき点も少くないのでこれを尊重し生かしてゆく心構えがなくてはならない。

「先輩の業績を見よう、そして聞こう。更に考えよう、そして又実行しよう」。これが私のモットーである。

(岩手縣 菅原普及員)

うまく行つて居る地区とそうでない地区は大體分る。うまくいつている所程普及員は地区委員会や町村をほめるし

地区委員や町村は普及員をほめる。

—ながさき第一四号—

先般アメリカのこの方面の権威者である某博士の云つたことの中最も感銘の深かつた言葉を紹介する「或村で普及員が麦の新品種を入れてある農家に栽培させ成績がよく全般に普及した。こういう場合その功績は全く農家の力によるものだと云つて歩く型の人こそ真に普及員の適格者で、オレがやつた」と云う人は全く不適格である。」と。

—農林省 三宅普及部長—

次に普及員は何事もやり通す堅い信念と熱意と逞しい実践力をもつて居なければならぬ。

真夏のある日巡回の途中、蔭田でひどく稻熱病の発生しているのを発見したので早急にその農家に連絡したところ去年もそうなつて大麥な減收だつたと云う。その家は女だけで薬剤撒布も出来ず、涙をのんで被害を見守るにすぎなかつたと云う。そこで私はこれではいけないと思ひ、ある日薬剤と噴霧器を持つて實際に水田に入り撒布してやつた。その効果が現われ今年は見事な收穫を迎えたのでその人は、頭を土につけん許りにして礼を述べた。

(下高井郡豊郷地区 外谷普及員)

昨年八月三日夜半からのキティ台風によつて翌一日午前七時千曲川の堤防は決潰し上高井郡日野豊洲は村の大部

分濁流にのまれてしまった。連絡員は出張不在であつたが郡内各地区の普及員がかけつけ関係機関と協力し普及員全員の申出によつて周章狼狽して居る中にそれ〴〵適宜の処置をとり、最も憂慮されている稻熱病の防除を、縣の動力噴霧機五台を借り労力は五日間に中学校生徒地元民四四〇名を動員して薬剤撒布を行つた。

水害地であるだけ薬剤の水の供給、道路橋梁も破壊されて居り泥まみれになつてその労苦は言語に絶した。その中に作業衣に白く普及員と書いた腕章は一きわ目立つて農民の注目を引いた。

—縣広報農業改良版—

アット・ホーム・ワーク (At Home work) — 家庭に飛びこんで座談の中に技術を傳授し共に楽しみつゝ生活にとけこむことが大切である。

— G・H・Q・— N・R・S・前顧問 安田倫也 —

又普及員は科学的研究心を養い活動に創意工夫をこらすことが大切である。

稻の泥負虫の防除でも硫酸石灰と D・D・T どちらが金がかゝるかどう云うことも経済上よりみて價格と効果を計算して普及するようにならなければならない。

(農業改良課原技師の計算では硫酸石灰反当八十七円 D・D・T 使用の場合二百二十二円三銭となつている)

テントウムシダマシの驅除に硫酸石灰を教えたところ青年達からなぜ新農業をすゝめないかと抗議されたので効果と経費について説明した。それが機縁となつて農業研究会の発足になつた。

(小縣郡豊里地区 三井普及員)

「相当推肥もやり硫酸もやり……屋敷跡のくせに稻ができんことがあるか……」この爺さん相当興奮している。私は田の中に入つて見た。足のうらにねばこいような変な触感、ブクブク泡が立ち上る。

「爺さんこれは……」と硫化水素の発生原因を教え、土壤を稲作に適するよう作り変えることの仕方を話しこんだものである。ついでに石灰による応急処置についても。

(香川縣一ノ谷地区 石井普及員)

問題の解決は農家の実情が個々の環境に支配され、たとえば地形土性の分類、土壤の系統、地下水の関係、土壤の物理的・化学的組織の変化による肥培管理等、その土地の立地条件に従つて手段方法が講ぜられるべきで懇切丁寧に研究しなければならぬ。

愛媛縣北温地区 渡辺普及員)

新品種、新技術、新農薬の普及の場合には他の評判や、他の地域の事例をうのみに取入れることは失敗し易い。

(東筑摩郡新地区 藤澤普及員)

七月或農民が稻熱病を見てくれとこのことで飛んでゆくと水を干してある。そこで「なるべく深水にして消毒するよ」と注意すると。

「とんでもない」と叱られてしまった。そこで土質水温を調べたり、附近の農民に聞いてみると冷水で冷稻熱であることが分つた。

(上水内郡柏原地区 佐藤普及員)

五四

過去の農業技術者は農民の質疑に対して即決出来ることを誇として居たが、このような態度は普及員にとつて最も警戒すべきであつて農民の疑問を農民と共に解決することが、肝要で従つてこれによつて一つの問題の解決から次に来る問題の解決を自らの手で行い得る農民にすることになるのでこの意味から農民教育者であらねばならない。

(愛媛縣南温支所 宮田普及員)

次に單に目前の一事のみ深く研究しても次の發展段階を考え、色々の問題も相互に関連するよう図らなければならぬ。

農家に接した場合、先づ質問がどういふ所から放たれるか。これに対してどういふ風に指導助言するか着意が不足ではなからうか。第一の質問は牛なら牛を飼いたい、牛舎はどう作つたらよからうかと聞かれるが第二の質問は牛の起居する床の長さ(広さ)匂配、飼槽の位置及び高さ、給水装置の作り方、天井の高さ、窓の位置、換気装置をどうするか、掃除するに便利だかどうか考えればいくらでもある。この内からその農家に無理がなくびつたり(経済的に)するよう持つてゆかねばならない。

―秋田縣普及だより(館山)―

よく今までの農民は指導されるに馴れて自ら研究する態度がないと云われるが普及員も町村の技術員も同じで縣や試験場から何か教えてもらわなければ、又何か指示されなければ、という觀念で自発的に足許にある問題を研究しようとする態度は改めなければいけない。

農業技術の講習会が開かれると云つて、それに頼つて自分の出来得る範囲の努力なり研究なりを「サボル」ものがあることは実に悲しむべきである。「この問題については私はこう思うが誤りはないか」「この地方はこうした栽培なり飼育をやつているが、このように指導した。これは誤りはないか」とか「この件は農家の質問を受けたので調査したが、どうも判明しない。これに類似したかう云う問題があるが正解ではないか」と云うような質問がほし。

―愛媛縣普及通報―

昨年埴科郡松代地区湯原普及員より生活改善について、是非縣から講師を派遣して講習してほしいとの申請があつたが、「講師がゆかなければ生活改善ができないか、足許に改善することがいくらでもあるし又地区の普及員は縣の技師である」と言う観点から主催者に対して縣湯原技師を派遣すると回答してやつた。その結果はどうであつたか。

湯原普及員から

「十一月二六日清野村岩野女子青年団主催で生活改善座談会が開催され、縣に頼んだ講師が急に出張不能とのこと

で全く困却の果、一。過ぐる日長野での講習会での大森生活改善課長の講話を筆記したノートを出し、又常に自分の考えている農家の台所改善、作業衣等の問題を出し話題にした。

しかし、自分の話では大変時間が余るので清野地区の委員長であり村長である矢野倉氏を依頼して村の考えている農家の生活改善も一緒にとり上げたところ、自分の考も案外皆に理解され、有意義な研究ができて嬉しく思った。又休みの一と時レコードのメロデーに一同が身を入れたことも効果であつた」と報告された。

それから今までの技術者は、たとえ、技術が優秀であつても総合的な技能を欠くため一般から偏よつた技術屋として考えられ、信頼性を少くして居たことは事実である。

婦人会へ出席すると、必然的に今までの農業技術の問題でなく、生活とか文化について話が持つてゆかれる。けれども一般的教養、或はこれを伝える普及技術において、今までの観点と一つにするわけにいかない。結局広い視野で農村の経営を考える力を持つことが必要である。

(下伊那郡龍丘地区 川上普及員)

依田窪一帯でお医者さん、学校の先生、すぐれた商工業者、銀行の人等社会一般の所謂インテリ層が集つて自然科学、研究会を作つて居り、日を定めて会合し、たとえば当番にお医者さんがなると現在医学の諸問題から掘り下げては、

農村の保健衛生等身近な問題等話題を提供し各々いろいろ意見をのべ討論研究し広く社会の知識を学び教養を互に啓發し合つて居り普及事業の上にも大変役に立つている。

(小縣郡丸子地区 田中普及員)

悩みと解決

われ／＼は視野が狭い。したがつて素質が貧困であること。理論と実践、日常生活態度と指導性のギャップ、現地に居るものは、朝夕農民の監視のうちに居るから、寝て居て人を起す式では、農民はいつまでもついて来ない。結局必要なものは普及員の識見と人徳である。

すぐれた理論家には実践が乏しい。

逞しき実践家には理論が乏しい。

(秋田縣 六郷地区 高橋普及員)

「知らざるを知らずとする。これ知る理である」—孔子—これまた変らぬ指導者の心構えである。

笑話

A 「なぜ不動尊はあんなに有難いのですか」

- B 「それは自分で動かさずして、人を動かす力があるからである——。だから動かさずして尊し、即ち不動尊というのだ」
- A 「お詣りすれば、その御利益^{ごりやく}がありますか」
- B 「人間の中に、いまだかつてそういう力を授かつた人があるとは聞いていませんよ。」

第三節 組織と宣傳

- △組織を作るのも人であり。
- △組織を生かして動かすのも人である。
- △従つて組織によい人が得られなかつたら組織は死んでしまう。
- △よい人は他の人から見つけて貰つては求め得られない。
- x x
- △宣傳は我田引水的のむき曝しは効果が薄い。
- △宣傳に眞理と實用的効果を。
- △一度宣傳された人が、感動を受けその人が、
- 又宣傳をすれば無限に擴がつてゆく。

多くの人々は普及事業は何等下部組織を持たず、それで、技術なり経営なり生活改善なりが下部へよく滲透できるかどうかについて意見を述べて居り、普及員も亦、普及事業の眞意を理解しないで今までの上から下への指導体形からぬけ切れず兎角そういう觀念に陥り易い。

他府縣の採つて居る大地区制度（一地区が一郡なり数ヶ市町村に互る）では地区農業改良委員会の下に、更に町村単位の委員会或は協力会を設け、一層細かく部落に補助員或は協力員を設置し、それが普及事業の実績であると得々と発表している所もある。

その点本縣は市町村單位に地区を設けて一名の普及員が設置されて居るので町村單位の組織を作る必要がない。

「日本人は組織を作ることには名人である。然しその反面その組織を活用することは一番下手である……」と言われている。

従来部落單位に出来ている農家組合等の組織は、その構想及び組立て方において非の打ちどころはないが一部を除いて果して当初考えたように充分にその機能を發揮されてほんとうに農民のものになつてゐるだろうか。

これらが設けられた当初は作る人も組織の中に立つ人も熱意に燃え自ら進んで活用する状態でよく上の意志が下に伝ひ、又下部の農民の意向も、これを通じ上達され、活潑なる組織の躍動となつたが、次第に上の者は組織に依存し、下の者は組織に頼つて従ひ、總べてのことは郵便の配達のように只上から一方的にものを伝達するための御用組織化され組織員は自然に煩わしさや嫌気がさして来、終に鹽廻し、仕方がなくやる形となつて来た。更に戦時中は全く軍隊式に命令一下動く天下り式になり、こゝに働くものは單なる黙々と盲従する人等であり自らの意志を反映したり、理解と協力を求められるものではなく、脈々たる組織の生気を失ひ、その機能は只一つの原動力を伝導する生命のない機械と同じ状態になつたのではなからうか。

然しながら普及員がたとえ、一市町村一名であつても農村問題の広範圍にわたつて改善しようとするとき下部組織

- B 「それは自分で動かずして、人を動かす力があるからである——。だから動かずして尊し、即ち不動尊というのだ」
- A 「お詣りすれば、その御利益がありますか」
- B 「人間の中に、いまだかつてそういう力を授かった人があるとは聞いていませんよ。」

第三節 組織と宣傳

- △組織を作るのも人であり。
- △組織を生かして動かすのも人である。
- △従つて組織によい人が得られなかつたら組織は死んでしまう。
- △よい人は他の人から見つけて貰つては求め得られない。
- △宣傳は我田引水的水のむき曝しは効果が薄い。
- △宣傳に眞理と實用的効果を。
- △一度宣傳された人が、感動を受けその人が、
- 又宣傳をすれば無限に擴がつてゆく。

多くの人々は普及事業は何等下部組織を持たず、それで、技術なり経営なり生活改善なりが下部へよく滲透できるかどうかについて意見を述べて居り、普及員も亦、普及事業の眞意を理解しないで今までの上から下への指導体形からぬけ切れず兎角そういう觀念に陥り易い。

他府縣の採つて居る大地区制度（一地区が一部なり数ヶ市町村に互る）では地区農業改良委員会の下に、更に町村単位の委員会或は協力を設け、一層細かく部落に補助員或は協力員を設置し、それが普及事業の実績であると得々と発表している所もある。

その点本縣は市町村單位に地区を設けて一名の普及員が設置されて居るので町村單位の組織を作る必要がない。

「日本人は組織を作ることには名人である。然しその反面その組織を活用することは一番下手である……」と言われている。

従来部落單位に出来ている農家組合等の組織は、その構想及び組立て方において非の打ちどころはないが一部を除いて果して当初考えたように充分にその機能を發揮されてほんとうに農民のものになつてゐるだろうか。

これらが設けられた当初は作る人も組織の中に立つ人も熱意に燃え自ら進んで活用する状態でよく上の意志が下に伝ひ、又下部の農民の意向も、これを通じ上達され、活潑なる組織の躍動となつたが、次第に上の者は組織に依存し、下の者は組織に頼つて従い、總べてのことは郵便の配達のように只上から一方的にものを伝達するための御用組織化され組織員は自然に煩わしさや嫌気がさして来、終に鹽廻し、仕方がなくやる形となつて来た。更に戦時中は全く軍隊式に命令一下動く天下り式になり、こゝに働くものは單なる獸々と盲従する人等であり自らの意志を反映したり、理解と協力を求められるものではなくなり、脉々たる組織の生気を失い、その機能は只一つの原動力を伝導する生命のない機械と同じ状態になつたのではなからうか。

然しながら普及員がたとえ、一市町村一名であつても農村問題の広範圍にわたつて改善しようとするとき下部組織

といわなくても、より能率的な活動をするためには何か足場がほしい。これは考え方としては当然であるが始め部落に一人でも二人でも真に農業を改善しようとする熱意のある人を、自分の足で巡回して見出しその人の所へ共鳴者が集り同志の人を得て漸次研究会なり、クラブなりに自立的に発展しそれが足場になり助手になるようにしてゆくことが、この事業で強いて言えば下部組織であろう。

従つてその部落に適當なる人が見出し得なければ、如何に組織をつくつても無駄である許りでなく、かえつて足手まといになり弊害が出てくるものである。

この為、性急に画一的統一的な足場、組織を作ろうとしてはいけない。

下手に組織を作ればその組織の網で自己が縛られ、遂に自分が自由に動きとれぬことになる。

そしてこの組織は消極的な老年層程結果はまづいので熱心な青年クラブを育成し、無理をしないで将来立派な足場となる人をこれから育て上げて行く必要がある。

「組織を作らねば……」という考え方をする人は連隊長が一括号令する体形を夢み農民の自立性を重んじない従来
の指導者と同じであるまいか。

普及員は組織を作る考より「地区委員会の活躍が真の目的にかなつていだろうか、又自分の委員会に対して働きが果してうまく行つていだろうか」先づ委員会をよく見直さなければならぬ。

余り多くの立案と人の交渉は却つて結果をつかめず効果は上るどころか立場を悪くするもので今後組織は少数を少

いことを効果的に実行して行くべきである。

(小縣郡丸子地区 田中普及員)

農協組の病虫害防除対策協議会の結成を援助したが余り急ぎ過ぎたので役員について上部の指示通りやつた結果その後の運営が思わしからず、今後の行き方に悩んでいる。

(南佐久郡穂積地区 篠原普及員)

農業改良組織の浸透方策(部落補助員)について委員会に提案したところ、協組の実行組合あり、これと混乱するから兼務にした方がよいということになり、自分が新に熱意ある人を選びたいと望んだことが逆になつてかえつて提案しない方がよかつた。

(上高井郡仁礼地区 藤澤普及員)

かくしてクラブの如き集りが自発的に村郡そして縣と云う具合に下から順次連合体となることは望ましい次第であるが、今までのピラミットを逆さにしたような頭から先に作つて行つた官製的連合体を夢みても無駄と言えよう。

私共は決して郡的の連合組織を考えたこともなく、現在最も考えていることは、この研究会がどうしてじつくりとした進み方をするか、どうして足もとの問題を解決するか、始終そればかり考えている。

——北佐久郡三都和農事研究推進会幹部談——

「田畑約八反歩の自作農として新発足をどうするか」という自分に深刻に求める心持と、「一町歩前後の自作農はいかにして農村恐慌を乗り切るべきか」という部落内の真面目な人々の気持が相通つて、幾度か話しこんでいる中に農談会が生れた。

「話し合いから実行へ」（酪農）移つた最初の者は九名であつた。

——兵庫縣 大山村農談会——

現在農事研究会でほんとうにうまく行つて居るのは決して指導者が一々指示しお膳立して天下りの的に結成されたものでない。

農村の封建性特に老年層の圧迫に幾度か敢然として闘い、青年の内部の中の思想の分立になやみ、経済的問題にも打ち勝ち、他にたよらず同志的結合によつて実績をあげてはじめて生れたものである。

昨年二月三日優良なる研究会——団体の若い人達が農林省三宅普及部長を囲んで懇談会を催した時六〇有余名集つたが、「なにか国なり縣なりに要望することはないか」との問に対して「ただ、勉強する資料を沢山ほしい」との答のみで今までの指導者の考へていよう。に村的郡的縣的の連合組織体を作る要望でもなければ補助金を望む者は一人もなかつた。

然しながら二〇歳以下の四・Hクラブのようなものは或程度現在最もおくられている現情から手を差しのべる必要が

あり、縣においても教育委員会と連絡の上強力に育成の運動をしようとしているが別に天下りの意味するものではない。

——日本料理と西洋料理——

日本料理はお膳が揃わないと箸をとらない。

西洋料理は出てくる皿はそばから平けてゆく。

普及事業は洋食式に片端からかたづけるのでなければ農民はいつ迄たつても空腹で待たされるより外はない。

——G・H・Q・N・R・S・前顧問 安田倫也

次にこの制度は漢としていて委員会も活躍出来ないし、農民がこの事業を知らないので大いに啓蒙宣伝してほしいとの要望があるが、この事業の宣伝は普及員の活動それ自体が最も効果のある宣伝であるし、宣伝許りで普及員の活動が併わなかつたならば、その結果はどうであらう——。

そして現実的には普及事項を記した印刷物を配布した方が一層効果的である。

甘藷苗の消毒法を説明したビラが農林省から配布されたが、それが農家の實際に手に入ったのは三ヶ月以上後で既に時期を失して居つたと云うことを聞いたが留意すべきである

それではよい宣伝方法は――。

x

x

x

六四

私は食糧増産技術員になつた時、先づ農家の戸別訪問が大切であると思ひ管内農家一軒毎に私はこんど皆様の御用聞きとして縣から任命された職員ですから、今後何でもどしどし御相談下さい」と挨拶かた／＼廻つて歩いた。一日五〇軒位廻れた。

(上水内郡柏原地区 佐藤普及員)

この結果はどうなつたか。

或日赤尾長水地方事務所長さんが農業改良課(当時室)にやつて来て「今度縣では、食糧増産技術員という誠に親切な職員が設置されたが実をいうと、内容をよく知つていない。一体どう云う制度であるか」ともと／＼誠実そのもの人格者であるので半日もくわしくこの事業について勉強されて帰つて行つた。

これはどう言うわけかと調べてみると、

かくの如く佐藤普及員が農家を巡り歩いた結果その村の部落幹部の会合の席上話題になり先づ村長が感心し、これが又町村長会で評判となりついに地方事務所長が感激するところになつたのであつた。

宣伝は何と云つても普及員の活動そのものであり、各種の会合のときの説明や印刷物によるものよりは親切な農家訪

問が最も適切であると言えよう。

x

x

x

又宣伝は自分がすることより農家がやる時の方が効果大きい。然も親切に感謝の気持を農家に起こさせてするとき程効果が上るわけである。

試みにその部落で今までの指導者とは凡そ縁の遠かつた低位農家の忙しいとき、黙つて二―三日辨当持参で手伝いに行つて見る。又遠く離れに部落に行つて農家を巡回し色々相談に乗つてやる等の仕事は必ずや普及員が自分で声を大にして云いふらさなくともその農家が感激してその隣家に部落に村に丁度小さい波紋が拡がるようになって行くものである。

村の中心から離れたさびしい部落の人々から普及員の巡回が非常に喜ばれ感謝されている。……と言ふのは以前技術員が事務に忙しいので年に一―二度しか来なかつたからである。

――北海道農業改良だより――

普及員と農業協同組合技術員との活動

昭和二十四年八月縣農業技術者連盟の調査によると農業協同組合技術員の農家指導に費した日数は平均一〇日になつてゐる。普及員は月二〇日以上に指導を行うことになつてゐるので計算上では倍以上になつてゐる。最近協同組合技術員も農家指導に積極

的になつて来たことは農家のため喜ぶべきであると同時に両者は良く連絡協調の必要がある。

六六

然しながら前にのべたように現実的な宣伝はその時々農家が注意すべき普及事項を記載した印刷物を配布すれば宣伝と普及が一致して来るがその方法についてはよく効果を調べてみる必要がある。

印刷物も二〇―三〇戸単位に回覧した場合、そのまゝ見ないで廻すか、回覧しても半月以上かゝる。又用紙の破損甚だしく期待した効果がない、五戸に一枚程度がよい。
(上水内郡 神郷地区 小林普及員)

印刷物による宣伝は警報或は普及票のように農家に配布或は掲示し親切な又適切な処置をとればそれが結果として大きな宣伝となろう。

それは昨年旧軍政部よりの示唆によつて縣では農業改良警報用紙を赤一色刷りで出したが病虫害の発生するとき、これを発生場所或は目のつき易い場所に貼つておくようにすれば「仲々親切な農業改良事務所だ」、「なかなか親切な普及員だ」と農民から感謝の氣持を起させそれが施策と宣傳が一枚の紙に合算されて出て来る。

これに我々は実物をつけ或は実際に近い絵をつけて誰にでも分るように工夫して掲示する必要がある。これを又單に病虫害防除のときのみならず適期播種適期刈取りにも自ら考案し警報を出し更に傳染病発生るとき即ち生活改善のとき等も應用するよう工夫する必要がある。

警報を更に小さくし個人單位の目的なものは普及票等が普及員によつて考案されて居る、たとえば病虫害発生し個人的に警告

しようとする場合、その家のものが留守、或は子供のみの場合普及票に発生病虫害防除法、薬剤調合量を記入して農家においてゆけばこれ又感謝の的となり大宣傳になる。

警報と普及票

式樣報警

農業改良報

皆さん恐ろしい農作物の病虫害が発生しています
この病氣(害虫)は です
直ぐ次のようにして防いで下さい

細かいことは次の所に相談して下さい
長野縣 農業改良事務所又は
連絡場所

昭和年月日

式樣票普及
(小縣郡丸子地区 田中普及員考案)
!!常に作物を見て健康に育てましょう!!

病虫害防除農薬調合量

病虫害の名	斗式ボルドウ液(硫酸銅)	匁生石灰	匁
銅製剤	1.5%		匁
除虫菊乳剤	3.0%		匁
砒酸石灰鉛剤			匁
DDT粉剤	0.5%		匁
DDT乳剤	10%		匁
DDT水和剤	20%		匁
BHC粉剤(ガンマー)	0.5%		匁
BHC水和剤			匁
デリスチン粉			匁
デニコチン粉			匁
農用石鹼			匁
水(C°10清水)			斗

農薬は必ず噴霧器か撒粉器を使用し、その前に必ず(ウラコシ)をしましょう。丁寧に調合して効果を上げましょう。作物葉のウラ表に完全にかかけましょう。

増産の敵!! 農家の敵!!

病虫害が出たらすぐ急いで

丸子町農業改良事務所 タナカ
購入設計

六八

この外映画、幻燈、紙芝居、ラジオ放送等の宣伝も非常に効果がある。そして映画、幻燈のようなものは大衆の心理をついて技術のみを本位とせず娯楽を主体として楽しみつゝ次第に誘われて技術についても勉強するように考えてゆくことも重要である。又映画は多くの人に概略ではあるが一時に広く宣伝するには最もよい方法で普及事業のよく徹底していない場合利用すれば大いに効果がある。幻燈紙芝居は少範囲の部落単位の趣旨徹底によく又女や子供を対象とするに全くよいものである。

私は初め子供を集めて幻燈会をやつたところ子供の中に非常に人気が出て「幻燈のオジサン」と愛称され、次第に婦人、青年等がふえて来てその人等からだん／＼興味本位より技術ものを要求されて来た。

(埴科郡坂城地区 清水普及員)

又宣伝と普及をかねて学校の生徒を利用するのも一方法であろう。

学校の生徒を利用して時々適切なる普及事項を記載した小片を渡したところ好結果であつた。

(南佐久郡大澤地区 神部普及員)

次のようなことも案外宣伝効果がある。

自家用果樹の剪定を各戸毎にしてやつたところ農家も農家でないとところからも大変喜ばれた。

(上伊那郡西春近地区 石沢普及員)

○縣への質問○

パンフレットや印刷物を沢山つくつたり、青少年クラブ農事研究会等多く作つた地区程、又委員会をよく開く所が普及員の成績がよいと縣では見ていると云うことだが、これは知識階級の御相手であつて、真に低位農家のためでないでは無いか。

(上伊那郡東春近地区 平沢普及員)

○それに対してお答え○

決して縣では表面に現われた事柄丈について成績を批判するもので無く普及員の活動が實際熱意をもつてやつているかどうかとそれをどの程度農民が受入れてやつているかが問題であり、熱心に活動していても村の事情でクラブが仲々出来ない所もあるだろう。

委員会も必要に応じて開かれることは当然であつてこれが單なる社交の集りお祭り騒ぎに終るならば何回開いても意味がない。

昔の指導型の人足で動くより文書を流したり(編集には相当時間がかゝり事務所にいる方が多くなる)或は表面的な働かない組織をつくり、しかも講習講話会が好きで演壇の上で農村を改善しようとする傾向は最も警戒しなければならぬ点である。

自分の行つた普及活動がどんな反響を生じたか結果の検討を怠つてはならない、自分の力がどの位あるか常に反省すべきである。

— G・H・Q・— N・R・S 前顧問 安田倫也 —

今年は普及宣伝の効果の調査をやつて行きたい。従来我国の普及宣伝のやり方は、やりつばなしでその影響の有無については殆んど調査したものなく、せつかくの普及宣伝を行つても、充分の効果が挙げられず、労力資金資材に相当無駄があつたと思う。

— 農林省黒川展示課長 —

笑話

これは旧満洲国時代の話。

日本の施策の宣傳啓発には何としても映画が最も効果的である……と至極尤もなる企画構想の下にとり出した映画が何と「日本陸海軍の威容」、その他の数巻。

この巡回映画会の報告は仲々立派なものだつたが内容を知る者から見ると全くのデタラメでその実態は次のようであつた。

△満人地帯 漫画が一番人気があつた。

△滿蒙人地帯(蒙古の入口) 兵隊が炎天下行軍の途中西瓜を盗んで食べて喜んで居る所と、多数牛馬の放牧してある景に拍手喝采。陸奥長門等の軍艦が出て来る所はボカンとして居る。

(彼等は海を見たことがない)

△蒙古人地帯

△更に奥地へ行くと

映写幕を見ずに背後の光を発しがたくと自動的に廻る映写機を不思議さうに眺めるばかり。映写幕に大きな人の影が写るやビックリして皆逃げてしまつた。

— 長野縣普及情報 —

第四節 計画と調査

普及活動を推し進めるには計画的であると同時に、その計画が現実にしつかり結びついたもので更に内容の個々が相互に関連性をもつていなければならない。兎角今迄の計画は色々な事項を羅列して一方的に農民に押しつける、例えば四月の計画として苗代指導と苗代施肥基準の徹底とか麦作管理改善等と抽象的に示し実行を強いているが、例と農家の現情を把握して然る後改良事項を挙げ、その実行方法を確立しなければならぬ。

そして充分農民に納得させなくてはならない。只荷物の一覽表をもつともらしく作り上げ天下りのものであつては、却つて農民の反感を買い普及員は農民の批判を受けることになる。

我が地区の普及指針

一、管内農業事情調査

○米麦その他の反収が低い場合、その原因はどこにあるか十分探究する

○家畜については、ある一定の家畜が飼育され、他の家畜は何故飼養されないか。

宮城縣 岩沼地区

- 農家住宅の採光の悪い理由はどこにあるか。
 - 農家の労働時間が多すぎるため、修養、娯楽の時間はないが、これが改善出来ないのは何に因るか。
 - 農業経営の不合理な点、とくに経営経済（家計を含む）の不合理はいかなる理由によるか。
 - 農業生産の協同化はなぜうまく出来ぬか。
 - 農家の労働はいかに配分され、その生産を高める余地はないか。
- （以上によつて事情が分つてきたら）
- 二、改善事項の計画を樹立する。

（以下省略）

—宮城縣農業改良ニュース—

右のように「なぜ今までよいとされていたものが行われぬか。例えば畑地帯であるのにカルチベーターがなぜ普及しなかつたか、改善出来ない理由がどこにあるだろうか」と実状の把握をして原因の探究が出来ればそれを解決することによつて問題は片が着く。即ち

例をリンゴにとると玉摘がなぜうまくゆかないか……原因を探究してゆくと仕事をやる女子の摘花摘果から選果までその趣旨がうまく徹底していないのに因るか、又は新進の息子が新しい剪定なりの技術を入れようとしても、その親は昔の型を固守しようとする。親と子の意見の衝突から息子はつまらなくなり終に悪い遊びを覚え、金がなくなればリンゴをゴマ化して賣つて遊びに行く、勿論リンゴ園の手傳いはしない。こういうことが原因であることを発見するかも知れない。

この原因の探究ができれば、自然に改善計画が出て来はしないか。

普及活動の基は農家戸別訪問であり農家診断であるというのも、この問題の発見……そして解決への発展を計るためのものに外ならない。

—計。画。外。の。事。実。—

その(一) 村で野鼠駆除の大奨励をやつたところ部落の組合長が大いに共鳴し部落共同で全耕地に一斉駆除をやつた。ところが確かに鼠が死んだがそれを食つたためか、沢山な猫が死んでしまった。ために不満を買つた。共同精神のないところからの結果である。なかなか農村は思うようにゆかない。

（更級郡大岡地区 丸山普及員）

その(二) 採草地をみると連年の火入れで耐火性の強い深根性の草のみで栄養になる牧草雑草が減るばかり。そこで採草地の火入れを中止すべく会合を催したところ「火入れは雑草やぶの手入れを省くための、この地方では欠くべからざる行事である」として大反対を喰つた。目下この件についてあらゆる方面から研究中である。

（西筑摩郡開田地区 高柳普及員）

又計画するに當つて誰でも改善計画といきなり大専門家がやるような大きな計画に取り組んで足下からの改善すべき事項を見逃してしまうことを充分考えねばいけない。

たとえば、農家を見ると毎年同じ仕事をくり返しているが、いざ作業になるとあれも足りない、これも不用意だつたと無駄な手間暇をつぶすことが多い。即ち表刈をやるうとすれば鎌が足りない、刃が錆びている。柄はぬけてい

る。……かくして表刈を半日も無駄にしてしまう。

こういう有様で指導者がいかに机上で大計画をたてても、それは計画であつて農民は実行しない。理想は高く掲ぐべきであるが農民の実態と遊離したものでは無価値のものである。

遠い道も一歩から始まることを忘れてはならない。そして農家自体にもつと小さなことにも計画性を持たせる必要がある。

七四

これを放任しておいて果して計画が完成出来るものだろうか。

それから計画は指導者が一方的に作り上げるものであつてはならない。農民とともに計画し農民とともに実行するものでなければいけないと思う。

従つて計画は足許の誰でも一寸した注意によつて改善できる低位農家でも女でも子供もできる農民の納得ゆく計画であれば、改善出来る。従つて一つ一つの小さな点が改善計画の対象とならう。

川岸村では本年一月川岸村農業改良計画書をつくつた。これは勿論私が若干のお手伝いしましたがその殆んどは研究会の若いものが真にこの村はどうしたらよいかと考えた揚句作つたものである。

(岡谷地区 遠藤普及員)

川岸村農業改良計画 総説(序文)

川岸村の農業改良を図り農家経済を改善し生活の向上を図るためには先づ、本村の農業が如何なる自然的社会的経済

的條件の下に営まれているか、その実態を把握しこれ等の諸要素に科学的な検討を加へこれを基礎にしてその合理的改善の方途を樹立せねばならない。(以下略)

今まで掲げたいろ／＼の事をしつかり頭にたたみ込んで置いて、その土地の農民の置かれている自然的社会的経済的諸條件がどうなつているか先づ農民自体が村の或は自家の実態調査をしてそれを充分検討の上改善の途を發見するよう教育せねばならない。

それから計畫を樹てる場合しばしば輿論調査が行われている。

一、二の例を示すと。

(一)、小泉郡和田村の例 (用紙一〇〇枚配布回答八八枚)

1 改良普及員はどう働けば良いか

- | | | | |
|----------|-----|-----------|-----|
| (1) 研究会 | 五二点 | (5) 普及だより | 二二点 |
| (2) 畦畔指導 | 三二点 | (6) 講習会 | 一四点 |
| (3) 座談会 | 三〇点 | (7) 講演会 | 四点 |
| (4) 農家相談 | 二六點 | | |

2 何が農家は一番知りたいか

- | | | | |
|-------------|-----|-------------|-----|
| (1) 肥料設計 | 四八点 | (6) 台所の改善 | 一二点 |
| (2) 経営改善の方法 | 四四点 | (7) 適地適作 | 一二点 |
| (3) 換金作物 | 三六点 | (8) 畜産 | 一二点 |
| (4) 酸性土壌の改良 | 二六点 | (9) 営農上の欠点 | 一〇点 |
| (5) 輪作の合理化 | 二四点 | (10) シイタケ栽培 | 一〇点 |

七六

〔一〕静岡県の例

二四年五月改良普及員を通じて縣内七ヶ所に次の問の輿論調査を行つた。二七七名の回答があり男子七五%女子二五%であつた。

(二四、一一、三〇 和田村農業改良委員会)

- 1 問 二―三ヶ村に大体一人の割合で普及員が配置になるが活動方法によい方法があつたら
- 答 (1) 講習講話会 七五名 三二% (5) 映画会 一三名 五%
- (2) 実地指導 六三 二七 (6) 生活改善 一一 五
- (3) 印刷物 二八 一一 (7) 共進展示 一〇 四
- (4) 懇談会座談会 二七 一一
- 2 問 普及員にやつて貰いたいことが、いろ／＼あるが、先づ最初手始めに何をどのように希望しているか。
- (1) 病害虫問題 六一名 二六・八% (7) 農村工業 五名 二・一%
- (2) 作物新品種導入 五四 二四・三 (8) 畜産 四 一・七

- | | | | |
|-----------|----|-----------|---|
| (3) 肥料問題 | 四二 | (9) 畜力化 | 三 |
| (4) 農業問題 | 二二 | (10) 農業簿記 | 一 |
| (5) 地方の増進 | 二〇 | (11) 電氣化 | 一 |
| (6) 農機具 | 一四 | | |

——静岡県普及だより——

これを比較してみると流石に普及員が一名居る小県郡和田村は従来のような大量生産式の講習会を望むより小規模の集りである研究会を希望し居り両方とも実地指導を強く望んで居り且つ経営改善の方向を強く要望している。

輿論調査で考うべき点は

- 1 地区農業改良委員会は農民の意志を反映する機関であり、本県のように地区が市町村単位におかれ普及員も一名宛設置されているところでは殊更輿論調査の必要は余り認められない。
- 2 方法によつては容易に意見を發表しない低位生産農家の意志が把握できる。
- 3 然し普及員は巡回によつて凡ゆる農民の声を自ら知り得るものではなからうか。

然し実際に農家を巡回すると気のつかないような小さい身近かな問題、例えば
 便所のウジ退治方法、自家用鶏や兎の解体法、人畜のノミ、シラミ驅除法、毛皮のなめし方、毛のとり方、農機具

(1) 肥料設計	四八点	(6) 台所の改善	一二点
(2) 経営改善の方法	四四点	(7) 適地適作	一二点
(3) 換金作物	三六点	(8) 畜産	一二点
(4) 酸性土壌の改良	二六点	(9) 営農上の欠点	一〇点
(5) 輪作の合理化	二四点	(10) シイタケ栽培	一〇点

七六

(一) 静岡県の例

(二四、一一、三〇 和田村農業改良委員会)

二四年五月改良普及員を通じて縣内七ヶ所に次の問の輿論調査を行つた。二七七名の回答があり男子七五%女子二五%であつた。

- 1 問 二―三ヶ村に大体一人の割合で普及員が配置になるが活動方法によい方法があつたら
- 答 (1) 講習講話会 七五名 三二% (5) 映画会 一三名 五%
- (2) 実地指導 六三 二七 (6) 生活改善 一一 五
- (3) 印刷物 二八 一一 (7) 共進展示 一〇 四
- (4) 懇談会座談会 二七 一一
- 2 問 普及員にやつて貰いたいことが、いろ／＼あるが、先づ最初手始めに何をどのように希望しているか。
- (1) 病害虫問題 六一名 二六・八% (7) 農村工業 五名 二・一%
- (2) 作物新品種導入 五四 二四・三 (8) 畜産 四 一・七

(3) 肥料問題	四二	(9) 畜力化	三 一、三
(4) 農業問題	一一二	(10) 農業簿記	一
(5) 地方の増進	二〇	(11) 電氣化	一
(6) 農機具	一四		

—静岡県普及だより—

これを比較してみると流石に普及員が一名居る小県郡和田村は従来のような大量生産式の講習会を望むより小規模の集りである研究会を希望し居り両方とも実地指導を強く望んで居り且つ経営改善の方向を強く要望している。

輿論調査で考うべき点は

- 1 地区農業改良委員会は農民の意志を反映する機関であり、本県のように地区が市町村単位におかれ普及員も一名宛設置されているところでは殊更輿論調査の必要は余り認められない。
- 2 方法によつては容易に意見を發表しない低位生産農家の意志が把握できる。
- 3 然し普及員は巡回によつて凡ゆる農民の声を自ら知り得るものではなからうか。

然し実際に農家を巡回すると気のつかないような小さい身近かな問題、例えば
便所のウジ退治方法、自家用鶏や兎の解体法、人畜のノミ、シラミ驅除法、毛皮のなめし方、毛のとり方、農機具

の修理方法、削蹄方法、葉草の作り方、石鹼化糞水の作り方の教示等が大歓迎される例も甚だ多い。

農家の巡回特に圃場における指導を

○私は「畦道指導」と呼びたい。 (上水内郡柳原地区 清水普及員)

○私は「青空会議」と呼びたい。 (山梨縣 大塚地区 古屋普及員)

實話コント 剪定二題

その(一)「蜜柑の剪定を教えて頂きたいが」と辞を低くして頼みに来た。こちらも恐縮して期日を約してその家へ出かけた。「待つていました」と奥さんが出て来た。「主人は」というと外出して居た。蜜柑山はあそこだからよろしく頼むとのこと。頼み方が変だからよく聞くと剪定師扱いで一反余の面積をやらせるつもり、すっかり泡をくつた。結局二―三本型を示すつもりで切つて山を下りた。世の中には仲々うまい手を使う人が居る……。

(香川縣一ノ谷地区 石井普及員)

その(二)ある医者から苹果の剪定を頼まれた二―三本しか無いのですっかり剪つてやつた。帰ろうとすると「ちよつと待つて下さい」と奥さんがいんぎんに紙の包を出した。普及員であることを再三説明してもその紙包を押しつける。やつとの思いで振り切つて逃げるようにして帰つた。帰り途で「なる程医者の往診料と間違えたな……なる程」と思つた。

——(失 名 生)——

第五節 教育と方法

今までも種々普及方法等にも触れて来たが、普及事業が農村全般の教育と云われるため、どうして農業を改良するか、農民大衆の教育方法、教科課程を研究して行かなければならない。それには農民心理の研究とともに新しい教育技術……少くとも現在学校で行つている教育法を学びそれを応用してゆかなければならないと思われる。

農業改良普及事業をよく「教室を離れた農民の教育事業」と云う、それでは「教室を離れない農業教育」は即ち学校の農業教育だと解されるけれども、学校教育にしても必らずしも、そうとは限らない。特に最近高等学校で採用して居る家庭指導の教課——ホーム・プロジェクト法と呼ばれる教育方法は普及員が行う農業普及のねらいと非常に密接な、いわば同じ仕事の一分野に考えてもよさそうに思われる。

——熊本県農業改良課長——

たとえば生活改善に当つて何を呼びかけるでしょうか。

私なら手取り早く「足のウラをキレイにしよう」というかも知れない。足をキレイにすためには、雑巾でふかねばならず、そのためには、雑巾がキレイでなくてはならない。……と云う風に、じゆんかん性を持ちながらしまいは座敷もキレイになるのである。急いで「座敷をキレイにしよう」というより「先ず足のうらから」落ちついて始めることが肝要である。最近教育用語に「コア・カリキュラム」というのがあるが、「コア」というのは、教える相

手をどこへ引つばつてゆくか、という最後の目標である。いまの例でいうと足のウラをキレイにすることが「コア」である。

— G・H・Q・I・N・R・S 前顧問 安田倫也 —

八〇

然らば一体学校における農業教育はどう言う目標でいつて居るだろうか、それは将来その地方において良い農民となるに必要な、科学的実的な能力を養成するための、総合的な教科課程をとつて居る。

細かく云えば

- 1、自己の家及び郷土の自然的社会的経済的の諸環境と農業生産農業経営との関係を理解させる。
- 2、環境に応じて自ら農業を計画し実行する能力を養う。
- 3、よい農産物を能率的に生産する能力を養う。
- 4、農産物を正しく、しかも有利に販売する能力を養う。
- 5、土地及び労働の生産性の高い農業を経営する能力を養う。
- 6、土地およびその他の天然資源を保持し、さらに開発する能力を養う。
- 7、有利な環境を維持し、進んでよい環境を作る能力を養う。
- 8、農業を改良しようとする能力を養う。
- 9、農業の個人的社会的意義を自覚し、これに打ちこむ態度を養う。
- 10、農業および農村生活に喜びや楽しみを感じ、作物家畜などを愛育する態度を養う。

— 秋田県大曲農高校 高橋辰治(秋田普及だより) —

そうしてこの目標を達成するため、家庭農場で学習と実習をかねた家庭計画実習(ホーム・プロジェクト)を行うもので、学生はある面積の畠を家から借用して自分の圃場とし、耕種技術や、家畜の飼養から経営改善まで父兄や教師の助力の下に自分で計画し実習を行おうとするものである。(なお女子の高等学校においても同様に家庭管理についてホーム・プロジェクトがある。)普及事業は現に農業を営むものを、相手とし学校はこれから農業を営もうとする者を対象するものと分けて考えられるけれども、普及事業の最も期待している一つとして青少年の育成もあるので、これは学校の教育目的と一致することになる。只強いて言えば学校は学生という一定の層を目標にしているのが違いであらう。

又小学校における社会科の教育も自分の郷土について色々の社会の問題を自ら研究し解決への発展過程を勉強するような仕組みになつて居り、先生は單に教える先生でなく生徒が勉強するためのよき助手であり相談役である形をとつて居る。

アメリカでは、試験研究、教育、普及の三者一体になつて仕事を進めて居ることを考えてみても今後普及員は進んで学校に連絡し教育方法を学びとると共に学校を援助することが又普及事業の発展のため必要であることを考えなければならぬ。

学校教育がかような課程をもつて居るので特に青少年クラブの育成は学校を母体として発足してゆかねばならぬ。

手をどこへ引つばつてゆくか、という最後の目標である。いまの例でいうと足のウラをキレイにすることが「コア」である。

— G・H・Q・— N・R・S 前顧問 安田倫也 —

然らば一体学校における農業教育はどう言う目標でいつて居るだろうか、それは将来その地方において良い農民となるに必要な、科学的実的な能力を養成するための、総合的な教科課程をとつて居る。

細かく云えば

- 1、自己の家及び郷土の自然的社会的経済的の諸環境と農業生産農業経営との関係を理解させる。
- 2、環境に応じて自ら農業を計画し実行する能力を養う。
- 3、よい農産物を能率的に生産する能力を養う。
- 4、農産物を正しく、しかも有利に販売する能力を養う。
- 5、土地及び労働の生産性の高い農業を経営する能力を養う。
- 6、土地およびその他の天然資源を保持し、さらに開発する能力を養う。
- 7、有利な環境を維持し、進んでよい環境を作る能力を養う。
- 8、農業を改良しようとする能力を養う。
- 9、農業の個人的社会的意義を自覚し、これに打ちこむ態度を養う。
- 10、農業および農村生活に喜びや楽しみを感じ、作物家畜などを愛育する態度を養う。

— 秋田県大曲農高校 高橋辰治(秋田普及だより) —

そうしてこの目標を達成するため、家庭農場で学習と実習をかねた家庭計画実習(ホーム・プロジェクト)を行うもので、学生はある面積の畠を家から借用して自分の圃場とし、耕種技術や、家畜の飼養から経営改善まで父兄や教師の助力の下に自分で計画し実習を行うとするものである。(なお女子の高等学校においても同様に家庭管理についてホーム・プロジェクトがある。)普及事業は現に農業を営むものを、相手とし学校はこれから農業を営もうとする者を対象するものと分けて考えられるけれども、普及事業の最も期待している一つとして青少年の育成もあるのでここでは学校の教育目的と一致することになる。只強いて言えば学校は学生という一定の層を目標にしているのが違いである。

又小学校における社会科の教育も自分の郷土について色々の社会の問題を自ら研究し解決への発展過程を勉強するような仕組みになつて居り、先生は單に教える先生でなく生徒が勉強するためのよき助手であり相談役である形をとつて居る。

アメリカでは、試験研究、教育、普及の三者一体になつて仕事を進めて居ることを考えてみても今後普及員は進んで学校に連絡し教育方法を学びとると共に学校を援助することが又普及事業の発展のため必要であることを考えなければならぬ。

学校教育がかような課程をもつて居るので特に青少年クラブの育成は学校を母体として発足してゆかねばならぬ。

高等学校の課外教育によつて卒業者が普及事業の協力者となつた。

(山形県 長沢普及員)

学校における家畜の飼養、花卉蔬菜を作る——実物の教育はやがて四・Hクラブの萌芽である。

(和歌山県普及ニュース)

高校分校の補欠時間に普及事業と青少年クラブの話をしたら自治会にクラブ結成の胎動が現われて来た。

(上水内郡南小川地区 大日向普及員)

青少年クラブの行なつた土の勉強について報告

(下伊那郡平谷地区 稲垣普及員)

青少年の指導と普及上の資料を得る目的で五日制授業の土曜日を武藤・小松・熊谷先生の助力により次の勉強をして見た。

(一) 目 標

先ず青少年をして事物を科学的に見たり考えたりする能力、更に進んで科学の原理と応用を農業上に生かす能力を養成する目的として関係の深い土について勉強する。

(二) 生徒(クラブ員)の活動と指導の方法

私達は土の上で生活している。私達は土の上に出来た植物を食べて生きている。この土はどうして出来たのであ

らうか。土とは何であろうか。作物はどんな土によく出来るか、作物の出来ない土はどうしたらよく改良されるか調べて見る。

1、浪合村の山と川は耕地とどんな関係にあるか、地図の上で調べて皆んなで話し合いをする。御所平と矢越、宮ヶ原と蘭平を観察して、これ等の耕地と川の位置が農業の営み方をどんな風に発達させたかを調べる。御所平は浪合川との高低差が少いので水田が発達した。矢越は、矢越川があるので水田が多い。宮ヶ原や蘭平は川と高低差が大きいので水利悪く畑地帯となつた。

2、長い年月の間に村の地形はどんなに変つたか、調査して皆で研究する。浪合川は昔は宮ヶ原と同じ高さの所に流れていたが、それが長い年月の水の浸蝕作用によつて川が低くなり現在の位置になつた。今後川床が低くなると水利は益々悪くなる。将来川床を低くしないようにするにはどうしたらよいかを研究する。川床工事の話。松川の事を見た人が話し、今度の遠足によく気をつけて見ることにした。矢越や打越、荒谷の平は扇形に山の間から押し出して耕地を作っている。調べて見ると土は砂が多く瘠せている。又必ず川があるがこれはどうして出来たのか研究して見る。(扇状堆積土について話をする)

蘭平は一、三〇〇米の高原に火山灰が積つて出来ている、洪積層と云う土である。蘭平と荒谷の土と作物は、どちらがよく出来るか調べて見よう。

3、地形の変化に於ける空気と水的作用について研究し話し合う。

4、地形の模型を粘土で作り農業と林業をどうしたらよいか研究する。

- 5、浸蝕、気象、植物により岩石から土の出来る原因を調べる。
- 6、野外に出て現象を実際に調べて見る、そうして話し合い研究する。木の根が岩石の破れ目に入っている。谷川が岩を削っている。岩に蘚類が生えている。温熱の変化や、分解作用について種々研究する。
- 7、岩石の分布を村内の部落で調べて見る。花崗岩が多い。治部坂の一部に片麻岩がある。
- 8、村内の土の種類を図に書き込む。採取して標本を作る。部落別に、部落出身の生徒が田島から土を集めて調べる。
- 9、土性と作物の種類関係を調べる。
どんな土にどんな作物が出来るか調べてみる。
- 10、土壌を分析して実験の結果と作物の生育の関係を調べる。
別表が出来た。

八四

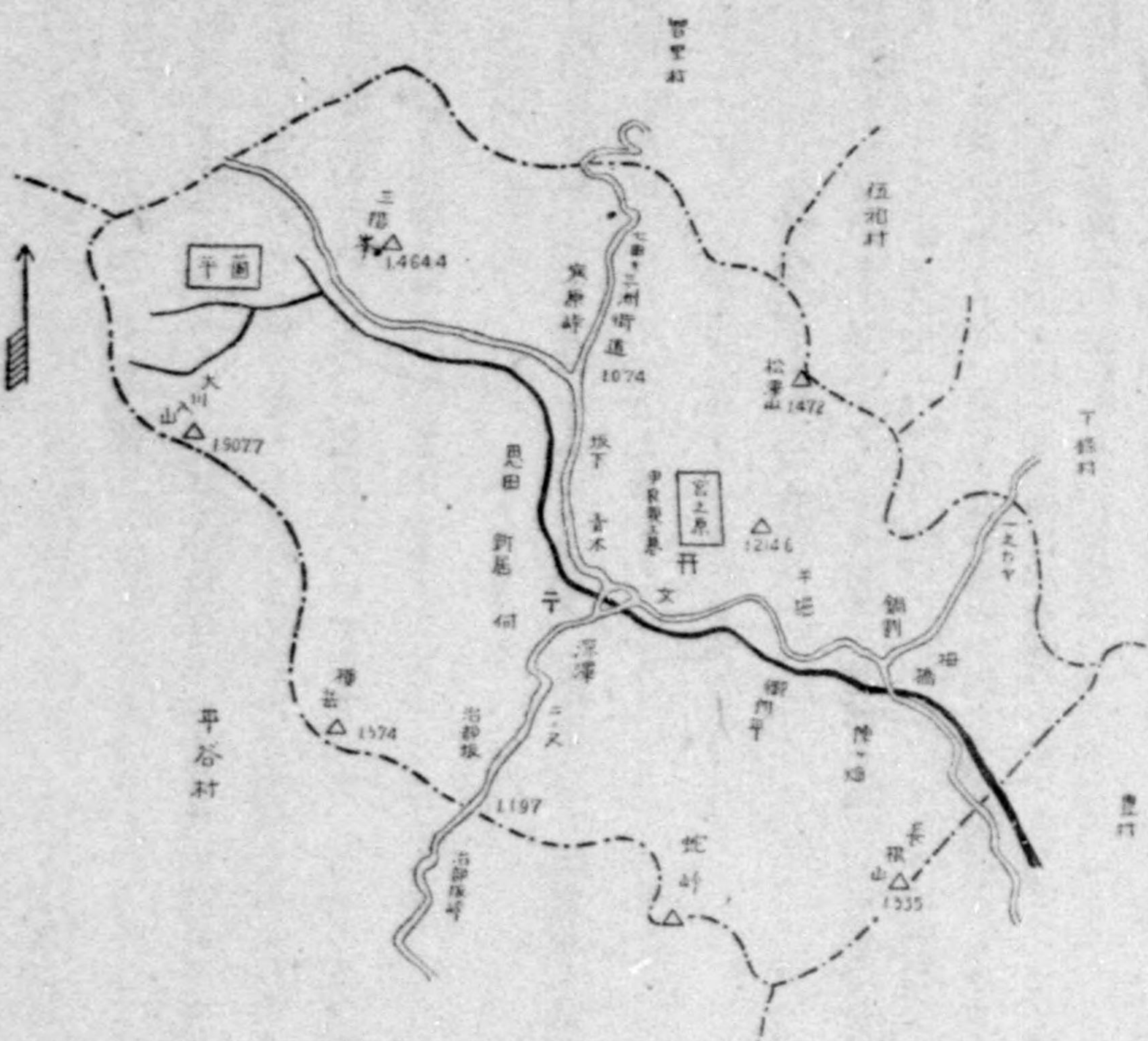
(こゝで初步の分析の基礎を体得させる。特に器具の使用法秤量、液測等)

以上の結果は充分ではないが酸土の検定や土性の調査は農家の助言に一応参考資料となつた。

尙備考として本年度作付された作物がP・Hとどんな関係にあつたかと調べる。

(別表は一九〇点の土壌について番号、地名、田畑、P・H、氏名、土性、土の色備考が調査され表になつている。省略)

下伊那郡浪合村一般平面図



農民は實際生活の表象については幾多の経験をもつているが概念は頗る抽象的である。

即ち「あの土は黒いからよく出来る、あの土地であるから出来る」と経験によつて簡単に片付けている。即ち「どうして何で出来るか」と物事を振り返つて科学的に見る態度がないため、こゝに農業改良についていかに叫んでも進歩しない重大な原因がひそんでいる。

普及員は現在学校においてかかる教育法がとられ、かく物を見考える態度を養成しつゝあるのでこれ等の子に明日の農業を期待すると同時にこの方法をできる限り農民に植えつけることが痛切に感ぜられる。

八五

— 應用と考察 —

八六

- 1 出来得る限り学校を卒えた、若い青年に対してその親から学校の家庭実習計画と同じように一部の圃場を貸してもらい責任のある経営を行わせ、ある程度の報償が得られるよう試みる必要はあるまいか。
- 2 中小家畜飼養或は菜園の経営について主婦、女、子供に自主的な責任を負わせ、或程度その報償を與え自ら生産の喜びを経験させるような試みをしたらどうだろうか。

かくすることによつて老年と青年の対立、女と子のレイ属化—農村の封建性も打破され生産の喜びを身をもつて体験し真に明い農村が生まれて来はしまいか。

— 子供のしつけ方 —

生活研究会の席で、ある婦人がアメリカ婦人に質問した。「近頃の子供は親の言付けきかぬし、行儀も悪いし、しつけに困っている、アメリカではどんなしつけ方しているか」「アメリカでは満四歳までは親の言付けきかない時は、お尻をつめつたり、叩いたりして機械的なやり方で、厳しく良い悪いを教える、五歳頃からは本人の理性と感情に訴え、宗教心を伸ばして誘導的に、人格をつくつてゆく、日本では小さい時は善悪が分らないからと云つて子供は何をしても放つておき、六—七歳物心がついてから俄に頭を叩いて親の意に従わせようとする。しつけは物心つく以前から正しい心で、父母が嚴格にやるべきではないか。」

— 滋賀県農家通信 —

「内容なき思想は空虚であり、概念なき表象は盲目である」—カント
これ又教育の基礎理念である。

今年には普及技術の中、特にとり上げたいのは、農民討論会とか座談会の指導、レクリエーションをうまくつかつて、どうやつたら皆が発言し皆で一しよに考え、楽しく明るい気持になつて、一つ一つの困難を切りぬけて行けるかという事、その方法をぜひ普及員の方に体得して頂きたい。

— 農林省 大森生活改善課長 —

次に農民の心理をとらえ、機微をついて、時に応じ、変に処して各々適切なる方法をとつて普及の効果をあけてゆかねばならない。

これを作戦になぞらえて研究してゆくと。

1 正面作戦

熱意をもつて真すぐ押しすゝめてゆく方法—。

昨年当大島地区は未曾有の旱魃に遭遇し名子部落二〇町歩の中七町歩は四〇日も旱天……遂に最後の水もかれて田面は白く龜裂してしまつてたゞ頼るは天水ばかりで何等なす術を知らなかつた。自分はその地域の井掛総代と因つて檜原地籍井掛総代に水の融通をしてもらうべく交渉した。

八七

余りにも惨めな状況に極原総代がみて、帰つて急遽相談し水利権は水利権であるが、食糧増産の絶対必要な今日これを見過してよいものかと終に了解が出来、八月一九日夜半から旧来の慣行を破つて水を融通した。農民はその夜一睡もせず灌水につとめ水が満えられる有様をみてねむり不足の赤い目に涙を流して喜んで居た。幸いその後氣候に恵まれ大豊作を得た。こんな感激したことはなかつた。

2 迂回作戦

(下伊那郡大島地区 池田普及員)

正面の鋭鋒をさけ迂回して目的を達する方法——。

「そんなことを聞いているなつて暇つきだ」との人もあり「先ず金儲けさせてくれ、そうしたら炊事場に明り窓もつけられるし、台所も立派にする」憎らしい口をきかれる。そこで副業——金のかゝらない編物の内職を教えたところ大歓迎。更に本格的に綿羊、山羊、豚、鶏を奨励し、椎茸、百合、こんにやくを奨励したところ、私ばかりの力でないが副業熱が盛になつて来た。間も無く台所改善が目映るにちがいない。

(埼玉縣・原市場名栗地区 伊原普及員)

3 陣地作戦

改良しようとするものを一旦抑えて効果をあげる方法——。

青年が乳牛を入れると相談に来た。「そんな程度の研究ならよした方がよかろう」と帰してやる。又やつて来る……今度は「飼料問題をばこうして解決する。経営の一環としてこういう風に折込む」色々聞くと全く真剣に研究して来た。自分もこれでよしと思ひそこで「それならば入れなさい」と導入させた。好結果は言うまでもない。

(宮城縣丸森地区 荒井普及員)

4 相懸り作戦

強力な慣習、信仰を巧に関連させてやる方法——。

天理教の信者の多い或部落に麦の薄播を奨励したところ「こゝは平坦地とちがう」「昔から麦の種は長者の子にまかせると云う程である」とてなかなか聞かない。そこで天理教の日の神の教、即ち太陽の力に感謝しこれを生活に具現して始めて信者である。薄まきは太陽の恵を麦に均等に與えるものだ」とこん／＼説き起して漸く納得せしめた。その結果暖冬異変にかゝわらず大成績。今後この方法を皆支持するようになった。

(宮城縣石巻地区 平塚普及員)

5 誘導作戦

別の好む面から誘導してゆく方法——。

生活改善の一環と思つて生花の講習会をやつたところ、今まで村にこういう会合がなかつたとして特に未婚の女性に喜ばれた。このことが動機となり今後生活改善と合せて会の結成の運びとなつた。

(下伊那郡富草地区 清水普及員)

6 転進作戦

機をとらえて方向転換してゆく方法——。

麦作状況を見廻りに行つたところ、或農家から乳のしぼり方が出来ないから来てくれと頼まれた。乳搾りの後思

いつきのまゝ、そこで附近の人々に集ってもらい牛舎改造談義！
普及事業もこういう予定変更も思わぬ収穫があるものだ。

(滋賀縣蒲生東部地区 戸田普及員)

さらに農村封建性打破には根気よく反覆、波状攻撃が効果を奏することは誰しも経験するところであろう。

次に「よく遊び、よく学べ」と言われる通り、まづ働くことより、自然に働かしめるよう娯楽の指導、人の慾求を満たすように取はからうことが却つて大きな効果があるようである。

研究会懇談会に、リクリエーションを取り入れて進行を計つたところ、老人婦人の出席率がよくなり会合の成績が上つて来た。会合を気楽に面白くすることが効果を大きくする。

(上伊那郡美和地区 中山普及員)

幻燈会と教育レコード音楽会の開催によつて青少年から老年にいたるまで、普及員に対する村全体の理解を深め、親しく共に手を取り合つて進む大きな役割をもつことができた。

(更級郡川中島地区 山本普及員)

疑問と解答

「農村に入り込んだ精神指導者の業績は、その部落に長く残つてゆくが技術指導者の業績は、その人なき跡は残つ

て行かないのはどう言う訳であろうか」

技術普及のキーポイントの様な気がする。精神指導者が農村に入り込む。心と心のぶつかりである。相通すれば、そこにはお互いに人間肝胆相照す事もあり得ようし、一度相照らされたら十分であろう。

(愛知縣丹南地区 杉本普及員)

ある風景

○緑の自転車――

須坂町報へ「緑の自転車」と題して記事を登載したところ、先壁五〇歳位の農家の婦人がやつて来た。事務所の戸をあけるや否や「緑の自転車の技術員さんか」と尋ねた。「そうですよ」と返事をしたらそこで安心したように妻の話をし始めた。

○寒 暖 計――
(上高井郡須坂地区 小林普及員)

麦奴子防の際、丁度温度計を持つてゆかなかつたので、その農家の古い棒状寒暖計を感度のにぶいものとは知らず使つたところ麦種子を高湯に五分間浸漬して終にゆで、しまつた。大失敗。
(下伊那郡大島地区 池田普及員)

第六節 展示と講習

普及事業は單に口先で説明したり、書きもので教える許りで無く「百聞一見に如かず」「論より証拠」実際にやつて見せその成績によつて納得をゆかせる方法が一番良くこれを実績展示と呼んでいる。

米国のある普及員は自分の仕事の概要と成功法について次の如く語つた。

「私の仕事は農民が土地によつて一層よい生活が出来るよう気をつけることだ。私は理論を余り振り廻しはしないが、人にその理論が実際に役立つと言ふことを示すことが出来れば、その人は私の云ふことを聞く。例えば石灰であるが、いくら一生懸命に石灰の話をして誰も納得させることは出来ない場合がある。併し石灰を撒いた土地に出来た立派な青々したものと普通のものと二本のアルファルファを人に見せることが出来れば私はうまく理論を説明したことになる訳だ。」

—普及だより十二号—

「圃場展示の回数を多くすることは、農民が正しい方法を会得するための助けとなるだろう。こう言う展示は單なる報告や、試験場の成績より遙かに効果の多いものである。」

—G・H・Q・農業課 ブラウン氏—

多くの人等は実績展示は昔の指導農場のように、特別の設備や人を持たないとできないと考へ勝であるが、こんな遠い所にあるものでなくもつと手近に……現在の農民の程度から考へて実物展示を含めて広い意味に解して日常身近に手取り早く行つてゆく方法を考へねばならない。

戦争の少し前、日本は試験場からの情報を日本の農家に普及する、或方法を必要とすることを覺つたように見え

た。此の実施方法として政府に雇われた人により、政府所有の土地により耕作農民に実際にいゝ方法をやつて見せる一、六〇〇の農場を買収した。(註指導農場のこと)

この計画の広さは我々日本の総面積がモンタナ州の面積と同じあることを考へたら了解されるだろう。勿論此日本の組織は米国でよく知られている事実——即ち政府により所有され、政府により運営されている農場が指導するやり方を百姓は決して採用しないという事実——を考へに入れていなかった。農家というものは実際の農家の田畑における展示のみが農民に滲透して行くのである。何となれば政府の農場でやる方法を採用するには実用的でなく、又金のかゝるものであると、農民は考へているからである。

—米國フオリン、アグリカルチュラル誌—

綿羊をすゝめるに當つて、先ず自分で飼つて、これからとれる毛及び飼育方法を示し、セーター、靴下、寝巻を身につけて実際に農家に見せて加工の方法、羊毛の美点を説明すると農家がよく納得して飼うようになる。

(南佐久郡中込地区 木内普及員)

病害虫が発生したら、その実物を持つてその作り主に提示し、発生経路から防除法まで丁寧に説明すると、一時は作り主から、悪く思われることもあつたが、後ではその処置をするようになり、全地区の農家から喜ばれた。

(小縣郡長久保新地区 小平普及員)

こうした実物展示をやる場合、拡大鏡を用いるか、検定器を使うか一寸した器具を用いると農民はさて何をしてい
るだろうか半ば好奇心につりこまれ、次第に科学的に物を見、考えるようになり、よく納得し普及の効があるよ
うである。

農家は殆んど家に居ないので圃場教示が主になる。その場合、田畠を問わず酸土検定器を持参してゆく。そして働
いている人の畠に行つて、通り一べんの挨拶をして後は無言で酸土の検定をすると、その畠の農民が不思議さうに
みて居たが、その反応が赤く出て来ると「先生それはいいんですかい、悪いんですかい」と聞いたので種々話をし
た。非常に喜んで「なる程石灰つてそんなに大事なものですかねあ……。農会あたりで土の検査するから持つてこ
いと云つていたが、又石灰の売込み算段ぢやねえかと思つていた。」感心もし喜んだ。

(埴科郡屋代地区 半田普及員)

季節々々の農作物害虫及び罹病作物の一部分を携帯して部落から部落へ、圃場から圃場へと技術の普及或は交換に
元氣よく飛び廻ることは普及員のみ味い得る喜びである。

そうしてそれ等の標本を農家の縁先や圃場において農民の目の前にならべ、いつも携帯している拡大鏡で皆にみて
もらい、談笑の中になる程とうなずいて貰えるのだから実に愉快だ。

その時防除法や薬剤の配合について簡単な書込用紙に書きこんでやると又々大喜びする。

(埴科郡坂城地区 清水普及員)

次に展示に比較教育をつねに考えて行う必要がある。

昨年B・H・C普及のとき、二四社の製造元に夫々少量づゝ配布を受けこれを果樹園に実際に撒布してみたとき○
○会社の水和剤が最もよい結果を得た。これを全員に見せた時は非常に喜ばれ今後かような場合ぜひ実績展示をし
てほしいと喜ばれた。

(上水内郡柳原地区 清水普及員)

たとえば、石灰を施す場合、一畦でも今までの方法のところ、薬剤撒布のときもやるところとやらないところを残
しておいていつも比較対照する素地をのこしておくことが指導上大切である。

(更級郡塩崎地区 正村普及員)

時によつては実験教育を加味して科学的に蒙をひらくようにする。

病氣その他で斃死する家畜がでた場合、関係開業獣医、共済保険組合と連絡の上、解剖検査の際、附近の農民を集

め、実際に、その内臓を展示し、一般的に必要な事項、飼料の量、質、……食後の反芻時間、飲水の必要、釘などの異物を取り出し無機分の必要……病気の原因等を説明すると、目の前に実物を示されよく理解し喜ばれる。

九六

(諏訪郡ちの地区 中山普及員)

更に実績展示は比較対照が甚だしく出る場合とか場所をうまくつかめばその効が判然と発揮するものである。

昨年五月初旬零度以下の朝が四―五日もあつた。低温のため水稻苗腐敗病続出して特に下諏訪町富部部落は全滅。五月二日事務所主催で対策会を開き、直ちに保温折衷苗代による追播するまでにこぎつけた。賛成漸く一三名。温泉で催芽し一三日播種。この技術を信用しないものは多く「今頃まいて何の役にたつか」冷笑している。五月二〇日紙を除いた。

嬉ばれたのは紙をとつた「しゅん間」であつた。紙の下から青々とした苗が全面に、その姿を現した時だつた。農家の人等は……技術を信じなかつた人達も皆現実の前に感嘆の声を放つた。

(諏訪郡下諏訪地区 小口普及員)

低位農家の引上げが大切だと委員会に話をし、一番悪い農家を選定してもらふことにした。水内村の塚田某さん……この人は開田以来七年ロクに米をとつたことなく極めて変人で人の云うことを聞かない。巡廻したところ余程参

つていたと見えて相談につてくれた。品種から肥料から管理まで云うことをきいた。その結果、その部落一番の收穫三石七斗をあげた。これには部落の人が皆感心し喜んでくれた。(上水内郡水内地区 矢島普及員)

次に所謂展示圃を設けて実績を示す方法であるがこれは委員会なり普及員自体経営の実務に参加すべきものと考えられ易いけれどもこれは熱心なる農家を見出してその人と一緒になつて農家の圃場の一部を借りて行うもので、指導農場のような全く実務と経営の責を負う形ではない。この目的は当の農家も附近の農家も自ら手を下し、その結果に基いて物を科学的に考ふる習慣を養うもので即ち農民の教育のために展示事業は委員会や普及員のものでなく農民のものであることを考へなくてはならない。

往々この展示圃を試験地と間違えて試験をやるものを見受ける。例えばハツキリ奨励品種でないものをムヤミに並べて克明に試験したり、品種見本圃のような感が認められることは注意しなければならぬ。

次に色々の会合或は品評展示会等において各種試験結果の図表を展示することは現し方なり場所なり考へてゆかねば効果の薄いものである。

品評会に展示室を設け、各種の図表の展示をしたが、農民はすゝめられても入らない。場所その他を判断して行かねば全く失敗である。

(南佐久郡大沢地区 神部普及員)

九七

農民の前に肥料分解の化学式を示したら、止めてくれと叱られた。

(埴科郡南條地区 飛田普及員)

展示の材料の選び方は、身近なところの例を示した方がよい。

ある技術者が展示会のために水稻の施肥試験の成績表を縣に借りに来たとき、「君の村では今年水稻が大分多肥で倒伏したそうではないか、そう言う場合君はその倒伏した家の施肥量を調べ、誰々は、或は倒伏した家は、こんなに多肥のため、かく倒れた、実物はこうであると、その調査表と実物を示した方が有効的ではないか」と注意したがこう云う考えで材料を選んだ方がよい。

地区内で稲の倒伏した農家の施肥量を調べたところ、窒素五―六貫のところ五〇%、六貫以上のところ三〇%、三―五貫のところ二〇%で八〇%は多肥のためであつた。その肥料はどこから来たかと調査したら桑園の肥料であつた。その桑園を見れば俗に「猫またぎ」と云われる程の貧弱な桑園であつた。

(南佐久郡海瀬地区 岩下普及員)

展示事業の大きなものとして品評会展示会等開催されるが、このやり方についてもいろいろ検討してよい効果をおけるようにしたい。

これらの催しが、村の秋祭や、勤労感謝の日や收穫の終つた農休みなどを利用して町村民挙つて参観し、会場において、郷土美術品や、郷土史研究資料とか、農村生活合理化資料に生花等も加えられて広い意味の農村文化祭として明るく催されているのが目立つて来たのは喜ばしい傾向である。しかし一面この内容について考察を加えて見るとき従来出品物に等級をつけ、優良品のみを賞揚するだけで、一体それがどういふ土地でどんな栽培方法をもつて生産されたか科学的、探究がなされたか、又優良本位の陳列でなく、悪い出品物に対する指導教育がなされたか、以上何れも今後並行して行ふ必要があると思う。病虫害をうけた野菜や果実の実物を陳列して、その病虫害名発生の時期、発生場所、被害状況、防除法などの説明を具体的に示して置いたならば品評会の効果に更に一層大きなものとなる。

―長野県広報二四、一二、一五発行―

又優良地視察も旅行も大きな実績展示の意味がある。

よく農民を引率して試験場を視察する場合が多いが、試験場はいかによく経営されていても、農民の心理として試験研究員に対して心からの質問を発し納得してゆくことは少い。又試験場は実績展示場でなく試験研究機関であるので研究者以外の見学はどうであろうか、それより同じ農民で実際に経営をうまくやつている、或は栽培を上手にやつている人等の所にゆき、農民同志打ちとけて語り合い研究するが最も有効なる方法ではなからうか。

— 播 事 件 —

100

昨年早蕪で村のその方面からは大豆は収穫皆無として報告されて居た。その後村の品評会が開催され、上級官廳の係官を招いて審査表賞式を行ったところ品評会に見事な大豆が陳列してある。これで収穫皆無であるかと云つて思わぬ所で大問題をひき起してしまつた。

— (無名生) —

普及事業当面の問題

- (一) 農民の集団討議を發達させること。
 - (二) 青少年クラブを發達させること。
 - (三) 農民の生活改善するための展示及び説明を行うこと。
- 以下十一項まで(省略) G・H・Q・ウオレーン・H・レナード博士(普及だより一〇号参照のこと)

次に普及の手段として講習講話会が盛に開催されているが、果してうまく運営されその効果が挙げたかどうか結果を測定した者があるだろうか。

過去において充分な指導技術を身につけないものが多く單なる表面指導、換言すれば講習会のための講習会になつていたのでわなかつたが、帰つてから実行に移す人は殆んどないという状態である。「講習会であんなことを云つて

も実際にやれば、そう旨くはいかん」と勝手に想像して結論をつけたり、実行に移そうとしても、「始めてあるし話だけでも実際にやつてみるには一寸危険だ」ということになつて仲々実行に移さないのである。

— 愛媛県農試 立花技師 —

青年は講習会に一片の興味をもつていない(意欲はあるが)それは答が簡單である「従来講習会講演会といつてもそれは断片的な問題でしかなかつた。Aと云うテーマに関心のない人は全然興味を感じないし、又他の方では、Bのテーマをとり扱つて来た」からである。農業技術者として技倆があつても社会人として資格のない人であつた。言いかえれば農業技術者に社会性が乏しかつた。

(岡山県小田北部地区 山足普及員)

従来講習会は農村の幹部や指導者のための(一種の自己満足)ものではなかつたか。

たとえば、村に稻熱病が発生したから、その講習に県の専門家を要望するが、第一そう云う病氣を出させたことは指導者も一半の責任を負うべきだ。

発生したら応急的な蔓延防止のため薬剤撒布をし被害の軽減に努めることは言うまでもないことであるが、又どんな原因で発生したかを充分探究し、多肥のためであれば翌年少肥に、冷水のためであれば翌年灌漑法を考究して将来を戒めなければならぬ。それでも発生したとき、始めて県の専門家の派遣を乞うべきものではないか。

この事業において専門技術員において指導に専念せしめるようにしてゆくが普及員は自己の立場を反省する必要がある

ある。

又普及員は何でもかんでも専門家を引張り出すくせがあるが、県から直接出かけて農民に接することは普及員の存在価値を少くする虞があり戒心すべき事柄である。

1011

講習会を行うならばそこに充分なる準備が必要である。

- 充分農民の要望をとらえたかどうか。
 - 農民の充分理解できる話の内容希望事項を講師に連絡したかどうか。
 - 講習を受ける層は一部に限られるものでないか。
 - 会において充分質疑応答討論ができるかどうか。
 - この講習の結果から見て次の講習を何にしたか発展段階を作り出し得るか。
 - レクリエーション等入れて気楽な会にするよう工夫されたか。
 - 農民の自発心を起こさせるよう仕組まれてあるか。
 - 農民の現状から離れ高度の題目であるか否か。
 - 即ち村内の優れた農民でできる問題であるかないか。
 - 充分実習の準備がなされているかどうか。
- その他色々検討して開催しなければならぬ。

農家における計画経営の問題は簿記の記帳はその第一歩である。南向、片桐両村に約九五冊配布し講習をして昨年一月から記入始めたが途中で中止するものあり、これは三カ月に一回位研究会を開いて指導してゆかねばならぬ。このことは今(十一月)になつて発見したがもう遅い。

(上伊飯郡南向地区 香坂普及員)

次に普及員が講師として講習する場合に先づ教育方法を研究してゆかねばならない。

その任務として

- 1 聴衆の見聞をひろめ、これに新しき概念を移入せねばならぬ。
- 2 聴衆の頭脳に新しき概念を供給し、かつ聴衆の自ら集めた経験を系統立てねばならない。
- 3 聴衆に質問を課し、かつ
- 4 聴衆に感情的衝動を興え、もつて聴衆の独立の活動心を喚起せねばならない。

教授の形式的段階は

準備—提示—連結—総括—応用と云う段階をとる。

- 1 準備では講話の基礎を整頓し聴衆の知つて居る事実を想起させる。
- 2 提示は新しき教材の提供によつて聴衆の経験を豊富にさせる。
- 3 連結において紹介された教材を組み立て、既存の事実と結びつける。
- 4 総括で聴衆の新旧経験から新概念が一般化される。

1011

5 応用で新概念を農民の理解力をもつて利用するように個々の応用を示すことになる。

—チャノフ著磯部、杉野訳、農業指導の理論と方法—

講習会において巧な比喻、皮肉とじよう談或は衝動を興える話等色々技術的な点も多いが、細かな事柄についても考究を要する。

講習講話による指導は非常に難しい。それは

- 1 技術滲透に非常に多くの層があること。
 - 2 地理的條件が多く相違がありこれを分離できないことである。
- そして話をするときは只口先より充分の準備……グラフ図案にて解り易く説明しなければならぬ。

(小県郡丸子地区 田中普及員)

講習会を開催するには広範囲に互り集め講演に主力を注いで指導するより小範囲に限定して徹底的講義及び実地指導を併用して行くことが必要である。

—愛媛農試 立花技師—

講習会を開くには実際的には机の上で行うことより前進して実地に実物を対象とし或は実習を主体とした方法をとつ

た方が効果が多い。

地区内の上新田部落は昔から講習会、懇談会等を開催しても、殆んど人が集らぬ状態で団結心が非常に乏しくこういう悪い伝統を持っていた。何とかこれを打開しようと考えたあげく、農協組と共催の麦栽培講習会を現地講習の形をとつて通知に今回はその部落農家全員の圃場の実地を見て研究するからと言つて集めたら当日全戸数六一戸の中五八名集合し中にも婦人が一二名集り、全員揃つて圃場から圃場へ廻りその場においてそれに適合した栽培管理の話を実物をとつて見せつゝ行つた。

終了後皆から今後こう云う現物と取り組んだ生きた教育をしてほしいと強く要望された。

(上伊那郡伊那地区 中村普及員)

当地方では毎戸のように柿があるが品種のよいものが少いので品種のよいもの導入と増殖を農民が希望しているが接木の技術を習得している人が少い。今春青年等を集めて実地教示を併せ接木の講習会を行つたところ青年等も活着したので技術を体得したことを悦び、接木をしてもらへた農民も喜んだ。

(下高井郡往郷地区 湯本普及員)

普及員が講習を行う場合、全村を一丸として広範囲の会より部落又は同好の有志等を対象とした座談会、人数は一

五―三〇名程度が一番有効で实际的であるが、更にこれを進めて或題目を提供し研究する研究会更に発展して提供された問題について研究―批判―討論をやり、大勢の意見なり経験なりを自由に発表し合い、自らの研究心を高めるやうな農民討論会を開催するよう誘導した方が最も効果的である。

―稲作改良現地巡回批判討論会の報告―

昨年九月二四日N部落にて正午の役場のサイレンを合図に稲作農民と普及員が組合長宅に集合、皆で現地を巡回各水田毎に栽培者より、施肥量栽培方法の発表を聞きつゝ、参加した者の批判や意見を交換し順次巡回を終り最後に集会所に集り、総合的意見の開陳、研究をして、更に「来年の稲作をどうするか」問題について討論し次のような稲作十方針なるものを申し合せその実行を誓つた。

- 1 各部落毎に米作台帳を備えること。
- 2 二毛作田における裏作の改良。
- 3 適地適品種の採択。
- 4 選種種子消毒と苗代改良。
- 5 苗代薬剤散布の実行。
- 6 紫雲英の坪刈実施。
- 7 肥料設計による施肥合理化。
- 8 病害虫の早期発見と防除。
- 9 研究会及び現地巡回批判会開催。
- 10 不明のことは常に普及員に相談すること。

(下伊那郡和田組合地区 石井普及員)

こういう会を明るく楽しく運営してゆくについては詳細のことは県農村文化協会発行の「村の明るい集会」を参照されたい。

その要点をいうと

- 1 問題が明確に提示されること。
- 2 問題が切実であること。
- 3 参加者の意見が充分述べられること。
- 4 人が多すぎないこと。
- 5 司会者の任務をつかむこと。
- 6 充分な準備をすること。
- 7 リクリエションを入れること。
- 8 休憩を適当に入れること。
- 9 討議の結果はつねに整理すること。

これに10、その結果によつて次の会の問題への発展をつかむことをつけ加えたい。

参考 農業改良普及員の行つた講習会座談会の調査

宮城県(二十四年度)

五人以下	五九九回	三一―五〇人	七八七回	一〇〇―二〇〇人	九六回
一五―三〇	一、九〇八	五一―一〇〇	三〇八	二〇一人以上	四五

「註」最近放送局主唱の「ラジオの集い」は廣く放送内容の適當なるものを選びそれを聞いてお互に討論研究するようになっていてこう云うこともこれからは非普及させてゆきたい。

— 笑えない笑話 —

その(一) 「モン／＼。農業改良課はどんなことをするところですか」

「それは農業技術のみでなく農村社会の改善のためいろ／＼やっています」

「会議をやるとき、いつも時間通りやつて居ませんが、あゝゆうことは改良する必要ありませんか」

「……………」

その(二) ある普及員の会議。

「どうも縣は我々のところ面倒をみてくれん」

「待遇が悪い」「旅費はなんとかしてくれ」

「衣類を特配してくれ」「……………」してくれ」「ベチヤ／＼／＼」

「ガヤ／＼／＼」「ブリ／＼」

(これで農村の自立性を高める農民指導者たちだろうか?)

第三章 経営と活動について

第一節 技術と精神

普及活動を活潑に展開するに当つて農業全般を考えてゆくことは既にのべて来たが、特に現在のような經濟状況の

下にあつては特にこの問題を深く考えてゆかねばならない。

往々普及員は技術のみ専念する……と云うが

技術とは経営をプラスするための技術であつて経営と離れた技術はどこにあろう。

たとえば新農業を普及するに当つて徒らにこれに走らず効果と価格を比較して昔の農業をすゝめたところ、青年から抗議を受けたのでよくこれを説明したところ感心してこれが動機となつて農業研究会が発足したことは既に紹介した通りである。小さいことでもこういう態度がなければならぬ。

技術普及に当つても何が農家経済上重要であるか、広く実情を見て選択せねばならない。

例えば高冷地蔬菜産地の普及員が稻熱病の防除に懸命となつている場合がある。一方的には至極当然のことであるが、よくその地方を検討すると甘藍が只今一貫匁一五〇円、苹果と同じ価格でしばらくボンヤリして時間を過すと一〇〇円を割つてしまう市況である。……こういう場合稻熱病の防除はしばらく先に送つても農家経済の面から甘藍の出荷促進が一番大切な問題であるかも知れない。こういうことを見逃して果して農家に、活動が親切であり活動が適切であろうか。

農業改良は必ず経済問題から考えてゆくこと。——農業経営の合理化を考えなければいけない。又増産技術と経営技術は同一歩調で進まなければならない。畜産、作物園芸の夫々の技術は農業の部分品であつて全体でない……。

——農林省 磯辺農業改良局長——

個別的な技術の目標は最大の収穫であり——
 総合的な経営の目標は永続的な最大の収益である。
 たとえば土壤消毒にはクロールピクリン消毒法があるが苗床位ならいざ知らず、これを本圃に適用することは技術的に可能であつても経営上成り立たない。

—福岡県農業春秋(丸山幡千代)—

今こそ自分勝手な甘い夢から目覚めて敗戦の現実立つて自らの汗と創意工夫による国民経済の建直しのため、耐乏と精進が私共個人の心構えの基礎であり、自覚した国民の協力によつて押し進められた諸産業の生産復興が国民経済を安定させるものである。

—農林省 磯辺農業改良局長—

「註」経営改善の具体的問題はこゝに余り触れることは本旨でないので別に書籍も沢山あるのでこれについて充分研究されたい。

普及員が現実に農村に飛びこんでゆくと現在の経済事情から換金作物……農業経営改善……と苦情を訴えられ、前後の見さかいなく押されて行くが、その前に過去の情況、現在の実情をはつきり正視して対策をたてなければならぬ。

素人の農業観(ある企業者の話)

農村インフレの余波のまだ続いていた頃で、嫁入りに何万円もの大金を投じた家の新築や箆笥、ミシンの買入れ等、

景気のよい話の多い時であつた。それなのに、疎開先の近所に住む老農は、夏ともなれば毎朝暗い内に起きて、お晝すぎまで井戸水を汲んでは畑に注いでいる、毎日々々同じ仕事がくり返される。毎日続くこの重労働をみてどうして電力ポンプを設備し、水道やトユによる灌漑をしないだろうか、吾々企業者なら金ができたらすぐ機械一台ふやす。原材料を買う、工場の修理をする。兎に角全力をあげて能率増進の工夫をするのに、たんねんに水を汲んでヒシヤクで水をやっている。

住宅の建築や、洋服箆笥や、晴着の買入れ等、消費物資の購入には惜し気もなく金を使うというのにどうして生産設備に金を投じないのか不思議でたまらぬ。

—和歌山県普及ニュース—

農家であるからには、いかなる時代においても、その収納場や、肥料置物や畜舎をつくるというならば至極当然である、何人もうなづき得ることであるが、それが棟の立派な冠木門や、周囲になじまぬ玄関の新築や増築では、これはどんなものであろうか、と首をひねる人が出て来ても笑い捨てるわけにはいかない。

—千葉県石橋副知事 農業千葉—

戦後県下の農村では農機具の電化が盛に行われた。

それはたしかに一つの進歩であつたが場所によつては、せつかく入れたモーターの大きさも、たいていは四分の一とか八分の一とかいつた程度で共同作業には使用しかねる大きさであつた。そのために多少手間が省けた程度で新

しい経営の発展はさほどの効果はもたらさなかつた。

—信濃毎日新聞三、七社説—

一一二

かく金のあつて豊かな経営のできる時代においても農家は果して経営改善なり生活改善を圖つていたか、特に現在経済の逼迫して居るとき、経営や生活の改善が論議されるのは正に皮肉とも言えよう。

特に生活改善を叫ぶと、「金がなければ出来ない」と一辺に片附けられ改善は人のものとの考えで相変らず薄暗い勝手に目をこすりながら生活してゆく。指導者は生活改善とは専門家を煩わさねばできぬと心得ている。改善事項はいくらも足許にあるでわないか。

普及員はいきなり経営改善と大計画を立てゝもなか／＼うまくゆくものでない。(前述計画と調査の項参照)
要は農民の精神構えの改善であり、普及事業が社会教育事業であることもこゝに起因している。

問題、あなたの地区で終戦後新築、増築、修理をした家についてどこを改善したか調べてみ給え。

笑○ 話○

ある怠け者、自分の家の障子の破れ目から隣の家の障子を眺めて「あの家はどうしてあんなに障子に穴をあけておくのか、なぜ張り換えをしないのかなあ」と。

第二節 改善への態度

農業経営改善をどういう風にやつてゆくか、これ又重要な問題であろう。これは普及員は真剣に考えなければならぬと同時に農民にうんと考えさせ、ともに解決へ一歩々々前進しなければならぬ。

自分の居る環境、農業の立地条件を考えて繪べてに徒らに走らず出来ることをよく実行することが必要である。くり返すがとにかく考えることである。考えたならば、何故我国の農業は規模が小さいか、何故集約的にやらねばならないか、何故文化が向上しないか、何故、生活程度が低いか、そして何故改めねばならないか、又改め得るか分つて来るであろう。

—島根県農務課 長野技師—

そこで普及員としての態度は—。

今までの技術員のように作物の栽培に関する技術指導ばかりでなくして今後の農業経営をどうしなければならぬか、例えば家畜を取入れるにしても、豚なら、豚の飼い方を知らせる許りでなく、農業経営とどう結びつけたらよいかまで深く研究して納得のゆくようにしなければならぬ。

—青森県農業改良課 高橋技師—

かく考えてゆくと、経済事業を営む農業協同組合とどうしても連携づけてゆかねばならない。

農業改良普及事業が農地改革、農業協同組合の設立とともに日本農村の三大民主化の政策であることを考えても更にこの感を深くせねばならない。

例えば病虫害防除の教示を行つても直ちに農薬をどうするか、これを扱ふべき農協組のことを考えてゆかねば普及も出来ない。

一一四

本年のウンカ発生はどうかと巡回したところ、発生しているので早速農協組と連絡農薬の購入を頼んだが折悪しく入手せず、通知によつて来た村人は農薬がないことで「害虫を見つけたのはよいが、これを殺す薬をみつけないければ何にもならぬ」と叱られ漸く半数の人に渡した。赤面の至り。

(東筑摩郡宗賀地区 塩原普及員)

たゞ我々の一番困ることは農業協同組合において普及員が往々従来の技術員と間違えられ、又普及員の面からみると協同組合はまだ昔の指導型が残つて居る向も見受けられうまく考が一致しないことがあるが、然しこれは今後お互に協力すれば自然に解消することであろう。

穂肥の時期 根羽村では何でもかでも穂肥々々とやつている様子。聞くと協同組合の廻状で反当一！二貫の硫酸をやるように通知があつたとのこと。様子を見ると穂肥どころか窒素過多なのでその理を説明し止めさせた。又木灰

や過石や硫加などをやれば肥効を消すとやつている。

早速追肥のことは一応相談してやつてくれと通知したが、相談をしない人は稲熱病発生し大失敗、いう通りにしたものは成績よく「五平餅」を新米で焼くからと喜んでゐる。

(下伊那郡平谷地区 稻垣普及員)

着任当時、委員長が協同組合長であり組合も相當指導事業も計画してあり、役場から移つて指導部の仕事をしてくれとのこと。

そこで、駐在場所は既に委員会で定め勝手に変更出来ないこと又普及員と技術員は違つとつ放した。後で氣まづい思い。もつと上手に話をすればよかつた。

(松本地区 根橋普及員)

農業経営上どうしても共同化をしなければならぬことを考えても、又安田倫也氏によれば青少年の育成も将来の組合の幹部や職員になり得る人物をつくる目的であると言つてゐることからみても益々連携を保つようにしたい。

農村に農業協同組合なくして果して農村が立つてゆかれるか、深く考えなければいけない。

然しながら普及事業を推し進めて行く場合、直ちに供出や課税問題と鋭く対立して絶えず現実の悩みにつき当つてしまうことが多い。従つて普及員は農村を繞る諸問題、土地制度、租税制度、価格政策、供出政策や労働事情等の社会的事情を詳にした広い視野に立たなければならぬことは言うまでもない。

一一五

かように農民の経営や経済の問題の解決も単に演壇の上では解決できない。農村をコック／＼巡回指導し、農家の実情を知り又農家から信頼され、個人の実情を打明けられ始めてそこに適切なる診断に基いて適応した解決方策が生まれて来はしないか。

私が昨年その大半村を歩き廻つた結果農家の殆んどが自分の経済内容を安心して打明け相談に来るようになった。その一つの例として普及員がやつてよいか悪いか別問題として所得税の修正申告の作製を頼まれたことで、私の相談を受けた農家は二〇〇戸足らずであつたが、その殆んどが自分の全財産を持ち出し、自己の経済の内容を打明け、中には大の男が涙を流して来年の家のやりくりを、生活をどうしたらよいかと言う相談と申告を上手に作つて下さいと頼みこまれた。

この多くの農家の状態は再生産に必要な資材の購入が出来ず農業手形による空田売りをしなければならぬ惨めな運命に居るものであつた。こうした農家につき当つて今までのような、技術の滲透とか生活改良の相談相手になれと言うようなこと、現実の経済と離れた助言が何になるか……深く考えさせられざるを得なかつた。

(上伊那郡飯島地区 山田普及員)

かく現実遭遇するところに政治なり農政の問題につき当つてくる。

こゝで普及事業がいかに農民自己の自発性を發揮して改善しても政治面が悪ければ……(農業の改善は農民のやる面と政府自治体のような所でやる面と二つあり後者の力が余りにも大きい)いかにしても農村の改善はできない……こういうことは屢々聞かされる問題である。

然しながら今の政治は御承知の通り、政府……国民を離れた特権者のやるものでなく国民がやるもので国民が選出した人等によつて政治が運用されているものである。

従つて真に農民の爲の代表の選出……これ又農民の責任である、農民をして深くこゝに思をいたすような教育……即ち社会的公民的教育が必要でこれ亦普及事業が農民の民主化のための教育であることを深く考えてゆかねばならぬ。

然しかように上の面のみ眼を向けて足下を顧みない風潮は我々の最も警戒すべき事柄であつて経営の改善は何にあるか、先づ農民の心構えを変えて自ら改善できる問題を改善しようとする気風を起こさせることが大切である。

それには先づ第一に自分の行つてゐる経営を反省してみなければならぬ。それには何としても自己の農業の実態を記帳する——先づ農業簿記をつけてよく検討することが肝要で、それより農民も普及員も幾多改善すべき方途を見出すであらう。

農村をとりまく経済事情が急速に変化して来そうな状況である。こゝで日本農業をどうするか狙いを定めなければ

ならない。普及員はこういうことを頭において経済の変化に即応してゆかねばならないので、常に経営の実態を調査し、技術を押しつける態度はつゝしまなければならぬ。

―農林省 磯辺農業改良局長―

一一八

経営改善迷案集 有畜農業二題

その(一) ある農場。

有畜経営を行わねばならないと至極尤もな考の下に見事な馬を高價な代價を出して買った。馬を買ったことから飼料のことは勿論畜舎を建てねばならぬ、馬夫もつけねばならぬと莫大なる経費を投じなければならなくなった。ところが――。さて一年間馬をどの位使ったかと調べて見たらタツタ三五日間。

その(二) ある頑固な親爺がつぶやいた。

「いよ／＼秋の取入れで忙しくなる。家では人手が少い。そうだその前に家にあの娘を嫁にとつてやれば大分楽になる……。」

その息子聞いて心の中で「じよう談じゃない。私に何の相談なく一人で決めている。嫁は有畜農業の一つとしてしか考えていない……。」

第四章 補遺

こゝでは改良普及員の活動について通牒、疑義に対する回答、注意事項及び規程等を掲げて参考に供したい。

なお普及員は縣の吏員であるので服務規程、就業規則、給與の取扱、会計規則等殆んど縣庁、地方事務所等と同様であるので細いことは大抵の場合出先の地方事務所にて連絡し研究されればよい。

第一節 改良普及員の活動関係

先づ改良普及員の駐在場所及び活動は何に主力をおいて活動すべきであるか――。

通牒

二四改局第一九八号

昭和二十四年二月二十四日

農業改良局長

知事宛

改良普及員の活動に関する件

普及事業に従事する改良普及員(本年度は食糧増産技術員)の配置並びに勤務状況について特に總司令部天然資源局農業課より左記の点につき注意があつたので右御留意の上然るべく措置されたく申進める。

記

一、改良普及員の配置に関しては、農民との接触をより緊密ならしめる必要上一事務所にも多人数を集中配置することを避け、各々の改良普及員を一村又は数ヶ村を区域とする地区に配置しその担当地区内に於てもつとも農民に接し

易い位置に勤務場所を設けるよう取計うこと。
二、改良普及員の勤務の重点は農家に対する巡回訪問等の実地活動にあるので、週の中少くとも五日程度は巡回指導に当るものとし、机上の執務時間は最少限度に止めること。

なお勤務場所の選定については地区農業改良委員会が決定すべきものであるが、なるべく町村の技術員（農業協同共済組合等）が同一場所において活動するのが望ましい次第である。

なおこゝで農業協同組合技術員との活動上の関係は――。

通 牒

二四農政第二八七四号

昭和二十四年九月九日

知 事 宛

農林次官 片 柳 真 吉

農業普及制度と農業協同組合技術員に関する件

農業普及事業と農業協同組合の行う農業技術指導との関連については、客年六月十日二三農政第一九八一号をもつて、新しい普及制度は政府の支持する唯一の普及体制であるから、農業協同組合に対して技術員の雇傭のために公共（国及び都道府県）の資金を交付することは望ましくない旨を通牒した次第であるが、これに関する一般の認識は必ずしも十分ではない。今日農業普及事業を行うために要する人員の整備はなお満足すべき状態にないが、今後できうる

限りこの施設を拡充することが必要であると考える。

もちろん、普及事業の実施は、農民が農業協同組合等の組織により自らその経営又は技術の改善を行うことを抑止するものではない。しかし農民は普及制度の趣旨を完全に理解し、税金によつてまかなわれている普及制度を充分に利用すべきであつて、その他の私的機関が普及制度と重複する施設を有することが結局農民自身の負担を加重するものであること、そして協同組合としては、改良普及員による実施指導についての援助及び指導の結果を実施に移すために要する資金資材の斡旋等の方向にその努力が向けられるべきであることについて農民の注意を喚起することが必要である。

以上の考え方から農林省としては農業協同組合が技術員を設置することに対する補助金の交付は、これを行わないという見解を堅持している次第である。右の諸点お含みの上然るべく指導せられたい。

右通達する。

農業協同組合関係の者において時々普及員の性格を知らず、種々迷惑する事態が起きて来るが一、二の疑義に対する回答を紹介すると。

地区よりの照会

○照 会

昭和二十四年六月十六日

易い位置に勤務場所を設けるよう取計うこと。
二、改良普及員の勤務の重点は農家に対する巡回訪問等の実地活動にあるので、週の中少くとも五日程度は巡回指導に当るものとし、机上の執務時間は最少限度に止めること。

なお勤務場所の選定については地区農業改良委員会が決定すべきものであるが、なるべく町村の技術員（農業協同共済組合等）が同一場所において活動するのが望ましい次第である。

なおこゝで農業協同組合技術員との活動上の関係は――。

通 牒

二四農政第二八七四号

昭和二十四年九月九日

知 事 宛

農林次官 片 柳 真 吉

農業普及制度と農業協同組合技術員に関する件

農業普及事業と農業協同組合の行う農業技術指導との関連については、客年六月十日二三農政第一九八一号をもつて、新しい普及制度は政府の支持する唯一の普及体制であるから、農業協同組合に対して技術員の雇傭のために公共（国及び都道府県）の資金を交付することは望ましくない旨を通牒した次第であるが、これに関する一般の認識は必ずしも十分ではない。今日農業普及事業を行うために要する人員の整備はなお満足すべき状態にないが、今後できうる

限りこの施設を拡充することが必要であると考える。

もちろん、普及事業の実施は、農民が農業協同組合等の組織により自らその経営又は技術の改善を行うことを抑止するものではない。しかし農民は普及制度の趣旨を完全に理解し、税金によつてまかなわれている普及制度を充分に利用すべきであつて、その他の私的機関が普及制度と重複する施設を有することが結局農民自身の負担を加重するものであること、そして協同組合としては、改良普及員による実施指導についての援助及び指導の結果を実施に移すために要する資金資材の斡旋等の方向にその努力が向けられるべきであることについて農民の注意を喚起することが必要である。

以上の考え方から農林省としては農業協同組合が技術員を設置することに対する補助金の交付は、これを行わないという見解を堅持している次第である。右の諸点お含みの上然るべく指導せられたい。
右通達する。

農業協同組合関係の者において時々普及員の性格を知らず、種々迷惑する事態が起きて来るが一二の疑義に対する回答を紹介すると。

地区よりの照会

○照 会

昭和二十四年六月十六日

一三三

山本地区改良普及員

高 根 宗 一

長野縣經濟部農業改良課長殿

服務に就ての照会

標記につき左記の点如何致すべきや御回答賜度し

記

一、本職は山本村協同組合に事務所を有する関係上山本村協同組合には共済組合専任職員一人を設置するのみにて農事の技術員無き爲協同組合農事主任として一切の仕事をやつて貰い度いと依頼あり其内容は肥料の配給は勿論共済組合損害評価、種苗斡旋又は協同組合にて経営している桑園飼料畑等の作付管理主任等にして此の事は改良委員からも所謂助言があり之に従うべきや否や。

二、一般農家は矢張り巡回して農家に相談相手になる事を歓迎せられるが事務所を借りている関係上協組の運営を依頼されれば之も断り難く何れにしても村内関係有力者が前任協同組合技術員の後任と云う觀念の下に設置されているのであつて本職としては誠に都合の良い点もあるが普及員の本来の使命から云へば矛盾して居る様に思い進退を決し兼ねている。

三、仕事の都合により日曜日、祭日に出勤して他日繰替へ休暇は欠勤と見做されるや。

○回答

農改第号外

昭和二十四年六月二十一日

山本農業改良事務所主任宛

経 済 部 長

勤務上の疑義について

六月十六日附農業改良課長宛の照会の右について次の通り回報する。なおこのことについては従来機会ある毎に屢々指示してある通り、農業改良事業の発足当初である現段階においては、農民の信頼を受ける上からも、亦地区の指導者、農業改良委員に対する啓蒙教育の上からも、其の勤務については、今後の普及事業に重大な影響が招来される懼があるので関係者には懇切に教示すると共に慎重を期されたい。

記

一、改良普及員が必要と認められる場合において、協同組合と提携し、この事業の運営上その円滑を期することは最も重要なことであるが、縣技術吏員である改良普及員が、その指揮権のない協同組合長の依頼により協同組合業務に携る必要はない。

二、農業改良事業の現段階では、農林次官の通牒にもある通り改良普及員は供出、割当、配給検査、取締等の行政事務を担当してはならない。従つて協同組合経営の農場の管理実務及び配給、購販事業等の事務はできない、又かかる要求もできない筈である。

三、地区農業改良委員会は、規程第十一條の規定によつて知事の監督に属しているので、委員会は其の立場上改良普及員

一三三

一二四

及員に対し、的はづれのような事項を言うことはない筈である。若しかかることがあつた場合は、普及事業の当初のことでもあるので、委員会に対し納得の行くようにその否を説明する必要がある。

四、地区農業改良委員会は改良普及員の任免権を有しない。

五、農業改良事務所を借入している関係上改良普及員の任務を阻害すると認められるようなことがあれば、縣はこの事業の円滑な推進を期するためその事務所の変更を命ずることがある。

六、勤務の都合により休暇の繰替等については回答の限りでない。

(第二案)

経 済 部 長

山本地区農業改良委員会委員長

山本村農業協同組合長

農業改良普及員の勤務について

農業普及事業もいよいよ本格的に入り既に配置された普及員の活動については種々便宜を図られ感謝しておる次第である。

つてはこの度当地区農業改良事務所駐在高根技師を貴村農業協同組合の業務についても従事するよう貴委員会側(貴協同組合側)から申出の趣同技師より通知があつたが、既に御承知の通り、この事業の現段階において改良普及員は、供出、割当、配給、検査、取締等の行政事務を担当してはならないことになつていたので、貴地区において希望

されている肥料の配給並びに共済組合損害評価及び種苗斡旋又は協同組合経営の農場管理等の事務は普及員に行わせないうよう推進願いたい。然し前述以外のことでは大いに協同組合と提携し、農業改良普及事業の運営上において円滑を期する施策を図られることは最も重要なことであるからこの点につき格段の御検討御配慮願いたいので特に申進める。

照 会 回 答

農業改良普及員に嘱託許可申請について

下水内郡飯山農業協同組合長 丸山恒夫氏から

農業改良普及員に嘱託許可申請書が次のように申請があつた。

当農業協同組合事務所内飯山農業改良事務所農業改良普及員木舗精次郎氏に対し当組合農業用劇毒薬管理人を嘱託致し度につき御許可相成度申請致します。

追而当組合には資格者なく嘱託許可により従来通りの農業取扱出来得るものにして農業改良上特に許可相願度御願致します。

△

△

△

右申請に対し経済部長から関係代表者に次のように回答した。

農業改良普及員の劇毒物管理について

七月二十日附飯農協第二十四号で農業改良普及員木舗精次郎を飯山農業協同組合の農業用劇毒物事業管理人を嘱託

したいとの申請があつたが、右は次の理由により許可いたし難いので御了知せられたい。
 なお縣(業務課)では十月に毒物劇物営業取締法施行規則によつて事業管理人試験を行う見込みであり、受験者等の便宜をはかりそれ以前に縣購連(資材課)で劇毒物取扱講習会開催の趣であるので組合の適当な人を受講受験させるよう念のため申添える。

記

- 一、劇毒物の性質と取締の面から見て完全に管理し得るかが問題であり協同組合の劇毒物の管理を完全にすれば時間的に繁忙を極める普及員の活動に支障を来す虞がある。
- 二、協同組合の劇毒物の取扱は組合の本来の業務(営業)であり公務員である普及員がこの業務に携ふことは適当でない。
- 三、普及員が管理人として重大なる組合の責任(法第十五條)を負うのは適当でない。

次に普及員は家畜の診療をしてよいか。

昭和二十四年十月一日付で施行された獣医師法第十七條で「獣医師でなければ家畜(牛、馬、綿羊、山羊、豚、犬、猫及び鶏をいう)の診療を業務としてはならない」なお第二十七條には「第十七條の規定に違反したものは二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し又これを併科する」とあるから開業獣医師以外は診療してはならないことになつてゐる。但し畜主が自分の家畜に投薬したり手術をしても一向差支はない。

その他綿羊の断尾、家畜の去勢等は外科手術になるから開業獣医師同様の業務行為となるのではならぬ。畜産に対する我々普及員の使命が農業の中に家畜をいかに取り入れるか、いかにしたら農業経営が「プラス」になるか、家畜を病氣させないためには飼養管理をどうしたらよいか、村内の無家畜農家をどうしたら解決できるか、しかも質のよいものにするか、そしてその家畜を最高度に利用するかを考へ普及奨励することであらねばならぬ。

昭和二十四年六月一日

経済部長宛

農業改良普及員勤務上の疑義について

標記の件について四月二日附農改第九八号をもつて御照会があつたが畜産局と打合せの結果当方としては左記により取扱ふことと致したので御了知願います。

記

- 一、改良普及員は農業に関する総合的見地に立脚して農民に接することを本則とするので獣医師としての特殊技能に偏することのないよう指導されたい。
- 一、家畜の疾病について相談に應ずることは当然であるがたとえ獣医師の資格ある場合であつても一般的診療行為を行うことは改良普及員の任務の重点が他にありと開業獣医師との関係もあつて妥当ではない。但し緊急のとき又はその場限りの簡単な処置等特別の場合にもいけないという趣旨ではない。
- 一、各種証明書の発行等についても前二項の趣旨に沿つて取り扱われるよう充分注意されたい。

なお改良普及員は政治的在力によつて活動してはならないことになつて居り数回これについて縣は注意を促して
る。

通牒

昭和二十五年一月三十日

改良普及員宛

經濟部 長

改良普及員の身分上について

改良普及員は政治的圧力に左右されることなく、自由にその職責を果すべきであるが、地区農業改良委員会の助言を充分尊重すると共に公務員としての務めを厳正に守らねばならないので学校、農業協同組合等の囑託又は講師の依頼を受けた場合は必ず知事の承認を経なければならぬことを了知せられたい。
右通牒する。

第二節 他機関との関連

先づ林業関係については營農林の立場において大いに活躍せねばならない。なお今回縣に林業専門技術普及員九名、林業地区技術普及員四〇名設置の見込みであるのでその際は大いに提携して普及の実を挙げるようにしなければならぬ。

通牒

二四改局第二四七号

昭和二十四年三月七日

農業改良局長

知事宛

林野局長 官

協同農業普及事業に於ける營農林の技術普及に関する件

協同農業普及事業については着々進捗中のことと思うが、農家経済を改良合理化する為には、之と密接な関係のある營農林を切離しては考えられないので、今回林野及農業改良両局間に於て相互に充分な連絡をとり、本事業実施の万全を期することになり左記要領を決定したについては、貴縣(都道府)においても農業改良委員会に諮つて本趣旨を御了承の上は、林務部課と農業改良課(未設置の場合は担当課)と緊密な連繫をとり円滑な運営を期せられたい。追つて農林省では林野局職員二名(一、三級官各一名)を改良局の兼務とし、本事業運営の企画実施指導に当らしめることとしたので念の為申添える。

記

一、本事業の趣旨は營農林に関する林業技術の普及を行うもので、即ち農民が自主的に行う用薪材其の他林産物の育成利用及び營農林地の利用に関する技術の普及向上を図るものとする。

二、貴縣(都道府)農業改良課(未設置の場合は担当課)に必要に応じて營農林に関する専門技術員として林業技術

者を加えること。

右の場合林業担当部課との緊密な連絡の必要上右技術員は両課につき兼務するものとし、そのいずれを本務とするかは定員の事情に応じ適宜措置すること。

三、農業改良普及員に対し必要な場合は営農林につき農民の相談に応じ得るよう、その知識技能を涵養するため適宜林業講習会を開催すると共に、森林組合等とも充分連絡を密にするよう措置すること。

四、貴縣（都道府）農業改良委員会中学識経験者として必要に応じ林業関係者を加えること。

X X X X X

生活改善を押し進めてゆくとそこに保健事業と密接なる関係が生じて来る。

通 達

二四農改第一二六六号

昭和二十四年十一月十六日

農林省 農業改良局長

厚生省 公衆衛生局長

知 事 宛

農家の生活改善に関し保健所事業と農業改良普及事業との協調に関する方針について

農村の生活改善指導に当り保健所事業と農業改良普及事業とは特に密接な関係をもつので両事業の円滑な進展を期するため別紙方針により互に連絡協調を図ることにしたいから、右御了承の上貴関係機関に周知方御取計られたい。

(別紙)

農家の生活改善に関し保健所事業と農業改良事業との協調に関する方針

一、保健所の行う保健衛生指導事業と農業改良普及事業の一環として行う生活改良普及事業とは、共に農民の福祉の増進を目的とするものであり従つて事業の推進に当つては常にその判断の基礎を右目的の達成におくものとするこ

と。
二、保健所の行う保健衛生指導事業の生活改良普及員の行う生活改良普及事業とは、互に重複する部分も認められるが前者は保健衛生の専門的立場において取扱うに對し、後者は全般的な農民生活指導の一部として総合的な立場において取扱うもので、保健所職員と生活改良普及員とは相互に夫々の立場を尊重し協力し合うこと。

三、保健所職員と生活改良普及員とは左により相互に連絡協調に努め事業推進の効率化を図ること。

(1) 保健所職員が農村に於て保健衛生に関する指導を行うに当りその地区に生活改良普及員が駐在する場合は予め連絡を図ること。

(2) 生活改良普及員が保健衛生に関係ある指導を行うに當つては進んで保健所を利用し、且つ機会ある毎に農民に對し保健所に関する認識をひろめ、その利用の紹介に努めること。

(3) 相互に関係深い事項については実情に応じて協同事業を企画し、或は予め協議してその分担を定め同じプログラムの重複を避けるよう調整を図ること。

(4) 相互に情報資料を交換すること。

つきに青少年クラブ育成を考えてゆくと学校との関係が密接になつて来る。

昭和二十五年一月二十七日

経 済 部 長
教 育 部 長

地方事務所長
市町村長
地区農業改良委員会委員長
高等学校長
中学校長
小学校長
公民館長
農業改良事務所主任

農村青少年クラブ育成及び活動について

農業の改良発展と農村生活の改善向上は、次代を担う農村青少年の活動に期待されるところ極めて大なるものあるに鑑み、農業改良事業の一環として農村青少年クラブの結成並びに活動について、次の要領に基づき推進を図りたいので格段の御協力をお願いする。

記

農村青少年のクラブ活動育成要領 (別紙) (省略)

農山漁村青少年クラブ活動育成に関する基本方針

農 林 省
文 部 省

農山漁村における農林漁業の改良を中心とする青少年クラブ活動の育成については、左の要領による。

一、農林省と文部省とは、相協力して将来の農山漁村をになう青少年につき、農林漁業又は家政に関する実際的な知識技能の進歩、健康の増進、公民としての資質の向上を図るための自主的なクラブ活動の助長に努めること。

二、青少年クラブの組織及び運営については、左記の点に留意すること。

- (1) 青少年の自主性を尊重すること。
- (2) それらの地方事情に適應した実際的な活動に導くこと。

三、改良普及員と農業関係教員は、相協力して青少年クラブの育成及び運営に関し助言するとともに、都道府縣農業改良委員会、学校諮問委員会及び社会教育委員会等においても適当な援助を與えるように取り計らうこと。

四、農林省及び文部省は左の点につき了解すること。

- (1) 現に農業又は家政に関する正規の学校教育を受けていない農村青少年を主とするクラブ活動の育成は、国及び縣の農業改良組織が行う。これが実施にあつては社会教育組織との協力を留意すること。
- (2) 現に農業又は家政に関する正規の学校教育を受けている農村青少年を主とするクラブ活動の育成は、国及び県の教育組織が行う。これが実施にあつては農業改良組織との協力を留意すること。
- (3) 尚(1)及び(2)のクラブ活動は互いに排他的でなく助けあふものとし、改良普及員、農業関係教育及び社会教育関係者の緊密

× × × × ×
つきに青少年クラブ育成を考えてゆくと学校との関係が密接になつて来る。

昭和二十五年一月二十七日

経 済 部 長
教 育 部 長

地方事務所長
市 町 村 長
地区農業改良委員会委員長
高等学校校長
中学校校長
小学校校長
公民館長
農業改良事務所主任

農村青少年クラブ育成及び活動について

農業の改良発展と農村生活の改善向上は、次代を担う農村青少年の活動に期待されるところ極めて大なるものあるに鑑み、農業改良事業の一環として農村青少年クラブの結成並びに活動について、次の要領に基づき推進を図りたいので格段の御協力をお願いする。

記

農村青少年のクラブ活動育成要領 (別紙) (省略)

農山漁村青少年クラブ活動育成に関する基本方針

農 林 省
文 部 省

農山漁村における農林漁業の改良を中心とする青少年クラブ活動の育成については、左の要領による。

一、農林省と文部省とは、相協力して将来の農山漁村をになう青少年につき、農林漁業又は家政に関する実地的な知識技能の進歩、健康の増進、公民としての資質の向上を図るための自主的なクラブ活動の助長に努めること。

二、青少年クラブの組織及び運営については、左記の点に留意すること。

(1) 青少年の自主性を尊重すること。
(2) それらの地方事情に適應した実地的な活動に導くこと。

三、改良普及員と農業関係教員は、相協力して青少年クラブの育成及び運営に関し助言するとともに、都道府縣農業改良委員会、学校諮問委員会及び社会教育委員会等においても適当な援助を與えるように取り計らうこと。

四、農林省及び文部省は左の点につき了解すること。

(1) 現に農業又は家政に関する正規の学校教育を受けていない農村青少年を主とするクラブ活動の育成は、国及び縣の農業改良組織が行う。これが実施にあつては社会教育組織との協力を留意すること。
(2) 現に農業又は家政に関する正規の学校教育を受けている農村青少年を主とするクラブ活動の育成は、国及び縣の教育組織が行う。これが実施にあつては農業改良組織との協力を留意すること。

(3) 尙(1)及び(2)のクラブ活動は互いに排他的でなく助けあふものとし、改良普及員、農業関係教育及び社会教育関係者の緊密

な連絡と協力のもとに育成されるように取り計らうこと。

五、青少年クラブ活動の円滑な進展を図るため、農林省、文部省及び関係団体による協議会を設け、緊密な連絡強調を図ること。

一三四

なお病虫害発生予察事業についても大いに協力するよう要望されて居り農業共済組合関係事業については大に防災の面において協力することは当然である。

なお開拓地には営農指導員が設置されているので相互に緊密なる連絡をとり開拓地の農業の改良に努めなければならない。更に普及員は広く農村社会全般に亘つて関係が生じてくるので随時行政や教育機関に情報を提供し、意見を上申し、又それ等の機関の行つていふことについて農民に分り易く伝えることは大切であるのでこの面について大いに留意されたい。

第三節 農業改良普及員と生活改良普及員との関係

農業改良の仕事の一翼として生活改善の仕事が取上げられるのであつて、農業改良と生活改善とを別のように考えるのが間違いで、例えば食生活改善の例をとつても蛋白質の多い食事をとれば明日の活動を増すから従つて生産力も増すことが出来るし、蛋白質を多くとるためには大豆を多く作るとか水田で鶯を養うなどはすぐ農業経営面に関連してくるのである。

こうして農業改良と生活改善とは相互に深い結びつきをもつていたのであつてアメリカの地区改良普及員であつた

司令部教育部のある人は「農業改良普及員と生活改良普及員とが働きあつてよりよい農場と農村生活をつくる。」と述べたがまさにその通りである、今後普及員として手をつけなければならないことが沢山あるが、例えば住宅について考えても農民自身の一生生涯住まなければならない住家を見るに最も日当のよい明るいそして眺めも良いところをいつ来るかわからない御客のためにとつておいて、自分は暗い眺めの悪い隅の方で暮らしている、自分の生活よりは人に見せるためのていさいを重んじ過ぎるといふ傾向が多い。

台所の設備は悪くとも床柱に金をかける、床置きや掛軸に金をかけるといふ工合である、服装について言えば一番大切な作業衣に比較的無観心で晴着に重点をおき過ぎるとか、お祭りや、正月には食べきれない程で馳走をつくるが一番体を使う農繁期に忙しいで漬物だけで飯を食べていて、どうも毎日の食事を省りみない傾向が多いのである。又借金をしてでも結婚の支度に見栄を飾ろうとする方々も沢山ある。

なお農村に根強い悪い習慣や迷信に禍されて改善への途をはさまれていること、例えば「妊娠中兎の肉を食べると三ツ口の子が生れる」「台所便所をここへ作れば家相が悪い」「こゝは鬼門だから井戸を掘つてはならない。」などと科学的に根拠のない迷信を信じきつていふ人も少なくない。このような真只中に生活改良普及員が入り込んで生活改良技術のみでは解決が得られないのであつて忙しい時の栄養を確保するために卵を食べようとするれば鶏を飼わなければならない。

簡単にしかも格安に肉を得ようとするれば鷲を飼わなければならない。妊婦の保健のためには暇と栄養も必要であらう。どの問題をつかまえてみても経済の伴なわなものは一つもない。この問題の解決には農業改良普及員の技術に

よつて一粒の米麦一貫の芋でも多くとらなければならないのである。農業経営の改善をして農家の経済を豊かにしなければ生活改善の仕事が出来ないのは当然で殊に冠婚葬祭の簡素化にしても衣食住の問題、育児衛生から小さいことではあるが家計簿をつけるにしても一家全部の協力がなければ何一つとして解決できない。したがつて主婦や娘には女同志も心易く話合ができるが主人を対照とする場合は矢張り農業改良普及員で男子同志の話し合うことは一つの方法ではなからうかと思うのである。以上のような考え方から農業改良普及員と生活改良普及員は相協力し合わねばならない。殊に生活改良普及員は将来農家の良き相手となるためには農家の実態を知ることが先ず一番大切なことであるから農業改良普及員とともに戸別訪問をして心ゆくまで研究し協力しなければならない。

以上の如く生活改良普及員は農業改良普及員を補佐し農業改良普及員は生活改善の活動を容易にするよう最も緊密な連絡がなければならぬ。殊に現在は生活改良普及員は少いのであるから農業改良普及員は農民生活改善には常に意をそまがなければならぬし、逐次改善してゆかなければならない。

第四節 農業改良事務所規程同処務規程

次の通り規程されているのでこれをよく熟読され活動に遺憾のないようにされたい。

○長野県告示第二百六十四号

長野県農業改良事務所規程を次のように定める。

昭和二十四年五月二十三日

長野県知事 林

虎 雄

長野県農業改良事務所規程

第一條 農業改良事務所（以下事務所という）を別表のように設置する。

第二條 事務所において掌る事項は次の通りとする。

- 一 農業技術の普及に関する事項
- 二 農民の生活改善に関する事項

第三條 事務所に次の職員を置く。

主任	若干人
技師	若干人
雇	若干人

主任は上級職員をもつてこれに充てる。

第四條 主任は知事の指揮監督を受け、所務を掌理する。

第五條 技師は上司の命を受け、所務に従事する。

附則

この規程は、昭和二十四年四月一日からこれを適用する。

昭和二十三年長野県告示第四百九十四号食糧増産地区及び昭和二十四年長野県告示第十二号長野県食糧増産地区事務所規程は、昭和二十四年三月三十一日限りこれを廃止する。

(別表を省略する)

○長野県訓令第二十五号

経 済 部
農 業 改 良 事 務 所

長野県農業改良事務所処務規程を次のように定める。

昭和二十四年五月二十三日

長野県知事 林 虎 雄

長野県農業改良事務所処務規程

第一條 所務は主任の決裁によりこれを行う。

主任に事故あるときは上席職員がその職務を代理する。

第二條 次の事項については主任は知事の承認を得なければならない。

- 一 所員の県内外の出張に関する事項
- 二 主任の除服出仕、休暇及び私事旅行に関する事項
- 三 前各号の外特に重要と認められる事項
- 第三條 主任は所務に関し、主任又は所名をもつて文書の往復をすることができる。
- 第四條 主任は次の事項を専決処理することができる。

一 所員の事務分掌に関する事項

二 所員の除服出仕、休暇及び私事旅行に関する事項

三 所員の管轄地区内の出張に関する事項

四 前各号の外軽易な事項

第五條 所員出勤したときは、自ら出勤簿に捺印しなければならない。

事故又は病気（七日以上にわたるときは医師の診断書を添え）のため欠勤又は遅刻しようとするときは、出勤時刻までにその旨を主任に届け出なければならない。

執務時間中退庁しようとするときは、その事由を添え主任に届け出なければならない。

主任が欠勤する場合においては、知事に届け出なければならない。

第六條 所員その地区内の巡回指導又は出張したときは、帰庁後速かに主任に復命しなければならない。

主任は前項の復命で、特に重要な事項については、知事に報告しなければならない。

第七條 前條の巡回指導又は出張のため、全所員不在となるときは、予めその所在を明かにしておかなければならない。

い。

第八條 所員転免休職を命ぜられたときは、上司の命を受け、担任事務及び保管に係る文書物品の目録を作り、三日

以内に後任者又は知事の指定した者に引継ぎをしなければならない。

転任を命ぜられたときは七日以内に出発しなければならない。

第九條 主任はこの規程に定めたものの外は、知事の承認を経て事務施行に関する必要な事項を定めることができ
る。

附 則

この規程は、昭和二十四年四月一日からこれを適用する。

昭和二十四年長野県訓令長野県食糧増産地区事務所処務規程は、昭和二十四年三月三十一日限りこれを廃止する。
以上のように規定されているが本年から次のように改正する。

長野県告示第二百六十号

長野県農業改良事務所規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年五月二十二日

長野県知事 林 虎 雄

第一條中別表を別記の通り改める。

第二條第二号の次に次の一号を加える。

三、農村青少年クラブ育成に関する事項

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

(別記省略)

— 現 実 の 一 断 面 —

— 相 談 箱 —

委員会に要請して多額の金を投じ、相談箱を設置し、巡回の際これを利用してしようとしたが七月までに太田村四八件
常盤村一三件相談の紙片が入つていたので予想に反して低調であつた。ある農家にそのわけを聞くと「錠がないの
で子供や夜遊びの青年に開けられやしないかと心配しているためである……」と。

(下水内郡太田地区 山田普及員)

— D D T —

家畜のノミ、シラミの駆除に廻つたところ、何分農家自体に多く皆困つている有様で見るとしのびない。主婦を漸
く説得し衣類布団を引張り出しDDTをかけてやつた。後日その部落の人等が競つてDDTを買う様子で行つてみる
とその農家の主人「お蔭でノミがなくなつて子供は夜暴れないで寝冷えしなくなり子供は夜ぐつすり眠れて翌日仕事
に精が出る何も家畜や米の増産々々とやかましく言わなくてもこれだけで大いに増産になる……」と。

(北安曇郡池田地区 宮田普及員)

(終り)

昭和二十六年二月十日

神奈川県農業改良課長

吉岡信夫 殿

條例等の送付につて

つきに電話にて仰申越の標記の件は別冊にて
お送りしたるに如う仰査收領の事とす。

中 一 課 長

農業普及資料第四十二号
昭和二十五年三月

普及事業一カ年の歩み

(農業改良課日記より)

神奈川県農林部

目次

序文	一頁
一、本県農業改良事業関係法規について	二
(一) 神奈川県農業改良事業実施條例	三
(二) 神奈川県農業改良委員会委員選挙規程	七
(三) 神奈川県地区農業改良委員会農民委員選任規程	八
二、県農業改良委員名簿	九
三、地区農業改良委員会の構成及改良普及員の配置	一〇
四、農業改良課一ケ年の日誌から	一一
五、改良普及員の活動状況の一端	一七
(一) ウンカの発生に対する各地区の活動	一七
(二) アメリカシロヒトリと闘う	二〇
(三) 普及員の歩み	二二
(四) 四日クラブが誕生するまで	二六
六、農業改良課の備しもの	二八

目次

序文	一頁
一、本県農業改良事業関係法規について	二
(一) 神奈川県農業改良事業実施條例	三
(二) 神奈川県農業改良委員会委員選挙規程	七
(三) 神奈川県地区農業改良委員会農民委員選任規程	八
二、県農業改良委員名簿	九
三、地区農業改良委員会の構成及改良普及員の配置	一〇
四、農業改良課一ケ年の日誌から	一二
五、改良普及員の活動状況の一端	一七
(一) ウンカの発生に対する各地区の活動	一七
(二) アメリカシロヒトリと闘う	二〇
(三) 普及員の歩み	二二
(四) 四日クラブが誕生するまで	二六
六、農業改良課の備しもの	二八

- (一) 農産物品評会 二八
- (二) 麦類優良品種展示 二九
- (三) 除草剤二、四D展示 二九
- (四) 新肥料の展示 二九
- (五) 果樹指定指導地 三〇
- (六) 農業改良展示会 三〇
- (七) 農業経済講演会 三〇
- (八) 農業技術講習会 三〇
- (九) 放送討論会 三〇
- 七、印刷物配付一覽表 三一

序

昭和二十三年七月第二国会を「農業改良助長法」が通過して、その第一條に唱はれてゐる「能率的な農法の發達、農業生産の増大及び農民生活改善のために」農業普及事業が發足することとなつたが、本県でも同年八月農林部に農業技術普及室を設け、新事業の準備を進めてゐたが、昭和二十四年二月農業改良課を新設して本格的な体制をとるのへ、以後数回の資格試験之に伴ふ人員の充足、県委員会の開催、地区委員会との連けい、各種事業の実施等あはたゞしい日時が過ぎた。

本年報はこの期間の記録を主として農業改良課を中心にとりまとめさせたもので、各地区の實際の活動状況には多くの頁を割き得なかつた事は心残りであるが、兎も角普及事業の發足第一年の内容を窺ふに足るものと思う。今後の普及事業の進め方について御批判と御援助を頂きたいと願う次第である。

昭和二十五年四月

日

神奈川 農林部長

安 井 常 義

- (一) 農産物品評会 二八
- (二) 麥類優良品種展示 二九
- (三) 除草剤二、四D展示 二九
- (四) 新肥料の展示 二九
- (五) 果樹指定指導地 三〇
- (六) 農業改良展示会 三〇
- (七) 農業経済講演会 三〇
- (八) 農業技術講習会 三〇
- (九) 放送討論会 三〇
- 七、印刷物配付一覧表 三一

序

昭和二十三年七月第二国会を「農業改良助長法」が通過して、その第一條に唱はれてゐる「能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活改善のために」農業普及事業が発足することとなつたが、本県でも同年八月農林部に農業技術普及室を設け、新事業の準備を進めてゐたが、昭和二十四年二月農業改良課を新設して本格的な体制をとつたのへ、以後数回の資格試験之に伴ふ人員の充足、県委員会の開催、地区委員会との連け、各種事業の実施等あはたしい日時が過ぎた。

本年報はこの期間の記録を主として農業改良課を中心にとりまとめさせたもので、各地区の実際の活動状況には多くの頁を割き得なかつた事は心残りであるが、兎も角普及事業の発足第一年の内容を窺ふに足るものと思う。今後の普及事業の進め方について御批判と御援助を頂きたいと願う次第である。

昭和二十五年四月 日

神奈川県農林部長

安井 常 義

一、本縣農業改良事業關係法規について

昭和二十三年八月、国は農業改良助長法を施行し、国と県が協同して、農業の改良事業を推進することを定めた。

本県においても、昭和二十三年六月十日附及び同年八月十八日附農林次官依命通牒「協同農業普及事業に関する都道府県及びその地区の機構及び任務の概要」に基いて、昭和二十三年十月二十日「神奈川県協同農業普及事業実施條例」を公布し、農業改良事業実施上の大本とした。

同年十二月二十三日には、右條例に基いて、県農業改良委員会委員の選出規程「神奈川県農業技術普及委員会委員選挙規程」と農業技術の普及に直接従事する改良普及員の試験關係の規程「神奈川県農業普及技術職員資格試験実施規程」及び「資格試験委員会規程」を制定した。

次いで「神奈川県協同農業普及事業実施條例」は、その制定の基礎となつた次官通牒が、昭和二十四年一月十四日附をもつて改正されたので廃止し、七月四日附にて「神奈川県農業改良事業実施條例」が新たに制定された。本條例は十一月七日更に一部改正を行い右條例に基く一連の規程も夫々改正して現在に及んでいる。左に現行の條例及規程を掲げる。

一 神奈川縣農業改良事業實施條例

(總則)

第一條 農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、これを有効に應用することができるようになるため、神奈川縣(以下縣という。)が行う農業改良事業の実施は、農業改良助長法(昭和二十三年七月法律第一六五号)による外、この條例の定めるところによる。

(県農業改良委員会)

第二條 農業改良事業に関する重要事項を審議するため、県農業改良委員会(以下県委員会という。)を農林部に置く。

(組織)

第三條 県委員会は、会長一人及び委員九人をもつて組織する。

二 会長は、知事をもつて充て、委員は、次に掲げる者について知事が任命する。

- (一) 地区農業改良委員会(以下地区委員会という。)の委員が農民のうちから選挙した者五人
- (二) 農業教育に従事する者一人
- (三) 学識経験を有する者三人

三 前項第一号の農民とは、県内に住所を有し、一反歩以上の農地について農業を営む世帯に属し、且つ農業に従事する年齢満二十年以上の者をいう。

四 第二項第一号の委員の選挙における選挙区及び定数その他当該選挙について必要な事項は、知事が別に定める。

(職務)

第四條 県委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (一) 農業改良事業に関する計画の設定に関すること。
- (二) 地区の区分及び地区に駐在して農業普及事業に従事する職員(以下改良普及員という。)の配置数に関すること。

- (三) 農業に関する普及事業計画と試験研究計画との密接な連関に関する事。
 (四) 前各号に掲げるものの外農業改良事業に関する重要事項に関する事。
 二 県委員会は、前項各号に掲げる事項に関して知事に対し意見を述べ、又は農業普及事業に関して地区委員会に対し助言することができる。

(委員の任期)

第五條 委員の任期は三年とする。但し、再任を妨げない。

二 委員会設立当初に任命される委員の任期は、次のとおりとする。

- (一) 農民のうちから選挙した委員のうち一人を三年、二人を二年、二人を一年とする。
 (二) 農業教育に従事する者としての委員は三年とする。
 (三) 学識経験を有する者としての委員は、一人あて三年、二年、一年とする。
 三 委員に欠員を生じたときは、第三條の規定に準じてこれを補充する。
 但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の給与)

第六條 委員に対しては報酬及び給料を支給しない。但し、委員は、その職務を行うために必要な費用の支給を受けることができる。

二 前項の費用の支給方法は県吏員の例による。

(県委員会の招集等)

第七條 会長は県委員会を招集しその議長となり会務を総理する。

二 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する県職員がその職務を代理する。

三 県委員会は、委員の定数の三分の二以上の出席をもつて成立し、議事の決定は出席委員の過半数の同意がなければならぬ。但し、会長は、票決に加わる権利を有しない。

(地区農業改良委員会)

第八條 地区に、その地区を管轄区域とする地区委員会を置く。

二 前項の地区は知事が県委員会に諮問して定める。

(組織)

第九條 地区委員会は、知事が県委員会に諮問して定めた方法により当該地区の農民のうちから知事が任命した者(以下農民委員という。)及び当該農民委員が学識経験のある者として推せんする者のうちから知事が任命する者(以下学識経験委員という)兩者を地区委員と総称する。)を以て組織する。

二 学識経験委員は三人以内とする。

三 地区委員会に委員の互選による委員長を置く。

四 第一項の農民とは、第三條第三項の農民で当該地区内に住所を有する者をいう。

(職務)

第十條 地区委員会は知事の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (一) 改良普及員の勤務する事務所を選定に関する事。
 (二) 前号に掲げるものの外、当該地区における農業改良事業に関する重要事項に関する事。
 二 地区委員会は、当該地区における農業普及事業に関する重要事項に関して知事又は県委員会に対し意見を述べ、又は当該地区に駐在する改良普及員に対し、助言をすることができる。

(委任の任期等)

第十一條 地区委員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

二 地区委員に欠員を生じたときは、知事が補欠委員を任命する。

但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

三 地区委員の給与については、第六條の規定を準用する。

(地区委員会の委員長)

第十二條 地区委員会の委員長は、会務を総理する。

二 委員長に事故があるときは、委員の互選した者がその職務を代理する。

(地区委員会の招集)

第十三條 地区委員会は原則として毎月一回委員長が召集する。

二 委員長が必要と認めるときは、臨時に地区委員会を招集することができる。

三 委員長は当該地区委員の二分の一以上の者から要求があつたときは、地区委員会を召集しなければならない。

四 地区委員会は、委員の定数の二分の一以上の出席をもつて成立し、議事の決定は、出席委員の過半数の同意がなければならぬ。

(職員等の行政事務担当の禁止)

第十四條 専門技術指導に従事する職員(以下専門技術員という。)改良普及員その他農業改良事業に従事する職員は、供出

割当、配給、検査、取締等の行政事務を担当してはならない。

(資格者名簿等)

第十五條 知事は、農林大臣と協議して定めるところに従い、専門技術員及び改良普及員の資格の試験又は審査を行い、資格者名簿を作成し、専門技術員については県委員会に、改良普及員については県委員会及び地区委員会に提出しなければならない。

二 専門技術員及び改良普及員は、別に定める資格を有するものでなければならない。

(委任規定)

第十六條 この條例の施行に關して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

一 この條例は、公布の日から施行する。

二 神奈川県協同農業普及事業実施條例(昭和二十三年十月神奈川県條例第九三號)は廢止する。

三 この條例施行の際現に神奈川県協同農業普及事業実施條例に基いて任命された県委員及び地区委員並びに改良普及員はこの條例に基いて、任命又は合格したものとみなす。任期があるものについては、その任期は、従來の規定による就任の日から起算する。

四 従前の協同農業普及事業を実施するための普及地区は、この條例により定められた地区とみなす。

(二) 神奈川県農業改良委員會委員選舉規程

(昭和二十四年十二月十五日
神奈川県告示第五三九號)

第一條 神奈川県農業改良事業実施條例(昭和二十四年七月神奈川県條例第三十九號)第三條第二項第一号による委員の選舉(以下選舉という。)については、この規程の定めるところによる。

第二條 選舉は地区農業改良委員會委員(以下地区委員という。)の投票により行う。

第三條 地区委員は、知事が指定する期日に指定する投票所において各選挙区別に投票しなければならない。

第四條 選挙管理者は、県職員をもつてこれに充て知事がこれを命ずる。

第五條 選挙は選挙管理者が選挙区の地区委員のうちから二人ずつ選任した立会人の立会のもとに行う。

第六條 投票は、あらかじめ県が地区委員に交付した投票用紙(第一号様式)に自ら被選挙権者一人の住所及び氏名を記載して投票箱に入れなければならない。

第七條 地区委員が、疾病その他やむを得ない事由により投票所において自ら投票することができないときは、代理人をもつて投票することができる。

2 前項の代理人は、同一地区に属する地区委員でなければならない。

3 代理人は、委任狀(第二号様式)を投票の際に選挙管理者に提出しなければならない。

第八條 第六條の規定による投票で次に掲げるものは無効とする。

- 一 正規の用紙を用いないもの。
 - 二 被選挙権者の氏名の外他事を記載したもの。但し、身分又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。
 - 三 被選挙権者でない者の氏名を記載したもの。
 - 四 被選挙権者の氏名二人以上を記載したもの。
 - 五 被選挙権者の何人を記載したか確認しがたいもの。
- 第九條 有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。但し、投票数が同じときは、選挙管理者がくじでこれを定める。
- 第十條 当選人が、被選挙権者としての資格を有しなくなつたときは当選を失う。
- 第十一條 当選人が当選を辞退したとき、又は当選を失つたときは、次点者をもつて当選人とする。
- 第十二條 選挙管理者は、選挙の結果を第三号様式により知事に報告しなければならぬ。
- 第十三條 当選人の氏名は県公報に公示するとともに、当選人に通知する。

附 則

- 1 神奈川県農業技術普及委員会委員選挙規程（昭和二十三年十二月神奈川県告示第五百四十一号）は廃止する。
- 2 この規程施行の際現に神奈川県農業技術普及委員会選挙規程に基いて選任された委員は、この規程に基いて選任されたものとみなす。但し、その任期は、従前の規程による就任の日から起算するものとする。

（三）神奈川縣地區農業改良委員會農民委員選任規程

第一條 神奈川県農業改良事業実施條例（昭和二十四年七月神奈川県條例第三十九号）第九條の規定による地区農業改良委員会（以下地区委員会といふ。）の農民委員の選任は、この規定の定めるところによる。

第二條 地区委員会の農民委員は、市町村長が、農民の意志を充分反映して、その地域の農業者三〇〇戸又はその端数ごとに一人の割合をもつて選出推選した者を、知事が任命する。

第三條 農民委員に欠員を生じたときは、前條の規定に準じてこれを補充する。但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

二、縣農業改良委員會委員名簿

初年度の本県農業改良委員會の委員の選出は、昭和二十三年十二月に農民委員が、越えて同二十四年一月に学識経験者が決定した。委員のうち三分の一は一年委員であるので、昭和二十四年十二月にその改選をした。初年度及第二年度の委員の名簿は次の通りである。

区 別	初 年 度	二 年 度
会 長	内山岩太郎	内山岩太郎
三年委員	高橋 豊司（農民代表）	小林与次右衛門（農民代表）
同	丸山 玄吉（農業教育者）	長 田 清（同）
同	石井若三郎（学識経験者）	木村 久 治（学識経験者再任）
二年委員	清水 治 作（農民代表）	高橋 豊司（農民代表）
同	荒井仁左衛門（同）	丸山 玄吉（農業教育者）
同	重田 朝 光（学識経験者）	石井若三郎（学識経験者）
一年委員	水 島 吉 義（農民代表）	清 水 治 作（農民代表）
同	小室 覚 三（同）	荒井仁左衛門（同）
同	木村 久 治（学識経験者）	重田 朝 光（学識経験者）

三、地區農業改良委員會の構成及改良普及員の配置

(昭和二十五年二月末日現在)

地区番号	地区名	委員長	委員数	農業改良普及員	備考
一	横浜中央	小松原良助	一二人	池上順一、飯島武	(同上退職者)
二	横浜港北	谷本善吉	一八	中根義孝	林加東
三	横浜戸塚	小串靖夫	一二	福壽亮三、清水晴夫、坂入平吉	井下忠良
四	川崎東部	市川郁	一〇	宮田耕平、柏木明	
五	川崎西部	小林彌一	一九	岩崎恒雄	
六	三浦	杉山半次	一一	志村長藏	
七	横須賀	世安	一八	中村成二、大崎彦治	
八	湘南	水島	二四	久保田稔、田中浅夫、筒井幸一	安齋朝男
九	高座中部	神山	二〇	鳥崎正、西川哲夫	松山立夫
一〇	高座北部	三枝	五八	加藤実、平井実、加藤恒雄	
一一	中郡南部	小川	一六	鴨志田正二、野川進、小沢卓一	白見武雄、辻村辰雄
一二	中郡北部	細野	一七	金子春雄、高橋道夫	
一三	中郡西部	中村	一九	北和夫、相原次郎、露木孝	
一四	足柄上南部	坪井	一一	篠原寛、遠藤忠	
一五	足柄上東部	吉田	一四	小野輝、間宮哲	
一六	足柄上西部	鈴木	一七	小沢保治、石渡三郎	
一七	足柄下東部	根本芳太郎	一二	津田晴男、二見重男、中島一光	

(生活改良普及員)

番号	事務所所在地	委員長	委員数	普及員
一八	小田原	浜野泉吉	一一	露木博、関野茂
一九	足柄下西部	宮本芳男	九	吉川右二、木村誠二
二〇	愛甲東部	小室覚三	一六	兒玉政廣、齋藤祐司
二一	愛甲西部	小島喜重	一二	座間基、山口秀雄
二二	津久井東部	長田清	一五	武内陽一、青木滋、古屋修一
二三	津久井西部	小俣新太郎	八	本田光利、原日出夫

事務所々在地

事務所	受持地域 (暫定)
横浜市川和出張所	横浜港北、中央地区
横須賀市役区所分室	三浦郡全地区、横須賀市全地区
高座地方事務所	湘南地区、横浜、戸塚地区
中地方事務所	中北部、中南部地区
中西部地区普及事務所	中西部地区、足柄下東部地区
愛甲地方事務所	愛甲郡全地区、高座中央及北部地区
農業改良課	川崎市全地区、足柄上郡全地区、足柄下西部地区、小田原地区、津久井郡全地区

生活改良普及員

杉山久子
鶴陽
大沢隆
早川幸子
岩崎榮子
稻泉幸子、水谷葉子
鈴木しげ子、岡部康子、松島星子

(専門技術員)

専門項目	氏名
農業経営	神戸正、保坂聖次
土壤肥料	瀧下勤
病虫害	二宮融
果樹	赤羽紀雄

四、改良課一ケ年の日誌から

過去一ケ年改良課がどんな歩みをして来たかを主な事柄について日誌から拾つてみる。

月日	事項
三月八日	改良普及員の資格試験(学課)
三、一四	食糧増産技術員定例会
三、二四	改良普及員の資格試験(口述)
三、二六	普及技術職員資格試験委員会
四、一	食糧増産技術員定例会
四、七	県農業技術普及委員会
四、一七	改良普及員合格証書授与式
四、一五	農業普及技術職員資格試験合格者発表
四、二〇	改良普及員定例会
四、二五	改良普及員の発令
四、二六	改良普及員講習会
四、二八	普及地区委員の合同協議会
四、二九	普及地区委員の合同協議会
五、六	昭和二十四年度改良普及員臨時資格試験の告示
五、九	改良普及員定例会
五、一一	地方事務所課長会議
五、一二	岡形肥料協議会
五、一七	国農振興協議会
五、二〇	生活改善懇談会

備考
大船、小田原、厚木の三ヶ所で施行、受験者一四三名
農試(大船)
県庁で施行
県庁で開催、合格不合格の判定
農試(大船)
本省から三宅普及部長出席
農業改良普及員六七名
生活改良普及員一三名
農試(大船)
新任普及員農業一七、生活六
農試(大船)種畜場で開催四、二一知事より訓示
神奈川軍政部マツクロスキー大尉ブランク女史、本省三宅普及部長出席
本省の予算及運営について
横浜中央市場で開催、統制撤廃後の市場出荷状況調査
本事業の運営について特に協議
この肥料の展示について特に市地方事務所販運と協議
農試(二宮)で総会が開催
海老名町で開催、本省大森生活課長他二名出席

五、一七	改良普及員ブロック別懇談会
五、二二	根府川試験地の存否判定
五、二四	改良普及員定例会農事試験場業績発表会
五、二五	(県農業改良委員会)
五、三〇	県協同組合会との懇談会
六、七	普及地区委員定例会
六、一〇	普及地区委員定例会(関東ブロック)
六、一五	改良普及員定例会
六、二五	農村生活実態調査打合せ
七、四	貯蔵穀物くん蒸巡回指導会
七、五	県農業改良事業実施条例公布
七、六	二、四、D、講習会
七、七	全国主務部長会議
七、七	関東ブロック専門技術員
七、九	資格試験準備会
七、二〇	改良普及員定例会
七、二二	改良普及員資格試験委員会
七、二二	県委員及地区委員長合同協議会
七、二二	浮塵子防除指導会
七、二二	改良普及員ブロック別協議会
七、二九	米作日本一表彰審査会
七、三〇	浮塵子対策研究会
八、二	改良普及員臨時資格試験委員会
八、一〇	改良普及員臨時資格試験

四ブロックに分けて事業の推進を協議
G・H・Qブ라운博士により根府川試験地視察
農試(大船)で開催
農試(大船)で開催、二四年度予算の討議
予算措置につき県に意見書提出協議
群馬県で開催、特に木村委員出席
農試(二宮)で開催
本省より平野、渡辺、光永技官出席
県農協及食糧事務所との協力により県下八ヶ所で開催
神奈川県協同農業普及事業実施条例の廃止
農試(大船)で開催、市、地方事務所係員、改良普及員
農業関係試験研究機関整備統合についての最終協議
本省西ヶ原農試で開催
日本化学横浜工場で開催
臨時試験のための委員会
農試(二宮)で開催、予算及事業計画について協議
三浦郡初声村で開催、共立産業参加
五ブロックに分けて事業の推進を協議
農試(大船)で開催、郡市関係者と審査員の打合
足柄下郡櫻井村で開催、改良普及員に早期発見と対策の指示
受験資格の検討
農試(大船)で施行、受験者三七名

月日	事項
八、一	改良普及員定例会
八、一	専門技術員審査規則公布
八、一	昭和二十四年度専門技術員定期審査の告示
八、一	農業改良移動展示会開始
八、二五	専門技術員定期審査課題告示
八、二九	浮塵子発生状況一斉調査
九、一	芽接講習会
九、三	改良普及員資格試験、合格者発表
九、一〇	専門技術員願書締切
九、一二	県農業改良委員会及農業臨時問題講演会
九、一四	全国農業改良委員会協議会準備会並結成会
九、一五	県農産物品評会準備会
九、二一	米作日本一大会の審査
九、二六	改良普及員定例会
九、二七	県農業改良協議会結成準備会
九、二八	青少年クラブ育成連絡協議会
一〇、七	県農業改良協議会理事会
一〇、五	改良普及員資格試験合格者証書授与式
一〇、五	米作日本一大会の第一次審査
一〇、二五	県農業改良委員会
一一、四	改良普及員定例会
	八市、地方事務所経済課長会議

備考
農林省園藝試験場(平塚)で開催 県規則第五六号 県告示第三三〇号 横浜市川和町を最初に県下九ヶ所で開催
県下全地区
農試(二宮)で改良普及員に対し講習 農業改良普及員 二五名 生活改良普及員 三名 出願者十七名
茅ヶ崎第一学校で開催、講師朝日新聞岡野氏聴講者三〇〇名 木村及石井両委員出席
県庁で開催 合同審査の打合
県廳で開催
農試(大船)で開催
農試(大船)で開催、県社会教育課、農業高等学校長等出席 県廳で開催
改良委員選挙方法についての打合 蚕試で開催
普及事業の運営、小麦作共進会について協議

一一、七	農業改良事業実施條例一部改正
一一、九	改良普及員定例会
一一、一〇	専門技術員合格者告示
一一、一五	改良普及員研修講座
一一、一七	専門技術員資格試験合格証書授与式
一一、一七	県農業改良委員会及地区委員長合同協議会
一一、二六	県農産物品評会
一一、二六	改良普及員定例会
一一、三〇	関東プロック改良協議会
一一、九	改良普及員定例会
一一、一四	小麦多収獲共進会
一一、一四	農業簿記講習会
一一、一五	改良普及員資格試験実施規程の改正
一一、一五	県農業普及技術職員
一一、一五	昭和二十四年度改良普及員定期資格試験の告示
一一、一五	県一年委員改選の告示
一一、一五	農業普及技術職員資格試験委員会規程一部改正
一一、一五	農業簿記講習会
一一、二〇	県農業改良委員農民委員選挙
一一、二〇	改良普及員定例会
一一、二五	農業改良委員当選者氏名の告示
一一、二五	改良普及員定例会

県條例第七二号	農試(大船)で開催
合格者十二名	農試(大船)で開催
農試(大船)で授与	知事室で授与
農試(根府川)で開催、本省三宅普及部長出席	蚕試で開催、出品点数
蚕試で開催	西ヶ原農試で開催
県庁で開催、本省大森課長出席	委員会を横浜で開催
農試(大船及二宮)で改良普及員に対し開催	県告示第五四〇号
資格試験実施規程の廃止	県告示第五四一号
県告示第五四二号	県告示第五四三号
県告示第五四三号	県下二三ヶ所一般を対象に指導聯と共催
藤沢及橋本の二ヶ所で開催	藤沢及橋本の二ヶ所で開催
県告示第一三三号	県告示第一三三号
県告示第一三三号	県告示第一三三号
県告示第一三三号	県告示第一三三号

- 一、一〇 米作日本一審査会
- 一、一一 水稻直播講演会
- 一、一六 生活改善協議会
- 一、一九 果樹剪定講習会
- 一、二三 果樹改良委員及地区委員長協議会
- 一、二三 「新しい農村」百回記念放送
- 一、二五 蔬菜育苗講習会
- 一、二四 生活改善講習会
- 二、六 市、地方事務所経済課長会議
- 二、九 地区農業改良委員会農民委員選任規程の公布
- 二、八 關東民事部視察
- 二、一〇 改良普及員資格試験委員会
- 二、一一 改良普及員定例会及米作日本一表彰式
- 二、一三 施肥改善講習会
- 二、一四 改良普及員資格試験
- 二、一五 青少年クラブ講習会
- 二、一五 生活改良普及員研修会
- 二、一七 改良普及員定例会
- 三、六 改良普及員試験委員会
- 三、一〇 県改良委員及地区委員長協議会
- 三、一一 改良普及員定例会
- 三、一三 簡易土壤検定講習会

- 農試（大船）で開催、順位決定す
- 平塚高女で中郡農業改良協議会と共催
- 本省主催全国協議会が参議員会館で開催
- 農試（二宮）で改良普及員に対し開催
- 平塚高女で開催「農業改良事業に何を望むか」に磯邊局長、山田課長出席
- 新委員及専門技術員の紹介、学識委員の決定等
- 農試（二宮）で改良普及員の実習
- 「友の会」藤沢支部と共催、農事講習所で開催
- 地区委員の選出について協議
- 告示第五二号
- 普及事業について七地区の活動状況視察
- 受験資格について判定
- 県庁で開催、終つて映画会
- 県下一二ヶ所で開催、春日井、三井両教授出席
- 農試（大船）で施行、受験者農業九七名、生活一二名、計一〇九名
- 県下五ヶ所で開催普及員及一般に対し講習
- 關東地区普及員に対し千葉県で開催
- 県下五ヶ所で開催ブロック定例会開催
- 県庁で開催、合格者の決定
- 知事公舎で開催、県改良大会についての協議
- 煙草試験場煙草専売局で開催
- 農試（大船）で開催、改良普及員に対し講習

五、改良普及員の活動状況の一端

(一) ウンカの發生に對する各地區の活動

(イ) 私の見たウンカ發生状況 (足柄上東部地區小野輝)

七月十七日神奈川県大船農事試験場にて発表された病虫害發生予察早期発見の警報に接し、足柄上郡東部普及地区の昨年度ウンカ初期發生地曾我村上曾我に於て、七月十九日セジロウンカに良く似たウンカが発見され、早速足柄上病院の顯微鏡で、村田藤七氏のウンカ原図に紹介した処、ヒメトビウンカの短翅とセジロウンカ短翅に良く似て居りこれと思ひ早速農試病虫害部に再調査した処、まさしくセジロウンカとヒメトビウンカの短翅と決定、早速この状況を曾我村々長に報告し同村に於て病虫害対策委員会を結成、下部組織として各部落に防除班を作つて防除態勢に万全を期した。

セジロウンカ短翅の幼虫を発見してから幼虫期間が一二日、成虫となり産卵孵化に七日を要するとして、二化期が八月十日頃になる訳であるが、調査の結果二化の幼虫は見られず、八月十六日、再調査の結果、短翅の成虫の死骸が発見されたが、これは死骸の様子からして自然死の様と思われた。

以上の概況からして今後のウンカ發生に対する想像を述べると次の通りである。
第一に毎年發生する地帯には稲の繁茂の如何にかゝらず発見される。この事からしてウンカは稲の繁茂し過ぎて居る処に必ずしも多発すると思われぬ。

第二に、足柄上郡、各町村の昨年度初期に發生した地方にては本年度に於ても多少の發生を見たのは、この地帯が一般に風通し悪く、日溜り、濕地帯であることが大きな原因となつたのだと思う。

従つてウンカは發生処所に於て越年するのではないかとも思われるが、この点は研究の余地のある面白い問題だと思ふ。

(ロ) 港北地區のウンカ發生状況 (横濱港北地區中根義孝)

現在迄に港北地區普及事務所に達して居る「ウンカ」發生の情報は新治地區三ヶ所山内地區一ヶ所、他は若干見られる程度

の処が田奈地区一ヶ所、都田地区一ヶ所の程度で何れも一反一四反程度である。これは発見の時期が割に早く蔓延に到らず喰い止めた結果と思われる。

最も早く発生した地区は新治の一部で七月初めに「ヒメトビウシカ」が発生して居り二反ばかり入り込んで居る。こゝは早植えの砂質地で水持ち悪く肥切れの早い処の様に思えた。すでに除虫菊石鹼液で駆除されて居り殆んど見受けられないがこの地区は例年余り発生した事がなく農家の人も「ウシカ」の实物を知らぬ者が多かつた。

次は七月二十日頃山内地区の一部に発生している。これは「ツマダグロヨコバヒ」で四反程発生したが既に除虫菊石鹼液で駆除された。次に七月二十五日頃新田地区十日市場で「ヒメトビウシカ」が約四反発生し直にBHC粉剤で駆除につとめ完全に喰い止め得た。

更に八月十九日新田地区の小机寄りの処に「ツマダグロヨコバヒ」が四反ばかり発生して居るのを発見し、直にBHC粉剤の撒粉をやつて駆除したが、こゝは耕地整理で土が移動した処で一般に肥切れが感じられ土手の直ぐ傍であつた。

一般に発生地全体を通じて一方に風をさえぎるものがあり、風通しや日当りが悪い様に思はれた。而し例年さほど発生を見ぬ処に今年は発生している様に思はれる。

最後に「ウシカ」その物を知らず他の虫と混同している農家の多いのには一寸意外の感がした。

(ハ) ウシカ発生状況

(横濱中央地区池上順一)

中央地区はその農業的立地条件よりみて全面積の七割までが、花卉蔬菜を中心に発展して来たところである。故にウシカ、ヨコバイに対する無関心はもとより稻熱病等病害に到つては、これは「クセ」だ位に構えて平気でいるのである。

ウシカに数種類ある事などは先づ知らない人が圧倒的だ。受持区域を走り廻つてどうやら調査らしいものをまとめてみたが多少の参考ともなれば幸である。

一、地区別ウシカ発生被害状況をみると

場所区名	発生	状況
鶴見	七月上旬	ヨコバイ
	八月上旬	セジロ、トビイロ
神奈川	八月中旬	トビイロ
保土ヶ谷	八月上旬	セジロ、トビイロ
二俣川	八月上旬	トビイロ
	八月中旬	トビイロ
保土ヶ谷郷	八月中旬	トビイロ
南	八月上旬	セジロ、トビイロ
港	八月中旬	セジロ、トビイロ
磯子	八月上旬	セジロ、トビイロ
磯子	八月上旬	セジロ、トビイロ

被害状況

とところどころに散見する程度
北西部水田一帯に多(BHC撒布)

やと田は稍多、西部港北、戸塚隣接地に多

稍散見の程度なるも徐々に増加の傾向あり

螟虫駆除に重点
被害漸増中(BHC撒布)

やと田に見る程度
あまり被害を認めずも注意を要す

現在のところ被害を認めず
散見程度なるも増加しつつある模様

(稻熱病の被害大)現在のところはウシカ
の被害少(BHC撒布)誘蛾燈設置計画中

前年度相当発生あり両地区相当発生、温暖
なるためかなり発生する模様

以上の調査から当地区は普遍的にぼつぼつ発生しつつあり。当地区はむしろ螟虫の被害が相当に大なる爲これが対策を要望する声が高い故これが駆除も合せて考慮して頂きたい。各地区毎にウシカの対策としてBHCを撒布しているが徹底をかき、無関心も手伝い思うにまかせない。

保土ヶ谷南区の如く従来より普通作物を手がけて来た地区においては、熱心家と無関心の者との差が甚しいが、磯子、金沢等園藝花卉を手がけて来た農家のレベルは一般に高く各人の差は前者より少く説明すれば納得するものが多い。

当地区は所謂丘陵地帯であり「やと田」が多く加えて温暖地帯が多い關係上前年度の暖冬異変も手伝つて、今年度は相当數発生するものと思う。水田そのもの、冬季手入れは相当行届いているも山林が多くウシカの完全な予防は困難である。農協は

急激な増加に備えてBHC粉剤を準備しつつあるもBHCを知らぬものが非常に多くほとんど大部分のものが石油の入手を望んでいる状況である。
 螟虫の被害が多いため八月上旬頃まではそちらの方に注意が向けられていたのがこゝに来てウンカに關心が深まつて来た様子である。

(一) アメリカカシロヒトリと闘う

高座北部地区

平

井

實

残暑まだ厳しき県北の八月下旬、東京、横浜では、神経をとがらしてアメリカカシロヒトリの撲滅に躍起となつて居るが……

今年が都市の方だけで、この片田舎までは入つて来ないだろうと、タカをくゞつて安心していた。
 そこへ「アメリカカシロヒトリらしいのが発見されたから、直ぐ来てくれ」との急報を受け聊か虚をつかれた形で、今考える
 と、おかしな程あわて、しまつた。

砂塵の舞上る道路を下溝部落へと一目散にみどりの自轉車を飛ばす。

谷戸田を裏手に控えた農家で、前には土手のある小さな川もあり地形的に虫の越冬に好適な草土手の多い処だつた。
 ところが二度ビツクリ、居るくゞ！その数は絶対に他の追従を許さない程ウチヨ／＼居た。最初発生したのが家の裏手の桑
 の古木とその傍の梅の木だつた。草屋根、天井裏、土間、羽目……処きらわす飼をさがし求めてザワつているので、さすが
 土間に入るのをチウチヨする程だつた。

早速小母さんに

「小母さんこの虫がアメリカカシロヒトリらしいとよく判りましたね」と聞くと

「実はね、最初裏の桑の木に白い巢があるので又毛虫がついたなと思つていましたが、二、三日するうちに目に見えてその
 数が増え、青い物を片端しから喰ひ荒して、遂に家の中まで入り込んで、天井や、畳の上まで、はい廻る様になつたので気

味悪くなり、たまらなくなつて本家に泊りに行つたほどでした。これは普通の毛虫ではないと思つていた処、ラヂオで「こ
 の頃アメリカから来た虫がひどい勢で作物を喰ひ荒している」と聞いたので、これもそうだなと思ひ急いで役場に報らせた
 のです」と答えていた。

さて愈々アメリカカシロヒトリと取組んで駆除しなければならぬことになつたが、高座北部地区普及事務所と云う看板は持
 ち乍ら一人ではどうにもならないので、早速相模原町役場と相談して地元の農民の出動をお願いして動力噴霧機を農協から借
 用し、農薬も八方飛廻つてDDT乳剤を手に入れ翌日より撒布を始めた。

第一回の撒布が終つて、直に連絡のため農業改良課にとんだ。経費のこと、DDT乳剤の効果と今後の対策について相談し
 た。

第二回の撒布で大体この地区から姿を消したので一安心と思つて居ると

「この虫がアメリカカシロヒトリなら俺の方には昨年から沢山いたよ、今年も物凄くいるよ……アメリカカシロヒトリつて言う
 のはもつと大きな青虫の様な虫だと思つていました」との事だ。

さあ大変だ!!今度の発生は管内でも一番面積の廣い大野地区で横浜線に沿つた細長い大きな村だけに人手が足りない。然も
 五ヶ所なので販運と共済組合支所に協力方をお願いして手分けして駆除に當つた。

北海道部落では東京都の入作もあるので南多摩地区の普及員及都の係官とその防除班と共に同戦線をはつて薬剤撒布をやつ
 たが、彼等は新聞記者まで便乗して大変意気まいていた。

薬剤はBHC粉剤とBHC水和剤及DDT乳剤を使用した、DDT乳剤の五〇〇倍―六〇〇倍が最も効果があつた。

普及員として地区に着任以來四ヶ月目にアメリカカシロヒトリに惚れられて大さわぎしたのだが今考えて見ると昨年は発見の
 時期が遅かつた爲に、さわいだ時は三―四齢になつて分散していたので駆除が困難であつた。

今年の問題として今春蛾の発生前に予防態勢を構えて、初期撲滅に万全を期す覚悟です。

775613

(三) 普及員の歩み (五月から十月までのとりまとめ)

横須賀地区 中村成二 大崎彦治

横須賀地区へ駐在の命を受けてから早くも一ヶ月を経過した。全くこの一年は夢我夢中だった。静かにふりかえつてみるとおかしい程慌てたり、不必要な努力を夢中になつてしたり先ずく「んやわんや」である。しかしともかくにもこゝに一年の歩みが刻まれて来た。そこでこれ等の集計をまとめて御批判を頂き又御参考に供したい。

月別巡回集計表 (第一表)

項目	普及事務所		関係官廳及農協組合		講習會		農家戸別訪問		出張その他		合計
	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	
1	16	1.6	16	1.6	16	1.6	16	1.6	16	1.6	153
2	18	1.6	18	1.6	18	1.6	18	1.6	18	1.6	168
3	12	2.5	12	2.5	12	2.5	12	2.5	12	2.5	190
4	17	1.7	17	1.7	17	1.7	17	1.7	17	1.7	164
5	16	1.9	16	1.9	16	1.9	16	1.9	16	1.9	188
6	18	1.6	18	1.6	18	1.6	18	1.6	18	1.6	187
小計	97	408.5	97	408.5	97	408.5	97	408.5	97	408.5	1050

この集計表は、我々二名の合計である。そして総回数は二名で一語に行動したものは一回とし別々のものは二回とした。頻度は一ヶ月を三十日とし総回数を三十で除したものである。我々の勤務日数は大休月二十五日であるが一応休日を考えずに頻度をとつた。そこでこの欄は何日に一回と読んでいたよきたい。次に総時間はこれに要した時間数であり、平均時間は総時間

を総回数で除したものである。次に各項目について御説明する。
 一、普及事務所詰。これは実際に普及事務所事務整理其の他で仕事をした場合の集計であつたと出勤簿をつけたに寄つたは含まない。

二、関係官庁及農協指導打合。これは我々の仕事の性質上どうしても連絡を密にしなければならぬので、横須賀市役所、三浦地方事務所を始め市役所各支所、農協各連合会、各単位農協、作報、食検、肥料公園等々の連絡及打合の集計である。
 三、講演会、講習会及座談会。この頃は各地区で皆やられているものと同様である。そこでこの内容及び参集人員についてみると次の様である。

主要項目一覽 (第二表) 参集人員集計表 (第三表)

項目	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間
水稻栽培について	32	12	12	18	6	12	36	23	32	40	5	3
鐵道について	12	0	16	5	16	12	5	25	32	40	5	3
甘藷栽培について	12	12	16	6	16	12	5	25	32	40	5	3
馬鈴薯病虫害について	18	5	16	6	16	12	5	25	32	40	5	3
夏蔬菜管理について	6	16	16	12	16	12	5	25	32	40	5	3
大豆栽培について	12	16	16	12	16	12	5	25	32	40	5	3
水稻管理について	36	23	32	40	5	3	30	5	14	15	5	2
秋作馬鈴薯について	23	32	40	5	3	30	5	14	15	5	2	86
白茶及夏蒔甘藷採床栽培	32	40	5	3	30	5	14	15	5	2	86	
石灰ホルト液調製法	9	30	5	14	15	5	2	86	3	15	5	2
秋蒔茶について	30	5	14	15	5	2	86	3	15	5	2	86
肥料の配合について	5	14	15	5	2	86	3	15	5	2	86	
風対策について	5	14	15	5	2	86	3	15	5	2	86	
養蚕について	2	86	3	15	5	2	86	3	15	5	2	86

項目	人	女子	一回平均参集人員	女子人員	女子延人員%	年齢別					
						二〇才以下	二〇~三〇才	三〇~四〇才	四〇~五〇才	五〇~六〇才	六〇才以上
延	640	163	18.8	4.8	25	10	30	20	10	5	5
女子	270	56	14.2	2.9	20	15	55	13	5	5	5
一回平均参集人員	601	150	20.0	5	23	5	35	20	10	20	10
女子人員	693	103	23.8	3.5	14	20	30	15	25	5	5
女子延人員%	460	120	17.5	4.6	26	15	15	40	15	10	5
女子延人員%	778	223	22.8	6.5	28	15	25	30	13	7	5
小計	3442	815	20.0	4.7	23	15	25	30	13	7	5

四、展示及共同作業。この項の数字は主として共同作業であり展示圃場のものを含まず実地指導の分を含める。内容は五月六月共に苗代の予防及馬鈴薯の予防であり、七月八月は夏蒔甘藍、白菜の練床展示であり、又九月十月は麥の種子消毒がその大部分である。

五、農家戸別訪問。これは農家を戸別的に訪問した場合の数字で路上其の他での指導は含まない。

六、出張。これは地区外に出た時の数を示す。

七、其の他。これは以上に含まれない調査視察等の集計である。

以上極く簡單ではあるが我々の活動の集計を挙げたわけであるが、何れもこと珍しく取り立てて「云々」することはなく唯数字にまとめるとこうなると云うだけのことで寧ろこの程度の数字では恥かしい位である。

次に改良だより第五号に「事務所の壁を眺めて」という駄文を掲載させていたのだがこれらの集計をこゝにかゝり地区内での大方の状況と我々の活動内容の一端を御覧願いたい。

農家の質問作物別集計表

(第四表)

作物名 月別	水稻	陸稻	大麦	小麦	粟	雜穀	大豆	小豆	其他 豆類	甘藷	馬鈴薯	里芋	大根	人参	牛蒡	胡瓜	南瓜	西瓜	とまと	茄子
5	33	10	29	22	8	5	16	7	5	48	38	6	2	0	2	11	2	5	16	8
6	65	25	7	13	3	7	19	7	4	48	18	2	4	3	0	30	19	11	29	20
7	83	6	2	8	4	3	6	8	2	16	15	6	6	5	4	12	9	4	20	13
8	69	17	16	21	6	7	12	22	0	39	45	8	28	11	26	19	12	6	4	21
9	58	16	42	32	8	8	14	12	8	41	10	6	72	24	8	26	13	5	30	20
10	20	11	72	71	8	6	12	4	0	60	19	20	60	16	6	18	4	3	11	8
小計	328	85	168	167	93	35	79	60	19	252	145	48	172	59	46	116	59	34	110	94

作物名 月別	西瓜	甘藍	白菜	其他 菜類	葱	玉葱	其他 葱類	葡萄	柿	梨	桃	梅	梨	柑橘	枇杷	李	栗	畜産	其他	合計
5	4	6	0	7	10	11	4	16	20	0	5	0	1	4	1	1	4	6	2	379
6	4	31	3	3	11	18	1	13	15	2	5	2	0	4	2	2	0	3	7	461
7	3	44	11	3	16	21	5	4	15	5	5	0	0	0	0	0	0	3	4	371
8	8	64	26	17	12	19	0	4	4	5	2	2	0	3	1	1	0	4	1	616
9	5	52	78	56	6	10	7	0	10	0	24	0	1	4	0	0	2	12	16	757
10	2	34	42	34	16	14	6	10	6	2	4	0	6	0	0	0	0	4	12	689
小計	26	231	160	120	71	95	23	47	70	14	45	4	8	20	7	4	6	32	42	3273

農家の質問耕種別集計表

(第五表)

項目 月別	栽培法	肥料	土壤	病虫	薬剤	農機具	剪定	加工	飼育	採種	品種	農政	農物	其他	合計
5	68	34	20	44	24	7	4	6	2	18	13	3	8	8	259
6	119	47	10	57	30	11	9	9	4	9	30	5	6	12	358
7	78	60	35	65	38	6	16	3	3	5	37	8	11	7	471
8	69	36	30	31	16	5	2	15	1	7	20	6	10	8	257
9	94	61	42	28	24	22	10	12	6	11	28	8	15	4	355
10	86	26	24	70	48	12	28	18	5	18	38	12	3	10	398
小計	514	264	161	295	180	81	69	63	21	68	166	42	53	49	2098

(四) 四日クラブが誕生するまで

(生活改良普及員稲泉幸子)

二六

私共がこの四日クラブの出来ました高座郡澁谷町に初めて参りましたのは今年の七月十五日夏の暑い頃でイーストパンの講習の折でした。その時は女子青年の方三、四名と主婦の方十二、三名がお寺にあつまり、パンを作ることと一緒に農村生活についていろいろとおはなし合いをいたしました。この日の会が終りましたから女子青年の方々がこの次是非開いて頂きたいと申されましたので、この日はお引受けしてもどりました。これをきっかけに致しまして青年団の支部の方々から、自分達の支部にも是非きて欲しいとの要望があり、女子青年の方々とお料理の講習会を二回、又男女青年合同の支部単位の座談会を五回程持ちました。この座談会では「農村青年のあり方」「青年団のあり方」等若い方々の話題をとりあげ或る時は夜或る時は昼と熱心に皆さんとお話し合いをいたしました。

この様に致しておりますうちに、女子青年の方の中から特に生活に強い関心を持つ人々が出て参りまして、自分達で何か研究をしようとの希望が湧き一つの研究会を持ちたいという希望が出て参りました。たま／＼農業改良普及員の方が、今アメリカの農村で農業改良普及事業の大きな要素として活潑な働きをし、立派な成績をあげております四日クラブという青少年のクラブ活動のあることを皆さんにお話し致しました。そしてこのクラブ活動はどう目的で、どの様なことをどの様にしようとするかということ、又その組織について等説明なさいました。併し一度で簡単にわかりませんもので「この四日クラブとはどんなものか」ということを知るために会を持つたりして、皆さんも研究会を作るならこの四日クラブの様にしようということになりました。一方男子の方は丁度この高座郡澁谷町の或一部落が農業経営の一方向として果樹をとり入れることを希望し相当の面積に桃を植える家が出来、この希望農家の長男である人々が、新しい桃の栽培を一緒に始めるのなら、研究会を作ろうではないかという声が出て参りました。そこで西川改良普及員が、この人々にも四日クラブの話なさいました所、皆さん大いに賛成なさいまして、自分達の研究会を果樹研究クラブとして、クラブ活動をしてゆこうということになりました。そこで改良普及員の方は、県の果樹栽培試験指定地をクラブ員の方に責任をもつてやらせて頂く様にお骨折なさいました。この様にしているうち、農繁期となり会合も出来なくなりましたが、結成準備のために忙がしい暇をみては集つて、研究方

法、クラブの規約等及びその審議を真剣にそして楽しく準備会を持つこと三回、又普及員同志で新しい四日クラブについて討論や打合せ及事務上の準備等の会を三回いたしました。この準備会三回の間には、新しい活動に対する不安から逆もどりしたこともありました。

これら青年団の方々の準備会で、最も真剣になされたのは規約審議で、私共の準備いたしました規約案を熱心に審議し、クラブを男女一緒にするか、クラブの名称、役員の名義及び選び方又役員選挙、役員任期等皆が納得するまで話し合い本当に自分達で作上げたのでした。この様にして昨年十二月十六日澁谷町四日クラブの結成式を挙げ男子の果樹研究クラブ女子生活改良クラブの発足を見るに至りました。入クラブ員は男子十三名、女子二十四名です。

又この若い人々が作る四日クラブをよりよく運営するために、顧問の必要を感じ、主に農業改良普及員の方がその選定にいろいろとお骨折なされ、又私共もその方々のお宅を訪問し是非顧問になつて頂く様にお願ひ致しました。

顧問になつて頂いた方は先づ町長さん。澁谷町のことを全てよく御存じですしとても気持ちのお若いよい方なのでお願い致しました。次が普及員の面倒をよく見て下さいます農業改良委員長さん、同じ農村の生活向上のために特に熱心に情熱を傾けていらつしやる農業協同組合長さん。又澁谷町の婦人会の方とも手をとりあつてやつてゆきたいので婦人会長さん。女の方で高等学校長をやつていらつしやる相模原高等学校の渡邊先生。農家経営を先駆けてなされ今では立派な果樹園を持ち桃作りの達人、そして只今は御夫婦をろつて台所の改善をなさつていらつしやる、篤農家の井上松之介さんというの方面から五人の方になつて頂きました。

十二月十六日、結成式を挙げて以来規約通り月二回の例会を一日、十五日とし只今までに三回の例会を致しました。私共普及員も初めての指導クラブ員の方もお互に馴れていないので初めは随分かたくなつてしまいましたが、この頃は発言することにも馴れ楽しい会をレクリエーションの歌を歌いつつ開いております。大きな望を持ちつつも具体的で、そして皆さんに共通な問題、しかも簡単に解決のできることを、例えば足袋のつぎ方靴下のつくろい方等を取りあげる様に致しております。私共普及員もこのクラブ活動については一緒に勉強し、研究し、共に育つてゆく人として励まし合つております。活動も序々に自主的になり活潑になつてきました方は本当に嬉しゅうございます。皆さんの口からこのクラブ員になつて、とても楽しいという

二七

言葉をきくますと私共まで楽しくなつて参ります。

六、農業改良課の催しもの

◎農産物品評会

(一)神奈川県農産物品評会

昭和二十四年十一月二十四日—二十七日の四日間、県立蚕業試験場(高座郡海老名町)で神奈川県後援のもとに、県販連、県柑連、県養連、県園藝振興協議会の共同主催で第三回農産物品評会が開催された。

総出品点数は三、〇三二点で内訳は

米麦—二三八点、雑穀—一三七点、諸類—三一六点、蔬菜—四一五点、果実—一〇〇点、花卉—二二点、副業品—六六六点、蚕—一、六六六点、桑苗—五三三点、山林苗—九点である。

この中一、二三〇点が入賞し次の者が晴れの優等賞となり知事賞を勝ち得た。

- 水稻 足柄上郡酒田村 小金 幸作
- 大麦 中郡南秦野町 小口万之助
- 小麦 中郡高部屋村 小沢 美治
- 大豆 津久井郡佐野川村 杉本 和夫
- 甘藷 高座郡御所見村 三上喜久治

- 大根 横浜市川上 金子芳郎
 - 白菜 横浜市新田 藤田常太郎
 - 人参 川崎市 才沢新助
 - 甘藷 横浜市新田 金子信吉
 - 柿 足柄上郡金田村 間壁雅雄
 - 蜜柑 足柄下郡片浦村 北村福太郎
 - 菊 中郡大野町 馬島多家家次
 - 蘭 中郡高部屋村 矢本幸次
 - 同 高座郡相模原町 霧生利一
 - 同 津久井郡川尻村 北島源司
 - 同 高座郡相模原町 八木光榮
 - 同 愛甲郡睦合村 柏木元太郎
 - 桑苗 中郡大根村 関野猪太郎
- なお水稻、甘藷、人参、蘭(矢本氏)の入賞者五氏には、特に農林大臣賞が贈られた。
- (二)郡市町村主催農産物品評会
- 昭和二十四年度中、県下郡市町村が主催して開いた農産物品評会中で農業改良課が審査に関係したものが三十九回であるこの中知事賞七点農林部長賞三十二点が交付された。

◎麦類優良品種展示

麦類の優良品種数種を五畝—一反の圃場に栽培して、一般農民に、その優秀な点を認識、普及さすのを目的として行つた。

- 展示圃設置町村—二四
- 設置ヶ所—五二
- 面積(合計)—二町八反

◎除草剤二、四〇展示圃設置

新農薬として登場した除草剤二、四〇の効果と、その用法を普及するため主に水田除草に試用した。

- 展示圃設置所—二三(各普及地区毎)
- 面積(一ヶ所)—平均五畝歩
- 試用薬量—二五瓦

◎新肥料の展示

最近出来てきた新しい肥料、然も相当の効果があると言はれてゐる。固形肥料、尿素を水稻及麦類についての展示を行い農民の認識を求めた。

(一)固形肥料

イ、水稻に対する集団展示

- 設置町村数—三六ヶ町村
- 設置ヶ所数—四四ヶ所
- 設置面積(合計)—五四町歩

ロ、麦に対する集団展示

- 設置町村数—六五ヶ町村
- ヶ所数—八七ヶ所
- 面積—一一九町九反

ハ、水稻に対する固形肥料の肥効比較展示

- 設置ヶ所数—六一ヶ所
- 面積—一六町一反

(二)麦に対する固形肥料の肥効比較展示

- 設置ヶ所数—四八ヶ所
- 面積—一四町八反

(二)尿素肥料

イ、麦に対する集団展示

- 設置町村数—五九ヶ町村
- ヶ所数—七二ヶ所
- 面積—一八六町二反

ロ、麥に対する肥効比較展示
設置ヶ所数—三七ヶ所
" 面積—三町七反

◎果樹指定指導地設置

新当果樹地帯の健全なる発展を図るため指定指導地を設置し模範栽培の指導をするため設置した。
設置町村畑—一五

" 面積—一町五反

種類別 品種別

桃 昭玉、宿ヶ原早生、富工、白鳳

梨 旭、長十郎、菊水

柿(甘) 富有、次郎

"(渋) 平無核

栗 銀寄、オサヤ

葡萄 デラウエア

六ヶ所

三ヶ所

一ヶ所

一ヶ所

三ヶ所

一ヶ所

◎農業改良展示会

農業改良事業、農業技術及生活改善について普及徹底を計るためポスター、講演及映画をもつて展示会を開催す。
展示ポスター—一〇〇枚
開催ヶ所—県下九ヶ所

◎農業経済に関する講演会

(一)昭和二十四年九月十二、三の両日茅ヶ崎市立第一小学校の講堂を会場にして、ドツジ、シャープ勸告によつて生じる今後の農業経済問題についての講演会を次の通り開催した
九月十二日
経済界の見透しと農業について
朝日新聞社論説委員 団野 信夫

九月十三日

農業経済の諸問題について

農林省農業改良局研究部 田川 亮三

(二)県と中郡農業改良協議会の共同主催で今後の農業経営を如何にすべきかと云う事に関し次の通り平塚高女講堂で講演会を行つた。
十一月一九日
今後の農業経営について
東京大学農学部 神谷 教授

◎農業技術講習会

水稻直播の大家として知られてゐる。吉岡金市氏を招いて県と中郡農業改良協議会の共催一月十一日平塚高女講堂で開いた。

水稻の直播について 吉岡 金市

◎放送討論会

N、H、Kの放送番組「新しい農村」の一〇〇回を記念して一月二十二日午後六時—九時迄参加者約三千を迎えて、平塚高女講堂で放送討論会を開催した。

題目「農業改良事業に何を望むか」
解答者 農林省農業改良局長 磯部 秀俊
神奈川県農業改良課長 山田 宗孝

七、印刷物配付一覽

月別	内 容	種 別	配付対照	其 他
三月	四月 作業 曆	パンフレット	改良普及員	農業普及便覽(農林省)
四月	家畜妊娠分表 肥料成分表 町村別農家一戸当面積表 種籾の選種について 農薬価格表 農作物病害虫防除必行事項 五月 作業 曆	リーフレット " " " " " " パンフレット " "	改良普及員 " " " " " " 改良普及員 一般	
五月	蔬菜の害虫は今が防除適期 六月 作業 曆 国場展示実施要領	リーフレット パンフレット " "	改良普及員 一般 " "	着物の手入、元気で働くために 普及いろは(農林省)

775613

九月	八月	七月	六月
町村別田畑面積一覽表 十月作業 改良普及員職務の手引き	九月作業 水稻風水害減収天度 合唱の友	八月作業 農業簿記の手引 農茶種品種特性表 桃奨励品種特性表 梨 馬鈴薯重要品種の解説 小切れ利用のパンツ	種馬鈴薯栽培要項 デントウムシの見分け方について 七月作業 新肥料尿素について 生活改善普及事項
パンフレット	パンフレット	パンフレット パンフレット パンフレット パンフレット	パンフレット パンフレット パンフレット パンフレット
改良普及員	改良普及員 一般農家	改良普及員 一般 農村婦人	一般 改良普及員 一般農村婦人
			明るい働きよい台所 三平君が兔を飼つた話 農村生活改善手引き(農林省)

三三

一月	十二月	十一月	十月
今から甘藷馬鈴薯の種いもを 必ず消毒しよう 農繁期の食事のために(1)(2) 生活改善普及員手引	今年の手入管理はこの要領で 緑肥作物栽培便覧 一月作業 肥料の管理 中華肥料 正月料理の色々	十月の種消毒生活改善に関する資料(3) パンフレット パンフレット パンフレット	本県の茶種 十月の増産の第一歩は種子の消毒から 生活改善に関する資料(1)(2) 農家の生活改善に関する事
パンフレット	パンフレット パンフレット パンフレット パンフレット	パンフレット パンフレット パンフレット パンフレット	パンフレット パンフレット パンフレット パンフレット
改良普及員	改良普及員 一般農家	改良普及員 一般	一般農家 改良普及員 一般農家 改良普及員
生活改善に関する資料 (農林省)		ふとんの手入れ 作りおきの出来る食バ物(農林省)	

三三

二月	料理講習会	リーフレット	一般農家
	料理手引(料理の色々)	"	"

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDC NO.

775613



一箇月以内に内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができ、
 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当
 否を決定しなければならぬ。異議の申立を正当と認められたときは、農林大臣は、当該補
 助金の割当又は交付をしなければならぬ。
 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認められた
 場合には当該補助金を第十六条第一項第四号に掲げる都道府県に交付することができ、

附 則

第二十四条 この法律施行の期日は、その交付の日から三箇月を超えない期間において、政令でこれを
 定める。

第二十五条 第四条第一項及び第十五条第一項の規定する書類の提出に関しては、昭和二十三年度に限
 り、同条の規定に拘らず農林大臣の指示するところによるものとする。

第二十六条 第五條及び第十六条第一項中割当の期日に関する規定は昭和二十三年度に限り、これを適用
 しない。

第二十七条 第十六条第二項の規定は昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十八条 産業試験費講習費国庫補助法（明治三十九年法律）第九号はこれを廃止する。

大藏大臣 北村徳太郎
 農林大臣 永江一夫
 内閣総理大臣 芦田 均

三 神奈川 農業改良事業実施条例

(昭和二十三年 九三三号)

(總 則)

第一条

農民が農業及び農民生活に關する有益且つ実用的な知識を取得交換し、これをも効に應用することからなるようとするため、神奈川県(以下県とハフ。)が行う農業改良事業の実施は、農業改良助長法(昭和二十三年七月法律第百六十五号)による外、この条例の定めるところによる。

(県農業改良委員会)

第二条

農業改良事業に關する重要事項を審議するため、県農業改良委員会(以下県委員会とハフ。)を県農林部に置く。

(組 織)

第三条

県委員会は、会長一人及び委員九人をもって組織する。

2 会長は、知事をもつて充て、委員は、次に掲げる者について知事が任命する。

- (1) 地区農業改良委員会(以下地区委員会とハフ。)の委員が農民のうちから選挙した五人
- (2) 農業教育に從事する者一人
- (3) 學識経験を有する者三人

3 前項第一号の農民とは、県内に住所を有し、七反歩以上の農地について農業を営む世帯に屬し、且つ農業に従事する年令滿二十年以上の者ニハフ。

4 第二号第一号の委員の選挙における選挙区及び定数その他当該選挙について必要な事項は知事が別に定める。

(職 務)

第四条 県委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- ① 農業改良事業に関する計画の設定に関すること。
- ② 地区の区分及び地区に駐在して農業普及事業に就任する職員（以下改良普及員という。）の配置放
に關すること。

- ③ 農業に関する普及事業計画と試験研究計画との密接な連絡に関すること。
- ④ 前各号に掲げるものの外農業改良事業に関する重要事項に関すること。

2 県委員会は、前項各号に掲げる事項に對して知事に対し意見を述べ、又は農業普及事業に對して、
地区委員会に對し、助言をすることからなる。

（委員の任期）

第五條 委員の任期は三年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員会設立当初に任命される委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 農家のうちから選挙した委員のうち一人を三年、二人を二年、三人を一年とする。
- (2) 農業教育に就任する者としての委員は三年とする。
- (3) 學識経験を有する者としての委員は、一人を三年、二人を二年、一人を一年とする。

3 委員に欠員が生じたときは、第三條の規定に準じてこれを補充する。但し、その任期は、前任者の
任期満了とする。

（委員の給与）

第六條 委員に對しては報酬及び給料を支給しない。但し、委員は、その職務を行うために必要なる費用
の支給を受けることとする。

2 前項の費用の支給方法は県吏員の例による。
（県委員会の招集等）

一四

第七條 会長は県委員会を招集しその議長となり会務を掌理する。

2 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する県職員がその職務を代理する。

の支給を受けることとする。
2 前項の費用の支給方法は県吏員の例による。
(県委員会の招集等)

第七条 会長は県委員会を招集しその議長となり会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する県職員がその職務を代理する。

3 県委員会は、委員の定数の三分の二以上の出席をもつて成立し、議事の決定は出席委員の過半数の同意が必要なりればなりハ一組し、会長は、議決に附する権限を有しハハ。

(地区農業改良委員会)

第八条 地区に、その地区を管轄区域とする地区委員会を置く。

2 前項の地区は、知事が県委員会に諮問して定める。

(組織)

第九条 地区委員会は、知事が県委員会に諮問して定められた方法により、当該地区の農民のうちから知事

が任命した者(以下農民委員とハハ)及び当該地区委員が試験経験ある者として推せんする者のうちから知事から任命する者(以下学識経験委員とハハ)兩者之地区委員と推せんする。之をもつて組織する。

2 学識経験委員は三人以内とする。

3 地区委員会に委員の互選による委員長を置く。

4 第一項の農民とは、第三條第三項の農民と当該地区内に住所を有する者をハハ。

(職掌)

第十條 地区委員会は、知事の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 改良普及員の勤務する事務所の選定に関する事。

(2) 前項に掲げるものの外、当該地区における農業改良事業に関する重要事項に関する事。知事又は県委員会に、意見を述べ、或は当該地区に存在する改良普及員に対し、助言することとする。

(委任の任期等)

第十一條 地区委員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

2 地区委員に缺員が生じたときは、知事ハ補充委員を任命する。但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 地区委員の給與については、第六條の規定を準用する。

(地区委員会の委員長)

第十二條 地区委員会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員の互選した者がその職務を代理する。

(地区委員会の召集)

第十三條 地区委員会は原則として毎月一回委員長が召集する。

2 委員長が必要と認めるときは、臨時に地区委員会を召集することとなる。

3 委員長は当該地区委員の二分の一以上の者から要求があつたときは、地区委員会を召集しなければならない。

4 地区委員会は、委員の定数の二分の一以上の出席をもつて成立し、議事の決定は、出席委員の過半数の同意が必要となる。

(職員等の行政事務担当の禁止)

第十四條 専門技術担当に従事する職員(以下専門技術員という。)改良普及員その他農業改良事業に従事する職員は、検出、割当、配給、検査、販銷等の行政事務を担当してはならない。

(資格者名簿等)

第十五條 知事は、農林大臣と協議して定めるところに従い、専門技術員及び改良普及員の資格の試験

又は審査を行ひ、資格者名簿を作成し、専門技術員については県委員会に、改良普及員については県委員会及び地区委員会に提出しなければならない。

2 専門技術員及び改良普及員は、別に定める資格を有するものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 神奈川県協同農業普及事業実施条例（昭和二十三年十月神奈川県条例第三号）は廃止する。

3 この条例施行の際、現に神奈川県協同農業普及事業実施条例に基づいて任命された県委員及び地区委員並びに改良普及員は、この条例に基づいて任命又は合格したもののみとし、任期があるものについては、その任期は従来の規定による就任の日から起算する。

4 従前の協同農業普及事業を実施するための普及地区は、この条例により定められた地区とみなす。

四、農業改良助長法

(昭二二、一五法律一六五号)

第一章 総則

(法律の目的)

第一条 この法律は、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及交授して公共の福祉を増進することを目的とする。

2 この法律は、益芥菜に関する試験研究及び普及事業には、これを適用しない。

第二章 農業に関する試験研究の助長

(助長の基準)

第二条 政府は、農業に関する諸原理及びその応用に関する科学的試験研究を助長するため、本章の規定に従い都道府県及びその他の試験研究機関に対し補助金又は委託金(以下本章中資金という)を交付する。

1 前項の資金は、農業に関する地方的な事柄と必要性とを正しく考慮して適当と考えられる特定の試験研究で農業及び農民生活に直接関係し、國の農業事情からみて緊要と認められ、且つ不必要に重複して行ないものを助長するために交付されなければならない。

2 本章の規定により資金の交付を受ける試験研究機関の数は、以下の年度においても、全國を通じて七十五を超えないこととする。

3 農業に関する都道府県の試験場以外の試験研究機関における試験研究を助長するために交付される資金は、第一項の資金の総額の二割を超えてはならない。

二四

(農林大臣の任務)

第三条 農林大臣は、農事試験場その他の試験研究機関における試験研究につき、その重複反復を避け、成果を高い結果報告の形式を統一するために、結果報告の具体的方法を示すと共に、随時、最も重要と考えられる検討方向を示し、その他この法律の目的を最善に達成するため必要な忠告及び助力を与

3 本章の規定により資金の交付を受ける試験研究機関の数は、以下に規定するに
て七十五を超えてはならない。

4 農業に關する都道府県の試験場以外の試験研究機関における試験研究を助長するために交付される
資金は、第一項の資金の総額の二割を超えてはならない。

(農林大臣の任務)

第三條 農林大臣は、農事試験場その他の試験研究機関における試験研究につき、その重複反復を避け
、成果を高め、結果報告の形式を統一するに、結果報告の具体的方法を示すと共に、随時、最も重要
と考へられる検査方向を示し、その他この法律の目的を最善に達成するための必要を忠告及び助力を与
へなければならぬ。

(助成の申請)

第四條 本章の規定により資金の交付を受け、又は受けようとする都道府県又はその他の試験研究機関
は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定めるところにより、資金の交付申請書を、次年度において
施行しようとする事業の計画書及び見積書並びに過去一箇年間に於ける農業に關する試験研究の実績
報告書と共に、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いつれの年度においても、都道府県又はその他の試験研究機関が本章の規定
により次年度の資金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならぬ。
その承認を受けないものは次年度の資金の割当の決定を受けることはできない。

(資金の割当)

第五條 農林大臣は、前条の提出書類を審査の上、都道府県又はその他の試験研究機関別に、毎年三月
三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、事業を指定し、事業別に資金
の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定がな
ない場合は予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

(助成の承諾)

第六條 都道府県又はその他の試験研究機関は、前条の規定により割当の決定を受けこれを承諾すると

又は、その割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。
承諾書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、事業実施計画書

二、収支予算書（委託の場合には経費見積書）

（計画の変更）

第七条 都道府県又はその他の試験研究機関が承諾書を提出した後、前条各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは予め、農林大臣の承認を受けなければならない。
（資金の流用禁止）

第八条 本章の規定により交付される資金は、直接と間接とを問わず、これを指定された事業以外には指定された事業の間に流用してはならない。
（資金の還付）

第九条 農林大臣は、本章の規定により資金の交付を受けし都道府県又はその他の試験研究機関が各号の一に該当するときは、資金の全部又は一部の還付を命ずることが出来る。

一、前二条の規定に違反したとき。

二、支出額が予算に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府県又はその他の試験研究機関が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府県又はその他の試験研究機関に対する資金の割当又は交付をしない。

（収支決算書）

ニ外

第十條 本章の規定により資金の交付を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、農林大臣の定める様式により収支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。
 (年次報告書)

第十一條 農林大臣は、毎年度、都道府県又はその他の試験研究機関が本章の規定により資金の交付を受けて、実施した事業と農業に関する國立の試験研究機関の試験研究事業を検討整理しなければならない。

2 農林大臣は、前項の検討整理の結果及び本章の目的のために定められた予算の支出額の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の年次報告書を、財政法、(昭和二十二年法律第三十四号)第四十條の規定による歳入歳出決算の添付書類として、國會に提出するものとする。
 (異議の申立)

第十二條 農林大臣は、二年以上、継続して資金を交付することを承認した試験研究事業につき、その継続の必要な予算が成立している場合において、都道府県又はその他の試験研究機関が互の各号の一に該当することを事由として当該資金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告すると共に当該都道府県又はその他の試験研究機関に通知しなければならない。

一 第四号第二項の承認がないこと。
 二 第九号第一項の規定により命ぜられた資金の還付をしないことにつき正当な理由のないこと。
 三 提出した事業計画の内容が不適当であること。

2 前項の通知を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、その通知に係る事由に不服がある場合は、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることが

- 3 内閣総理大臣は前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認めらるる決定があつたときは、農林大臣は、当該資金の割当又は交付をしなければならない。
- 4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認めらるる決定があつた場合には、当該資金を他の都道府県又はその他の試験研究機関に割り当てることとせらる。

第三章 農業に関する普及事業の助長

(助成の目的)

第十三条 政府は農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交替し、それを有効に応用することとせらるるに、都道府県が農林省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するたため、本章の規定に従い、都道府県に対して補助金を交付する。

2 この法律は、個人的寄附又は農業協同組合その他政府若しくは、都道府県以外の団体によつて支持されていり普及事業を打切り又は退却せしめる意図があつたと解すべきでない。

(協同農業普及事業)

第十四条 本章の規定により補助金を交付せらるる「協同農業普及事業」とは、専門指導員の巡回指導、農場展示、出版物配付その他の手段により、農民に対し農業及び農民生活の改善に関する教示及び実地展示をすることをいう。

2 前項の普及事業は、農林大臣と本章の規定により補助金の交付を受けらるる都道府県とが協議して定めらる方針に従つてこれを実施するものとする。

(助成の申請)

三 内

第十五条 本章の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする都道府県は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定めらるる様式により、補助金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間にかけらるる普及事業の実績報告書と共に、農林大臣に提出する。

の方針に従ってこれを実施するものとする。
(助成の申請)

三内

第十五条 本章の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする都道府県は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定めらるる様式により、補助金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間に於ける普及事業の実績報告書と共に、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いづれの年度に於いても、都道府県が本章の規定により次年度の補助金の割当の決定を受けよう以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を定めないものは次年度の補助金の割当の決定を受けることができない。
(補助金の割当)

第十六条 農林大臣は、前条の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、左の各号の規定に従い、都道府県別に補助金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

- 一 当該予算総額の三割は、各都道府県の農業人口に応じて各都道府県に配分する。
- 二 当該予算総額の三割は、各都道府県の耕地面積に応じて各都道府県に配分する。
- 三 当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村の数に応じて各都道府県に配分する。
- 四 当該予算総額の二割は、天災又は農業資源の開発不十分のため農業改良に必要な協同農業普及事業を施行することが困難であり都道府県及び農業の発展のため緊要な協同農業普及事業の施行を必要とする都道府県に配分する。

2 前項各号の規定により都道府県に配分される補助金の額が、当該都道府県において協同農業普及事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の倍額を超えるときは、その超える部分に、

当該都道府県はこれを受領することができない。

（助成の承諾）

第十七条 都道府県は、前条の規定により、割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業実施計画書

二 収支予算書

（計画の変更）

第十八条 都道府県が承諾書を提出した後、前条各号の書類に記載した事項に重大な変更を加えようとするときは、予め農林大臣の承諾を受けなければならない。

（補助金の流用禁止）

第十九条 本章の規定により交付される補助金は、直接と間接とを問はず、これを諸建物の購入、建造、保存若しくは修理、土地の購入若しくは借入、研究若しくは普及のための農場の経営、取締事務その他本章に規定する目的以外の目的に使用してはならない。

（補助金の還付）

第二十条 農林大臣は、本章の規定により補助金の交付を受けた都道府県が左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができらる。

一 前二条の規定に違反したるとき

二 支出額が予算額に比し減少したとき

二 農林大臣は、都道府県が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府県に対する補助金の判当又は交付をしない。

(補助金の交付の停止)

第二十條のニ 農林大臣は、第十七條の承諾書を提出した都道府県における事業の実施状況が実施計画に適合しないと認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。
(收支の算書)

第二十一條 本章の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、農林大臣の定めよう様式により、收支算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。
(年次報告書)

第二十二條 農林大臣は、毎年度、本章の目的のため定められた予算の支出額及び本章の規定により補助金の交付を受けて実施した事業の進捗の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の年次報告書を、財政部第四十條の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するものとする。
(異議の申立)

第二十三條 農林大臣は、都道府県が左の各号の一に該当することを事由として第十六條第一項の各号の規定による補助金の割当若しくは交付をしないとき、又は第二十條のニの規定により当該補助金の交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告すると共に当該都道府県に通知しなければならない。

一 第十五條第二項の承諾がないとき、

二 第二十條第一項の規定により命ぜられた補助金の還付をしないことにつき正当の理由がないこと、

三 前項の通知を受けた都道府県は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から

から一箇月以内に内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができ、

内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならぬ。異議の申立を正当と認められたときは、農林大臣は、当該補助金の割当又は交付をしなければならぬ。

農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認められた場合は、当該補助金を第十六条第一項第四号に掲げる都道府県に交付することができ、

附 則

第二十四条 この法律施行の期日は、その交付の日から三箇月を超えない期間において、政令でこれを定める。

第二十五条 第四条第一項及び第十五条第一項の規定する書類の提出に関しては、昭和二十三年度に限り、同条の規定に拘らず農林大臣の指示するところによるものとする。

第二十六条 第五條及び第十六条第一項中割当の期日に関する規定は昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十七条 第十六条第二項の規定は昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十八条 産業試験費講習費国庫補助法（明治三十九年法律）第九号はこれを廃止する。

大藏大臣 北村 徳太郎
農林大臣 永江 一夫
内閣総理大臣 芦 田 均